

令和 8 年 7 月 3 日
みどり 3 3 推進担当部
み ど り 政 策 課

みどりの基本計画改定に向けた検討状況について

1 主旨

現行の「みどりの基本計画(平成 30 年 3 月策定)」は令和 9 年度(2027 年度)で計画期間が終了するため、令和 10 年(2028 年)4 月の改定に向けて、令和 7 年度より検討を進めている。

今般、これまでのみどりの資源調査結果、施策の取組み実績及び区民意識に関する状況等を踏まえ、現状の検証と課題の整理を行ったため、報告する。

2 これまでの経緯

令和 7 年 2 月	都市整備常任委員会(みどりの基本計画の改定作業について)
令和 7 年 5 月～9 月	みどりに関するプレアンケートの実施
令和 8 年 2 月	都市整備常任委員会(みどりの基本計画改定作業における検討状況について)
令和 8 年 5 月	環境審議会(みどりの基本計画改定作業における検討状況について)
令和 8 年 6 月	みどりに関する区民意識調査開始

3 みどりの現状と課題【別紙 1、2 参照】

(1) 現状

- ・ 現行計画では量・質・協働の側面から取組みを推進し、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定、公園整備、公共施設緑化、民有地の緑化誘導、区民協働による活動が進展し、一定の成果がみられる。
- ・ 量の指標である区全体のみどり率は 2006 年以降、25%前後で横ばいに推移している。公園や公共・公益施設など担保性の高いみどりが増加している一方で、農地や民有地のみどりの減少が進行し、両者が拮抗する構造がある。特に、農地の宅地転用や敷地の細分化の進行により、まとまりのあるみどりの減少がみられる。
- ・ みどりの質と協働の指標であるみどりに対する区民満足度は向上している。また、みどりの量の確保に加え、暑熱緩和、生物多様性の確保、風景づくりなどのみどりが持つ多面的な機能にも関心が寄せられている。
- ・ 加えて、樹木の老木化、維持管理負担の増大、協働の担い手不足など、みどりの維持・更新および活用を持続していくうえでの課題が顕在化している。

(2) 課題

- ・ みどり率は長期的に横ばいで推移しており、2027年度29%、2032年度33%の目標との乖離が大きく、現状の延長では達成が困難な状況にあるため、計画改定にあたっては、目標設定のあり方などの検討が必要である。
- ・ 農地の減少や宅地の細分化など、民有地に由来するみどりの減少に対し、実効性のある保全・創出の方策を講じていく必要がある。
- ・ みどりの量の確保に加え、暑熱緩和、防災・減災、生物多様性、風景づくり等の観点を踏まえた「質」の向上を図るとともに、樹木の老木化への対応を含め、適切な維持管理および計画的な更新の仕組みの強化が求められる。
- ・ 区民協働によるみどりの維持管理については、担い手の不足が進行していることから、持続可能な活動体制の構築が課題となっている。

4 今後の検討の進め方

みどりに関する区民意識調査、区民参加ワークショップ、令和8年度みどりの資源調査、環境審議会や区議会における議論等を相互に連動させながら、計画改定作業を進める。

(1) みどりに関する区民意識調査

① 調査目的

令和7年度にイベント等の来場者を中心に実施したプレアンケートの結果を踏まえ、みどりに関する区民の実感や今後求められる取組みの方向性を把握し、計画改定及び施策検討に活用する。

② 調査期間 令和8年6月17日から令和8年7月8日まで

③ 調査対象 世田谷区住民基本台帳から無作為抽出した15歳以上の区民5,000人

④ 調査項目

みどりとの日常的な関わり、満足度、現状に対する評価、区の実践に対する評価、みどりに関する活動等

⑤ その他

本調査とは別に15歳未満を対象とした意識調査も実施し、次世代の視点を踏まえた計画改定につなげる。

(2) 区民参加ワークショップ

① 目的

定量的手法では捉えにくい日常の実感に基づくみどりの評価や課題認識を把握するとともに、区の将来像や取組みの方向性について意見を伺い、計画改定及び施策検討に活用する。

② 開催日時

第1回：	令和8年	8月	8日（土）	10時～12時30分
第2回：		9月	13日（日）	同上
第3回：		10月	31日（土）	同上

③ 対象者・人数 区民（公募）25名程度

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和 8 年 7 月 環境審議会（諮問）
 - 8 月～11 月 区民参加ワークショップ（3 回）
 - 9 月 都市整備常任委員会（改定の方向性）
 - 9 月 環境審議会（改定の方向性）
- 令和 9 年 1 月 環境審議会（骨子案）
 - 2 月 都市整備常任委員会（骨子案、令和 8 年度資源調査速報値報告）
 - 6 月 環境審議会（計画素案）
 - 9 月 都市整備常任委員会（計画素案）
 - パブリックコメント実施（計画素案）
 - 11 月 環境審議会（答申）
- 令和 10 年 2 月 都市整備常任委員会（計画案）
 - 3 月 計画改定

世田谷区みどりの基本計画

現状分析・課題整理

【データ出典】

みどり量

- ・ 世田谷区みどりの資源調査

区民意識

- ・ 区政モニターアンケート
- ・ みどりに関するプレアンケート

みどり量の状況

地域別傾向／区民意識・みどりの機能

基本方針別の評価と課題

現況分析① みどり量の状況

みどり率は2006年以降25%前後で横ばい

2021年 みどり率

24.38%

2021年 みどり量

1,415.34ha

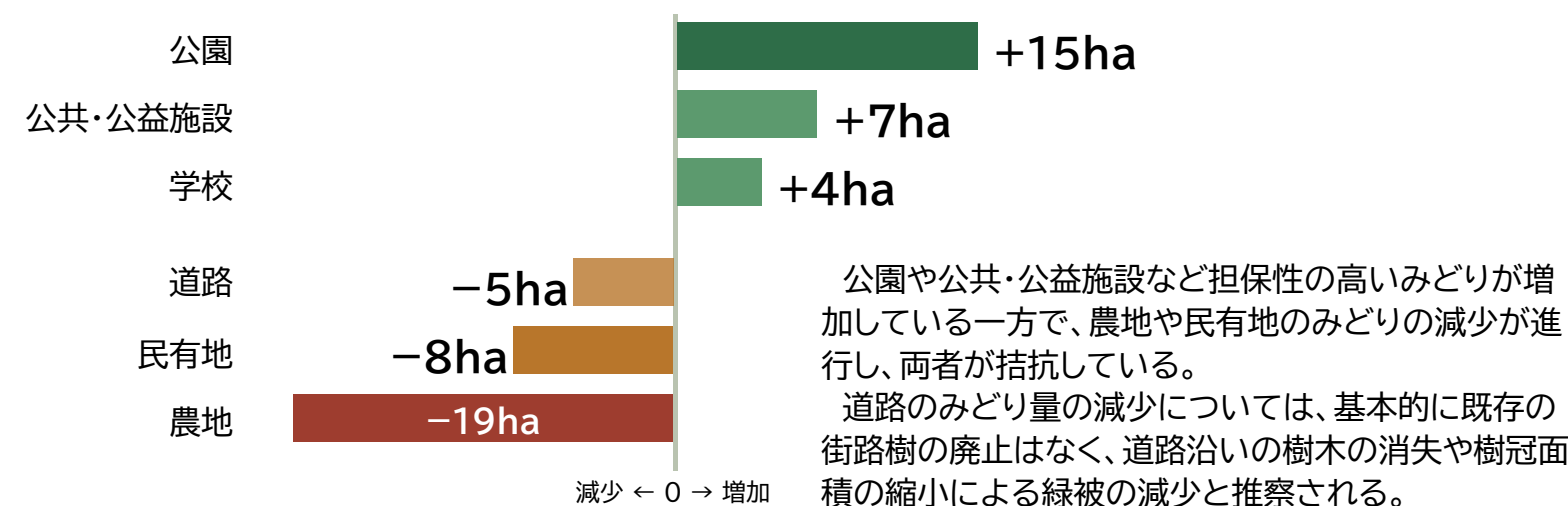
2011年みどり率

24.60%

2011年→2021年

-14ha

① 土地利用別みどり量の増減（ha）〔2011年→2021年〕 ※その他(水面・河川等)を除く。



土地利用の変化による主なみどりの減少要因 / 農地

農地の宅地転用で変化したみどり量

- 12.4ha

農地が宅地へ転用されたことにより、まとまったみどりが失われている。特に農地が残る地域では、開発など土地利用転換の影響を受けやすく、その結果としてみどりの喪失が進行しやすい構造がみられる。

土地利用の変化による主なみどりの増加要因 / 民有地

住宅用地が継続した敷地では、5地域すべてでみどり量が増加

+ 30.8ha

住宅地における緑化推進施策が一定の成果を上げていることがうかがえる。

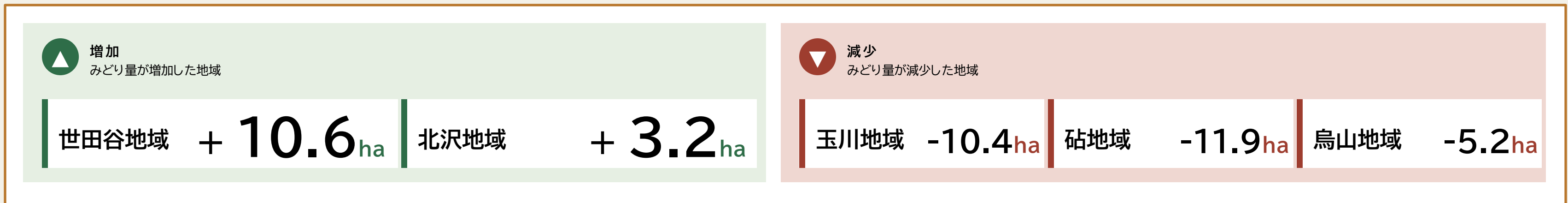
まとめ

区のみどり量は全体として横ばいにみえるものの、その内訳をみると、担保性の高いみどりは着実に増加している一方で、民有地や農地のみどりは減少している。みどりの量を維持・増加させていくうえでは、民有地や農地におけるみどりをどのようにの保全・創出していくかが課題である。

現況分析② 地域別傾向／区民意識・みどりの機能

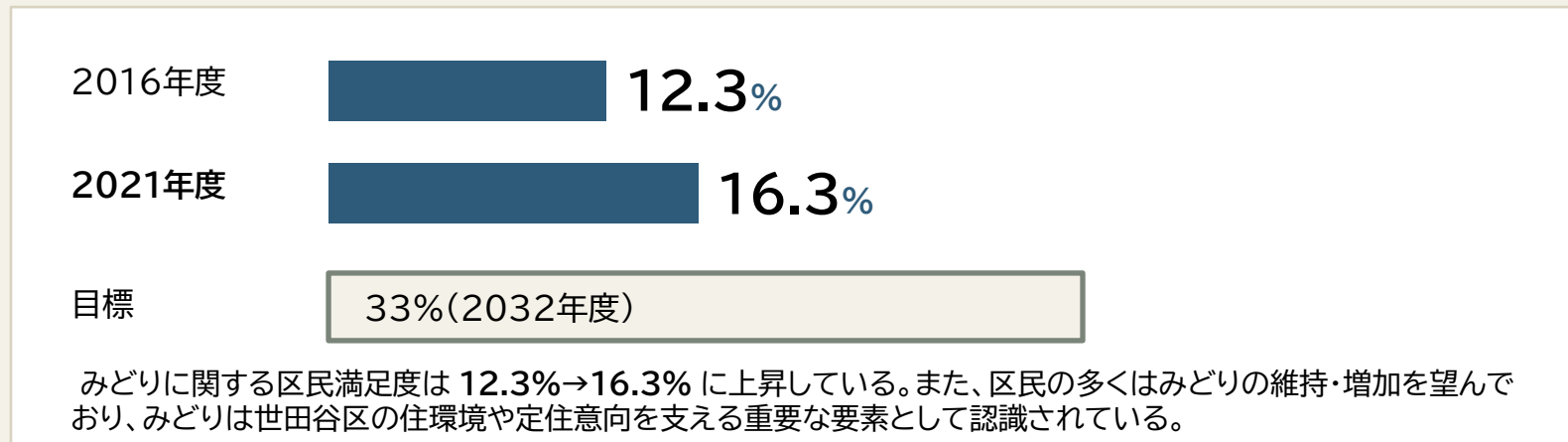
地域ごとの土地利用の変化がみどりの増減にも表れる／区民意識の高まり

② 地域別の傾向〔2011年→2021年〕 — 5地域で増減が分かれる

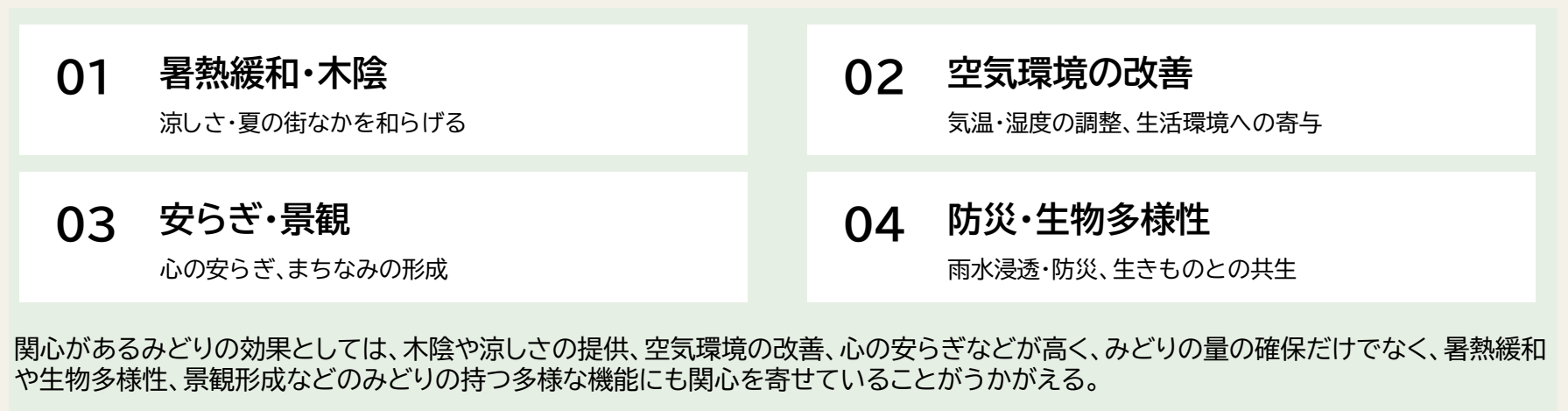


増加がみられる世田谷地域及び北沢地域は、土地利用別にみると、いずれも民有地のみどりの増加が顕著であり、既存住宅地における緑化推進施策の効果が一定程度現れているものと考えられる。一方、玉川地域、砧地域及び烏山地域では、農地や大規模敷地に残るみどりの減少が大きく、特に玉川地域では、民有地のみどりの減少量が他地域と比較して大きい状況にある。

③ 区民意識 — みどりに対する区民満足度「大変満足している」の割合



④ みどりの機能 — プレアンケートで把握した関心があるみどりの効果



まとめ

区全体ではみどり量は横ばいで推移している。相対的にみどり量の多い地域では減傾向、少ない地域では増傾向を示している。
区全体のみで状況を把握するのではなく、地域ごとの土地利用特性やみどりの構成の違いを踏まえ、地域特性に応じた対応を進めていく必要がある。

基本方針別の評価と課題①

方針1・2

POLICY

1

基本方針 1

水循環を支えるみどりを保全する

【現状】

- 特別緑地保全地区・市民緑地制度等の活用は着実に進展している。
- 一方、農地や民有地のみどりは減少傾向にある。
- 近年は、老木化が進行している樹木の増加や、気候変動の影響により、樹勢の衰えや生育不良がみられる。
- 区内には国分寺崖線周辺を中心に多くの湧水が分布しており、湧水量は年間降水量と概ね連動している。

【課題】

- 農地や屋敷林などのまとまったみどりが残る地域ほど減少圧力が大きく、区全体のみどり量の確保において大きな課題となっている。
- 気候変動による生育環境の変化や老木化により、みどりの持つ機能が十分に発揮できない状況が見られる。
- 落ち葉の処理や剪定など、維持管理における負担が大きく、個々の努力のみでは保全の継続が困難となる事例がみられる。
- 近年の気候変動の影響により、局所的な集中豪雨の増加など、水害のリスクの懸念が高まっている。

【今後の方向性】

- ▶ 農地、屋敷林等の保全を一層進めるとともに、所有者に対する維持管理支援や負担軽減を検討する必要がある。
- ▶ 暑熱緩和・防災・水環境保全・生物多様性など、みどりの多面的機能を可視化し、その価値を共有しながら保全を進める必要がある。
- ▶ 適切な維持管理や計画的な更新(植替え・世代更新等)により、樹木の健全性を維持し、持続可能なみどりの保全を推進する。
- ▶ 気候変動を踏まえた樹種選定や植栽手法の検討を進める。
- ▶ 農地等の自然面の保全や雨水浸透施設の整備など、グリーンインフラの観点から雨水流出の抑制と地下水涵養を図り、湧水や地下水・宙水の保全を推進する。

POLICY

2

基本方針 2

核となる魅力あるみどりを創出する

【現状】

- 公園整備の推進により、核となる魅力あるみどりの蓄積は着実に進んでいる。
- 計画段階からのワークショップや地域との協働を通じ、公園が交流やにぎわいの拠点となる取組みも進められている。
- 飲食店の公募誘致やPーPFI、ネーミングライツなどの官民連携、NPOや大学、商店街との連携によるイベント開催など、公園・緑地が地域の賑わいや交流の場となる利活用の取り組みを進めている。

【課題】

- みどり量の地域間の偏りは減少傾向にあるものの、引き続き存在している。
- 量の確保に加え、暑熱緩和、防災・減災、憩い、交流等、多様な役割を果たす場としての機能向上を図る必要がある。
- 公園施設の老朽化が進むとともに、利用者ニーズが多様化しており、従来の整備・管理手法だけでは十分に対応しきれない状況がある。
- 植栽基盤や生育環境の影響による生育不良や老朽化により、倒木等のリスクが懸念される樹木もみられる。

【今後の方向性】

- ▶ 引き続き、公園・緑地が不足する地域を中心に用地確保を進めるとともに、既存公園については施設や樹木の適切な維持管理や再整備、機能更新等により質の向上を図る必要がある。
- ▶ 公園の規模や地域の特性を踏まえ、多様な主体との連携による取組みをさらに推進させることで、新たな利用者の創出や地域活動の活性化につなげ、公園の魅力向上と持続可能な管理運営の実現を図っていく。
- ▶ 公園管理協定や地域活動等の既存の協働の仕組みを活かしつつ、多様な主体が関わりやすい参加機会を創出していく必要がある。
- ▶ 樹木の点検や診断を進めるとともに、老木化した樹木の計画的な更新を行うことで、安全性と機能性の両立を図る。

基本方針別の評価と課題②

方針3・4・5

POLICY

3

基本方針 3

街なかに多様なみどりをつくり、つなげる

【現状】

- 民有地や公共・公益施設、学校等では、一定のみどりの創出が進展しており、街なかのみどりを支える要素となっている。
- 道路整備とあわせた植栽帯・街路樹の整備をはじめ、みどりの計画書制度による民有地緑化の誘導などにより、街なかにみどりを創出する取組みが進められてきた。

【課題】

- 敷地の細分化や建替えの進行により、従来まとまりのあるみどりを形成していた敷地の減少が進んでいる。
- 植栽基盤や生育環境の影響による生育不良や老朽化により、倒木・落枝等のリスクが懸念される樹木もみられる。
- また、雨水浸透や暑熱緩和、防災性向上など、都市環境の改善に資するみどりの機能が期待されている。

【今後の方向性】

- ▶ 引き続き、緑化地域制度・みどりの計画書制度・緑化助成制度等を活用しながら、都市計画や土地利用誘導と連動したみどりの創出を強化していく。
- ▶ 植栽場所に見合った樹種選択や、植栽基盤の改善、剪定・樹木の更新など、適切な維持管理を図ることで、景観・美観を保ちつつ、質の高いみどりを維持していく。
- ▶ 雨水浸透、暑熱緩和、防災性向上など、みどりの多面的機能を高める観点から、グリーンインフラの考え方を取り入れたみどりづくりを進める。

POLICY

4

基本方針 4

みどりと関わる活動を増やし、協働する

【現状】

- 管理協定・花いっぱい協定・ボランティア活動等、区民との協働によるみどりづくりは着実に広がり、みどりの保全や維持管理を支える基盤となっている。
- みどりを守り育てる活動は、地域への愛着や交流の促進にも寄与している。

【課題】

- 活動団体の担い手・後継者不足が進行しており、活動の継続性の確保が課題。
- 活動に参加していない層や関心はあっても時間や機会の制約により参加につながっていない実態がある。

【今後の方向性】

- ▶ 既存団体の活動継続を支える視点から、負担軽減・支援の仕組みの充実を図るとともに、参加しやすい仕組みづくりを進めていく必要がある。
- ▶ 地域特性や参加者層に応じた柔軟な参加機会を用意し、継続的な担い手の確保につなげていくことが求められる。

POLICY

5

基本方針 5

みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える

【現状】

- 区民はみどりを住環境や暮らしの質を支える重要な要素として認識しており、特に小中学生の多くが「みどりは大切」と認識。
- 環境学習や大学連携、各種マップ等による情報発信など、教育・体験の場を通じた普及啓発が進められている。

【課題】

- 「世田谷みどり33」をはじめとした計画や施策の認知は十分とはいえない。
- みどりの価値を幅広い世代に浸透させ、日常的な関わり・主体的な行動につなげる取組みが必要である。

【今後の方向性】

- ▶ 区民がみどりの価値や役割を実感できる機会を充実させるとともに、子どもや若い世代を含む幅広い層が、みどりに関わるきっかけを持てる仕組みを充実していく必要がある。
- ▶ 普及啓発と協働の取組みを連動させ、認知から参加、参加から継続的な関与へつなげる施策展開を図る必要がある。

別紙2

世田谷区みどりの基本計画改定検討

みどりの状況の分析

0. 計画の概要	P.2	4. 機能の発揮状況	P.50
1. 現状、近年の動向	P.3～5	4-01. 環境の改善	P.51～53
2. データに基づく分析状況	P.6	4-02. 生きものの生息生育環境	P.54
2-01. 検証方針	P.7	4-03. 防災減災	P.55～57
2-02. 区全体のみどり率の推移	P.8～9	4-04. 風景づくり・文化の醸成	P.58
2-03. 土地利用別のみどり面	P.10	4-05. レクリエーション	P.59
2-04. 地域別のみどり面の変化	P.11～16	4-06. 教育	P.60
3. 施策の取組み状況	P.17	4-07. 遊びの場	P.61～62
3-01. 公園	P.18～23	4-08. 健康増進	P.63
3-02. 道路	P.24～25	5. 区民意識の状況	P.64
3-03. 学校	P.26～27	5-01. 世田谷区民意識調査2024	P.65～66
3-04. 公共・公共施設	P.28～30	5-02. プレアンケート	P.67～74
3-05. 民有地	P.31～44		
3-06. 農地	P.45～46		
3-07. みどりを守り育てる活動	P.47～48		
3-08. みどりに関する普及啓発	P.49		

■概要

みどりの基本計画では、将来像に「世田谷みどり33」を掲げ、「量の確保」、「質の向上」、「協働の推進」の3つの側面から総合的にみどりづくりを進めることとしている。

■位置付け

本計画は、都市緑地法に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、世田谷区みどりの基本条例に基づく「みどりの保全及び創出に関する基本計画」である。

■目標

みどりの豊かさの実現に向けた具体的な目標として「みどりの面積の割合(みどり率)」及び「みどりに関する区民満足度」を2032年までに33%とすることをめざしている。

みどり率 【目標:2027年度29%、2032年度33%】

土地利用別【目標:2027年度、220haのみどり面の増加】

みどりに対する区民満足度「大変満足している」の割合

【目標:2027年度25%、2032年度33%】

◆緑被率とみどり率とは？

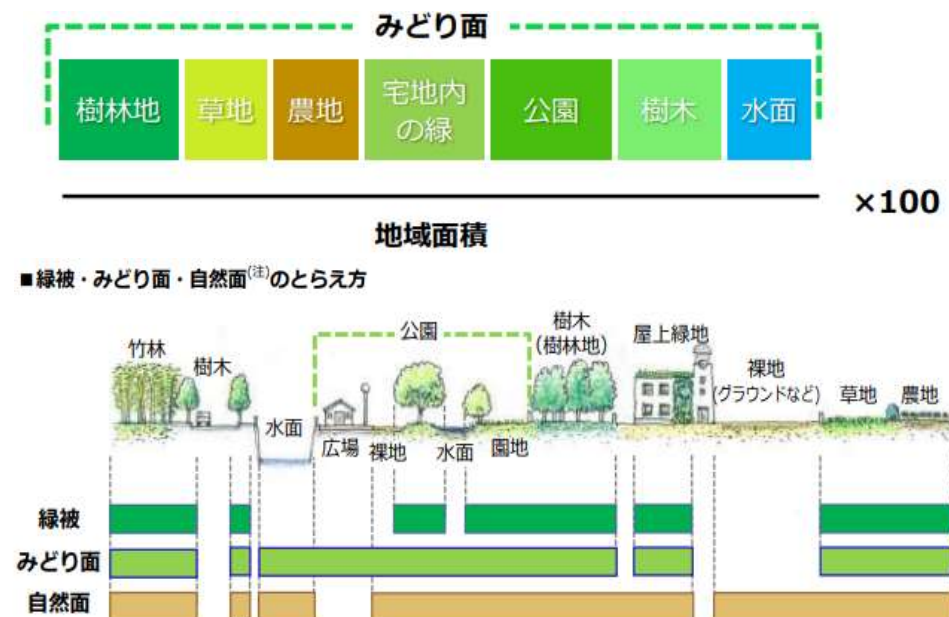
(1)緑被率

緑が地表を覆う部分(樹林地、草地、農地及び屋上緑地)の面積が地域全体に占める割合。区内の緑被の分布及び緑被面積は、「みどりの資源調査」において、航空写真画像を判読することで算出している。なお、全国的に緑化の指標として用いられている。

(2)みどり率

緑被率に水面と公園内の緑に覆われていない部分を加えた面積(以下、「みどり面」という。)が地域全体を占める割合。

東京都が2000年に策定した「緑の東京計画」において、緑被率に「水面」と「公園の緑で覆われていない部分」を加えた新たな指標として設定。世田谷区では2001年からみどり率の調査を実施している。



注：自然面…建築物などの人工物に被われていない土地

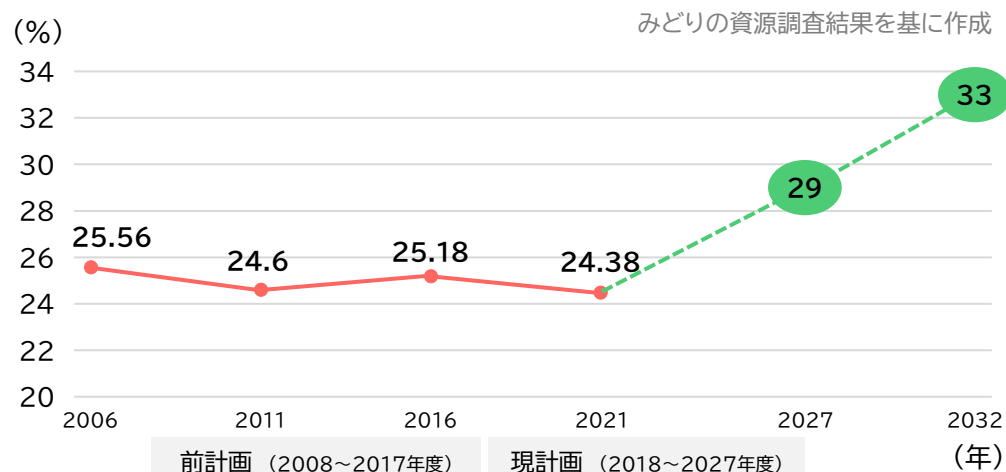
1. 現状、近年の動向

みどり率

【目標：2027年度29%、2032年度33%】

〔みどり率の推移〕

2016年から2021年にかけて25%前後でほぼ横ばいで推移している。

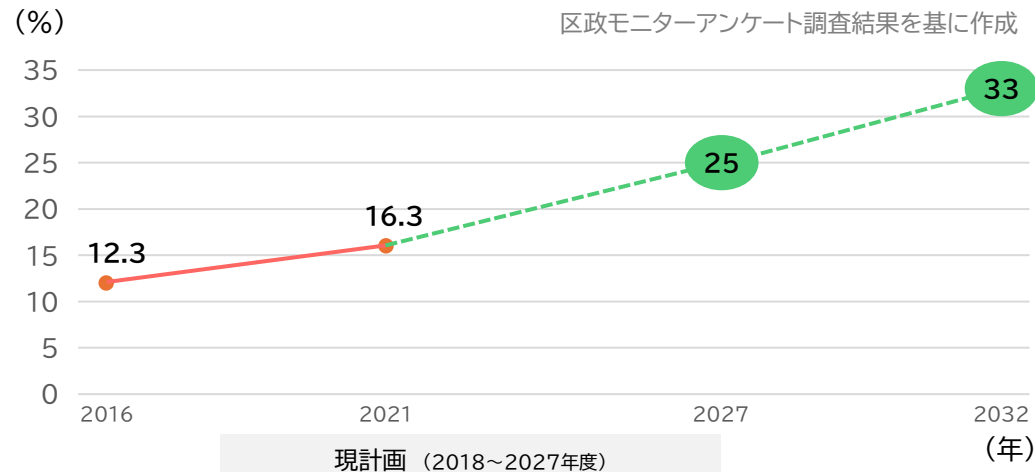


みどりに対する区民満足度「大変満足している」の割合

【目標：2027年度25%、2032年度33%】

〔区民満足度「大変満足」の推移〕

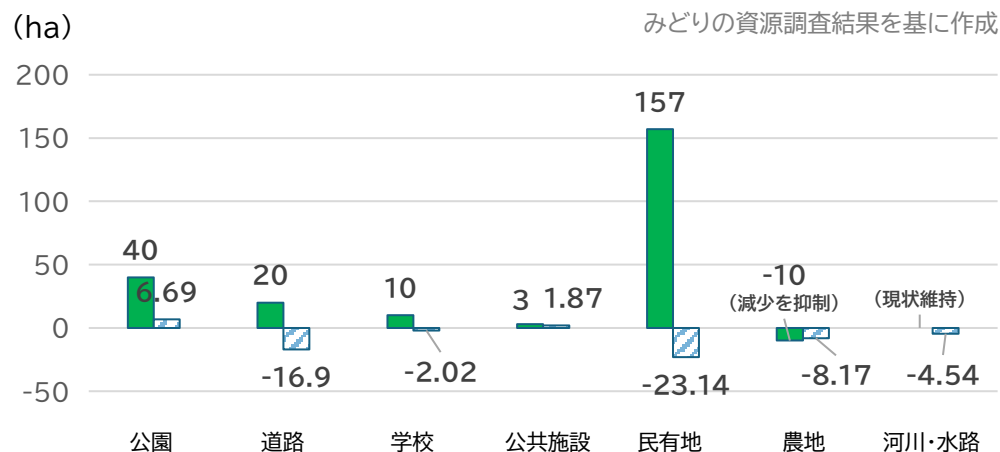
2016年12%から2021年16%と上昇している。



※2016年、2021年は区政モニターアンケートにて「大変満足」「どちらかという満足」「どちらでもない」「どちらかという不満」「大変不満」の5択より選択。

土地利用別 みどり面

【目標:2027年度、220haのみどり面の増加】



〔土地利用別みどり面 目標と進捗状況〕

■目標量 ■現況

2018年から2027年までの10年間で220ha増加を目標としているが、2016年から2021年の5年間で46ha減少している。

※目標量は2018年から2027年までの10年間で目指すみどり面の変化量

※現況は2016年から2021年の5年間で進捗したみどり面の変化量

①人口・世帯

人口は、平成以降増加傾向で推移している。世帯数についても一貫して増加しており、住宅需要の高まりがみられる。一方で、1世帯あたり人員は減少しており、世帯の小規模化が進行している。

人口・世帯数の推移

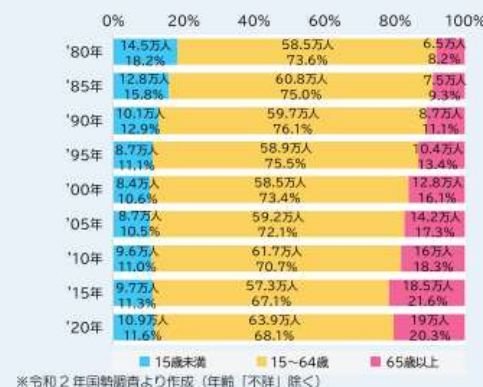


②年齢構成

出典：世田谷の土地利用2021

65歳以上の割合が増加し、15歳未満(年少人口)は減少しており、少子高齢化が進行している。
15～64歳(生産年齢人口)の割合は緩やかに低下している。

人口の年齢(三区分別)割合の推移



5歳階級別人口ピラミッド



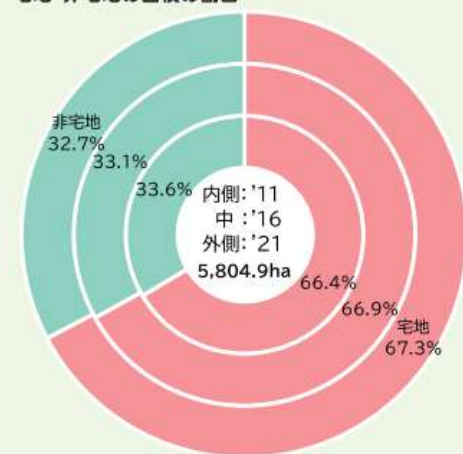
③土地利用・市街地

出典：世田谷の土地利用2021

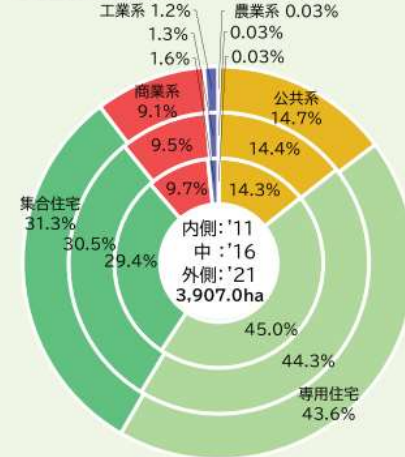
宅地が依然として大きな割合を占めている。宅地の内訳では、集合住宅の割合が増加するなど、土地利用の集約化がみられる。また、宅地規模別住宅数では小規模宅地の増加がみられ、区平均宅地面積も縮小している。

なお、2,000㎡以上の宅地は微増していることから、公共系や商業系、あるいはこれらを複合した集合住宅など、大規模施設の開発において区画の統合が進んだことがうかがえる。

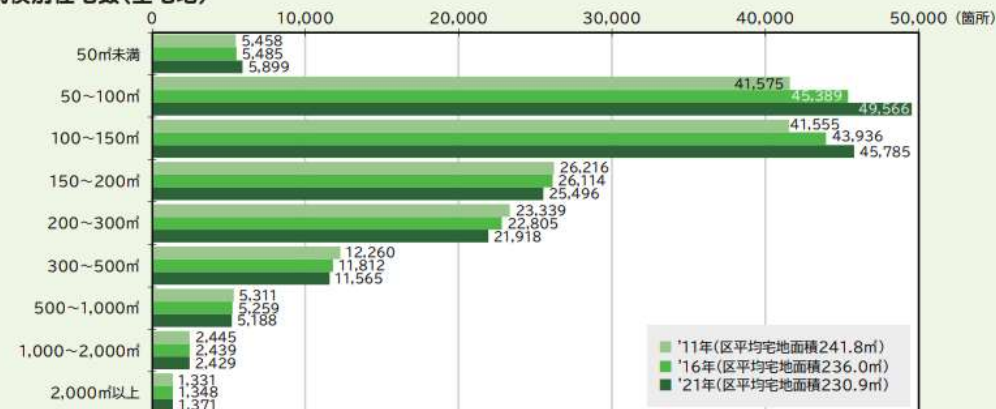
宅地・非宅地の面積の割合



宅地面積の構成割合



宅地規模別住宅数(全宅地)



※ここでの宅地とは、公共系、商業系、住居系(専用住宅、集合住宅)(20ページ)

2. データに基づく分析状況

これまでの取組み状況について、以下の4つの観点で検証を実施した。

①データに基づく分析

過去のみどりの資源調査の調査結果からみどり量の増減要因や地域別の違いについて検証する。

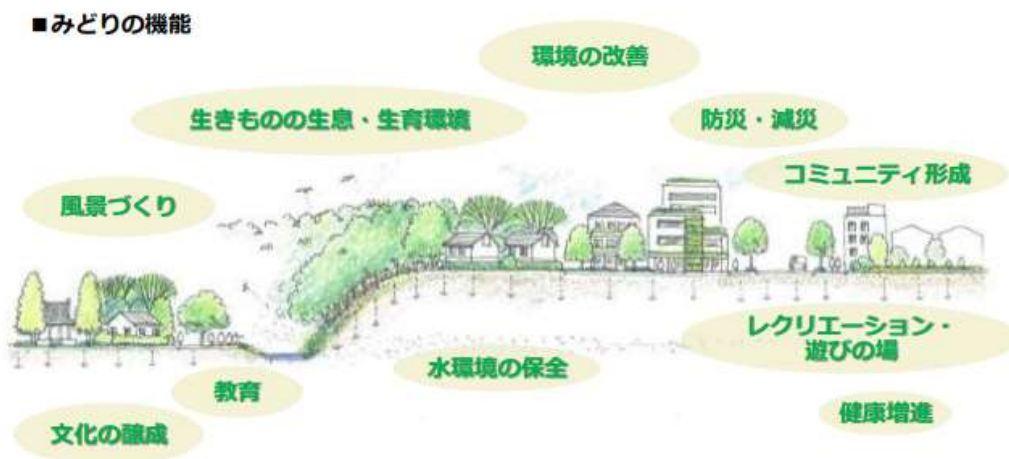
②施策の取組み状況

みどりの基本計画で掲げる『土地利用別の目標』について、これまでの施策の取組みを量・質・協働の3つの視点で整理・検証する。

みどり率 29%の達成をめざし、 様々なみどりを減らさないよう努めながら、 220ha のみどりを増やします。	
土地利用別の目標	みどりの目標量 ^(注1)
公園	+40 ha
道路	+20 ha
学校	+10 ha
公共・公益施設 ^(注2)	+3 ha
民有地 ^(注3)	+157 ha
農地 ^(注4)	-10 ha (減少を抑制)
河川・水路	(現状を維持)
合 計	220 ha

③機能の発揮状況

みどりの基本計画では、みどりの多様な機能を、街づくりに欠かせない重要な社会基盤(グリーンインフラ)と位置付けている。みどりの持つ多様な機能が、私たちの生活の中で、どのように発揮されているのか検証する。



④区民意識の状況

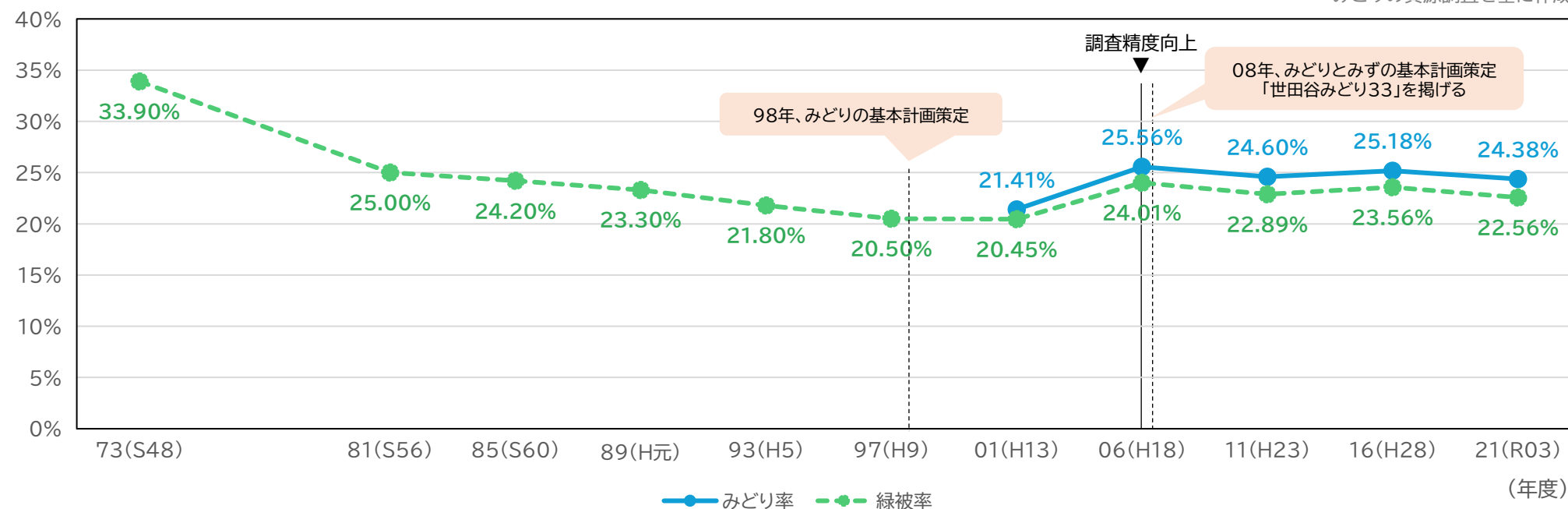
みどりの量と質の豊かさに対する区民の実感を推定する指標として「みどりに関する区民満足度」を設定している。みどりに対する区民意識の現状をプレアンケートの実施結果等から把握する。

- みどり率は2006年以降、ほぼ横ばいで推移している。なお2001年より前の緑被率については、減少傾向であった。
- 現時点で最新の調査結果である2021年は、みどり率が24.38%、緑被率が22.56%であった。
- みどり率は、調査精度が現在のレベルに向上した2006年以降、約1%(面積換算58ha)以内で増減を繰り返し、25%前後とほぼ横ばいの推移となっている。
- 緑被率についても、みどり率と同様に、2006年から2021年の15年間ではほぼ横ばいで推移している一方で、1981年～2001年までの20年間では右肩下がりの減少傾向(20年で4.5%減)である。
- みどり率の目標設定が10年間の変化量(2018年～2027年)となっていること、また最新データが2021年であることから、これ以降のみどり率の推移の検証については、2011年から2021年の推移を中心に見ていくものとする。

※ 東京都が2000年に策定した「緑の東京計画」において、緑被率に「水面」と「公園の緑で覆われていない部分」を加えた新たな指標として「みどり率」を設定したことを受け、世田谷区では2001年からみどり率の調査を実施している。

〔みどり率・緑被率の推移〕

みどりの資源調査を基に作成

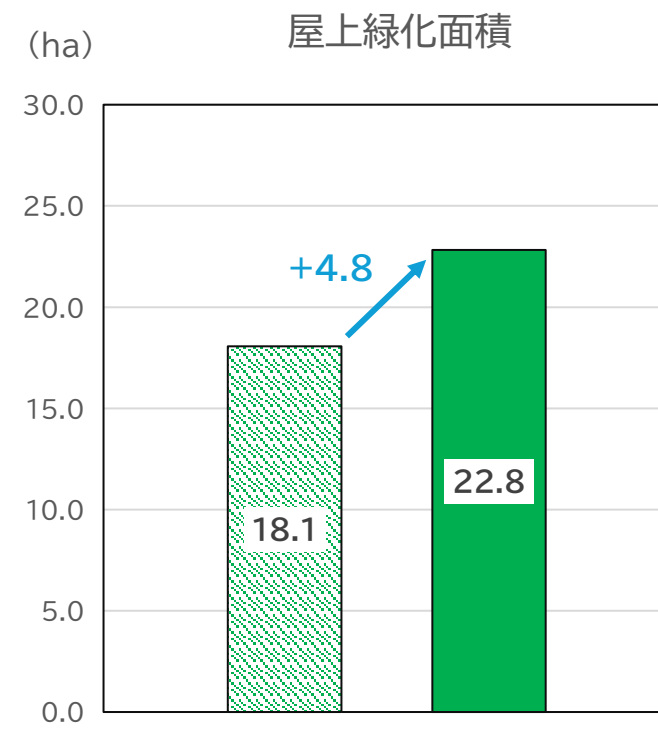
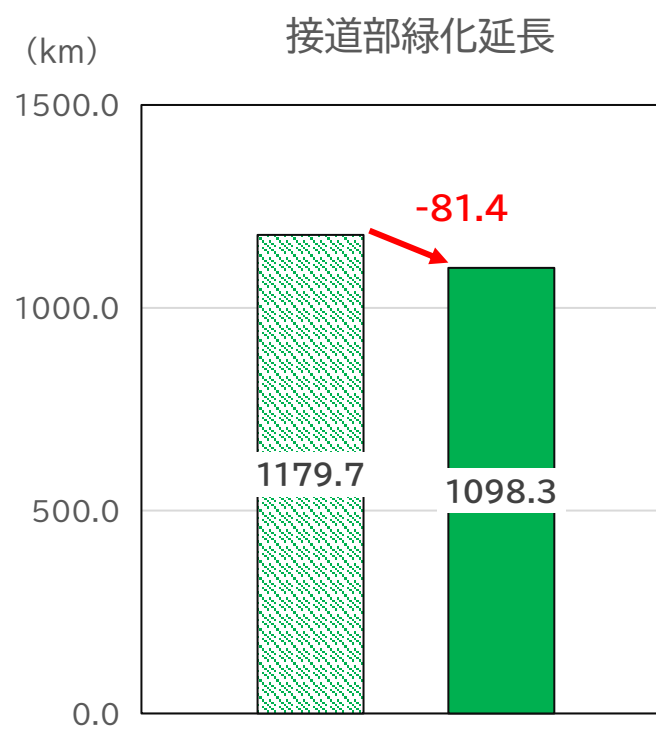
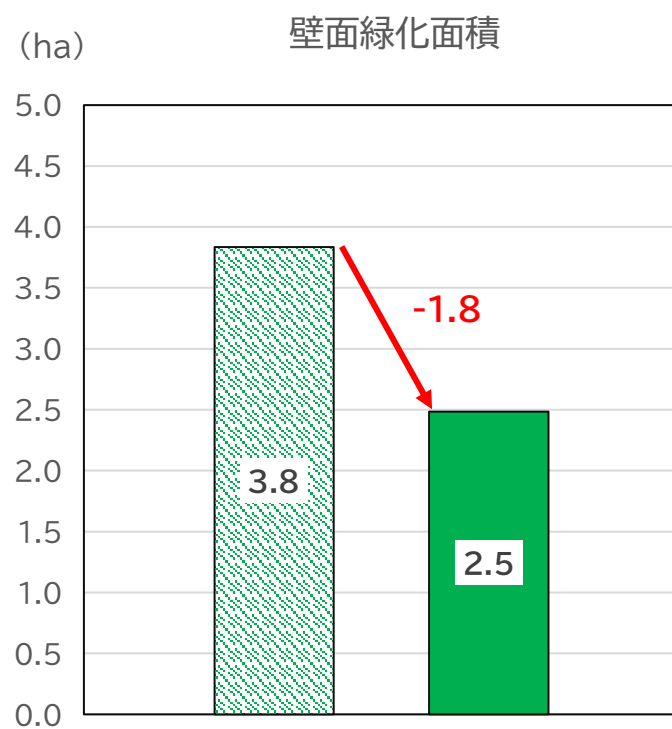


■壁面緑化面積、接道部緑化延長、屋上緑化面積の推移

- ・ 壁面緑化面積は、2011年から2021年にかけて、減少傾向(-1.8ha)である。
- ・ 接道部緑化延長は、2011年から2021年にかけて、減少傾向(-81.4ha)である。
- ・ 屋上緑化面積は、2011年から2021年にかけて増加傾向(+4.8ha)である。

〔壁面緑化面積、接道部緑化延長、屋上緑化面積の推移〕

■2011 ■2021 【敷地総面積】 2011年：4803.5ha 2021年：4798.7ha

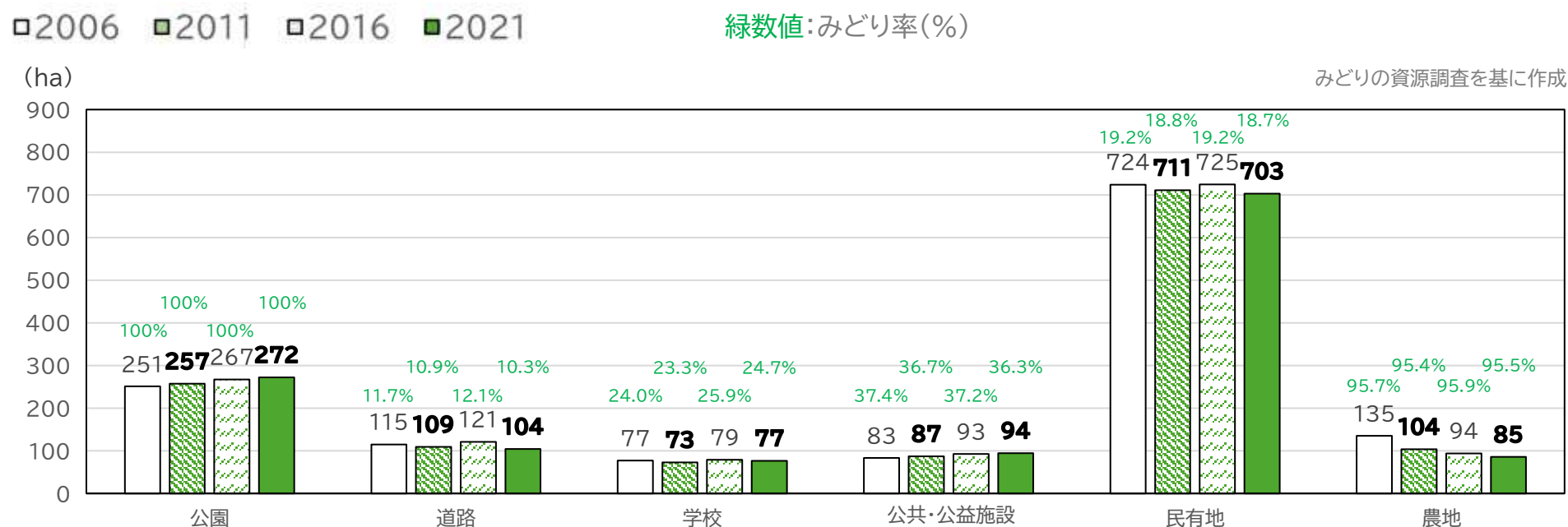


- 2011年と2021年の土地利用別のみどり面を比較すると、最も減少しているのは農地で、次に民有地となっている。

地価の高い都市部における、農地や屋敷林などの民有地のまとまったみどりの減少は、相続時の税負担が要因の1つとされており、本区においても同様の要因から敷地の細分化が起こり、みどり面が減少していると推察される。

- 道路のみどり面の減少については、基本的に既存の街路樹の廃止はなく、道路沿いの樹木の消失や樹冠面積の縮小による緑被の減少と推察される。
- 一方で、みどり面が最も増加しているのは公園、次いで公共施設、学校と続く。公共施設は敷地面積が22ha増加(259ha〔2021年〕-237ha〔2011年〕)、学校敷地は1ha 減少(312ha〔2021年〕-313ha〔2011年〕)しており、新設による緑化の促進、既存樹木の成長、植栽の追加などが要因と推察される。

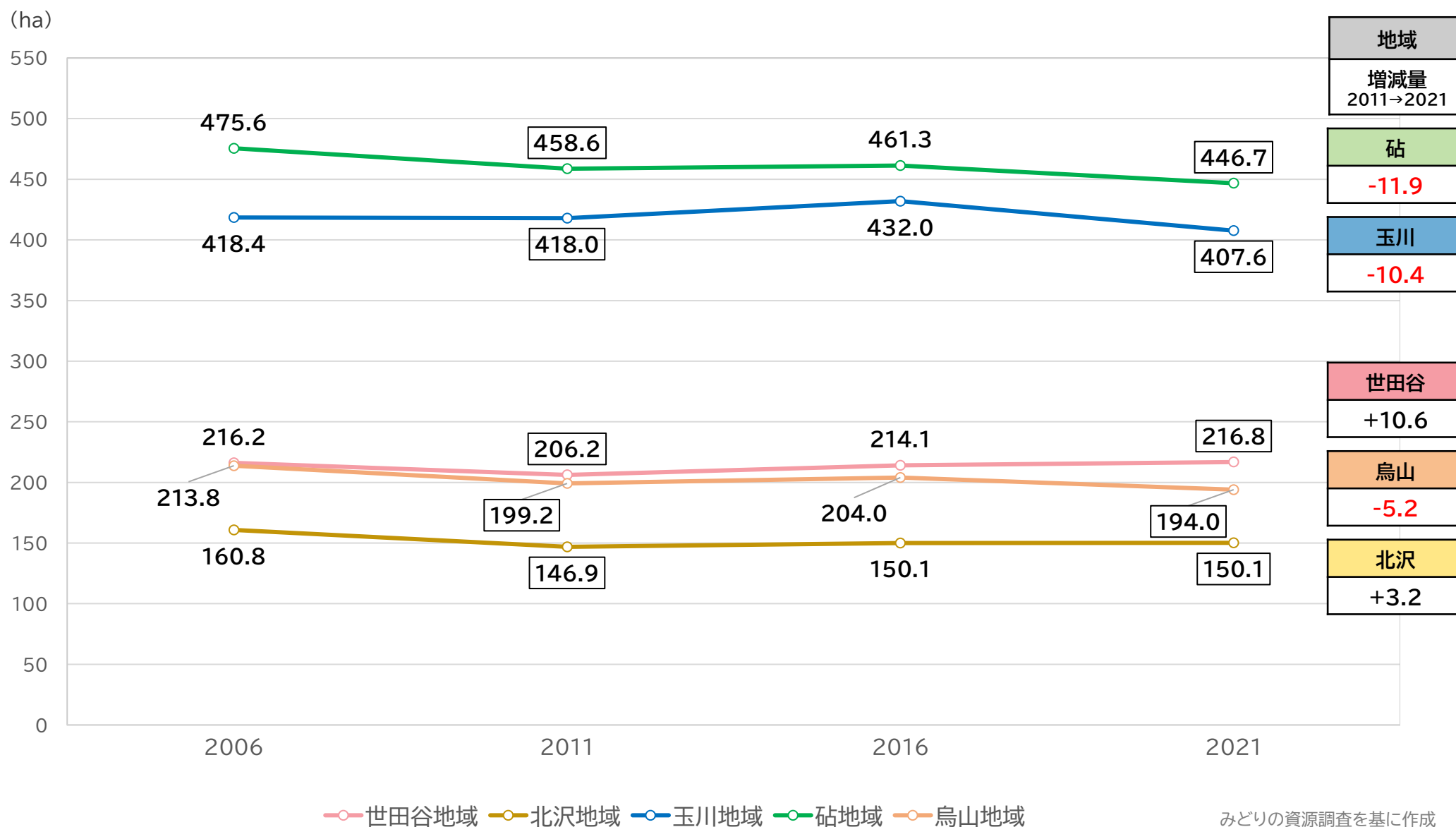
〔土地利用別のみどり面の推移(比較対象2011年と2021年)〕



2011から2021 までの増加量	+15ha	-5ha	+4ha	+7ha	-8ha	-19ha
《現行計画》 2018から2027 までの目標量	+40ha	+20ha	+10ha	+3ha	+157ha	-10ha (減少を抑制)

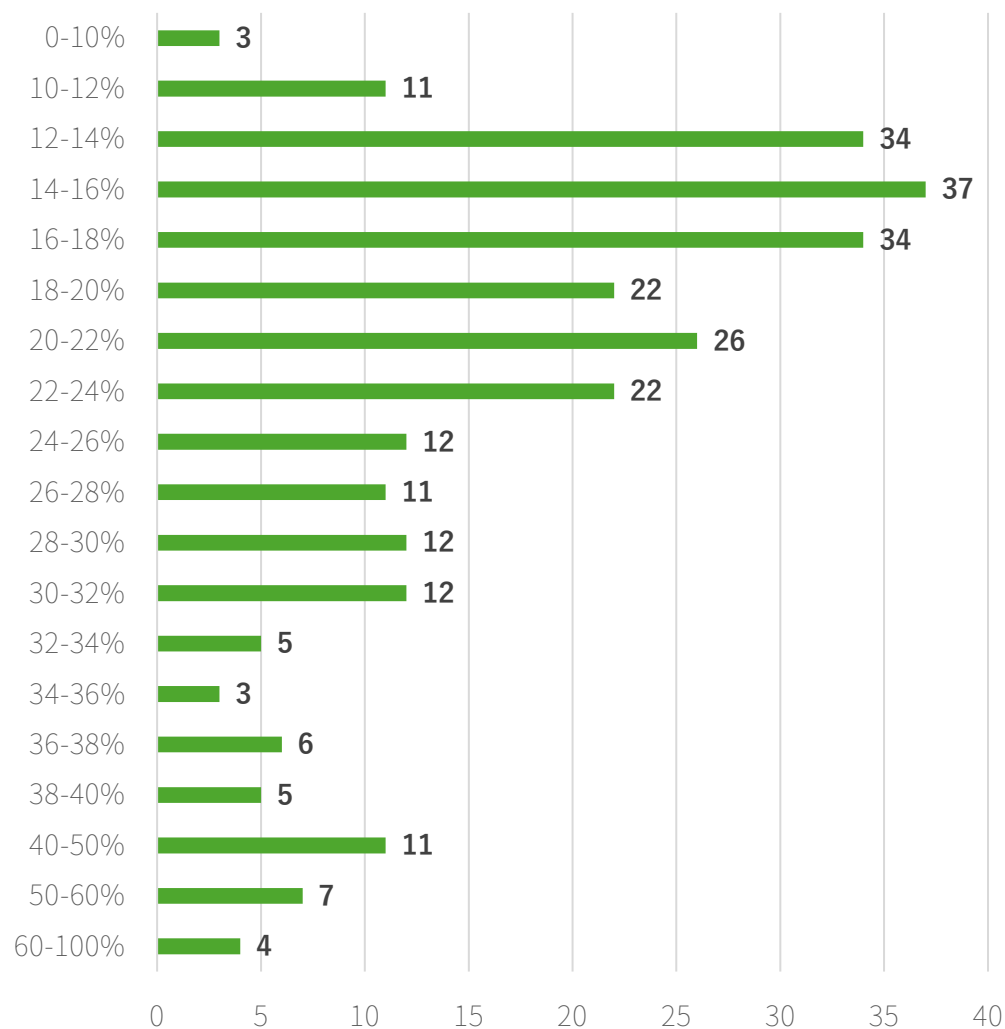
- 2011年と2021年のみどり面を比較すると、玉川・砧・烏山の3地域は減少している一方、世田谷・北沢の2地域は増加している。

〔地域別みどり面の推移(比較対象2011年と2021年)〕

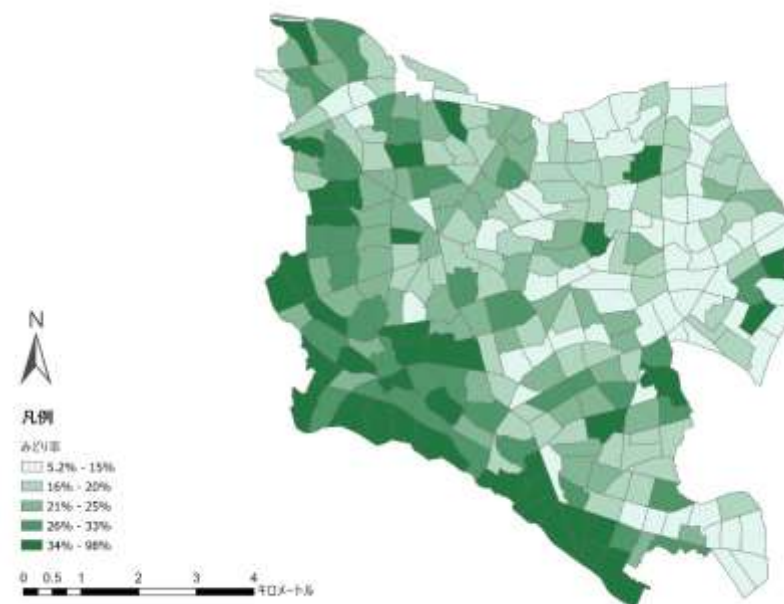


- ・ 地域別からさらに町丁目別のみどり率の変化を検証した。
- ・ みどり率33%を達成している町丁目は39存在している。
- ・ みどり率が10%～20%の層に属している町丁目が138と約半数近くである。

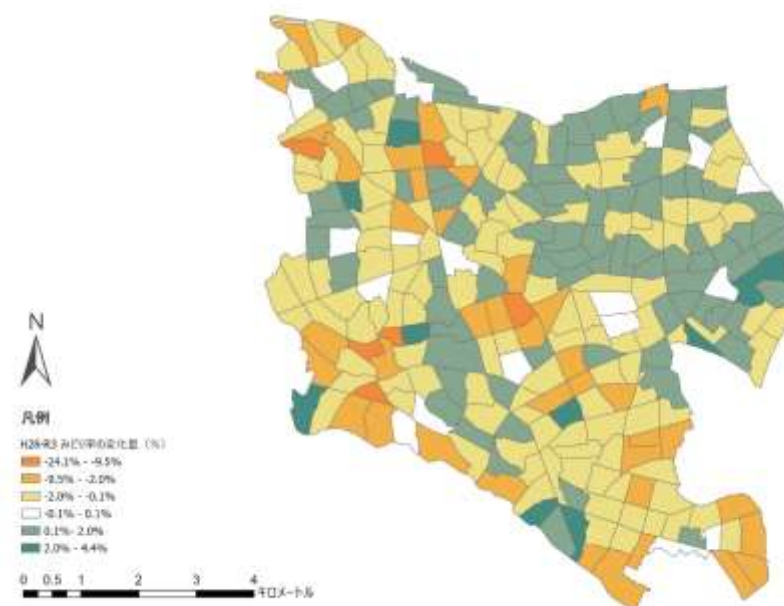
〔町丁目別みどり率の分布状況(令和3年度)〕
N=277



〔町丁目別みどり率(2021年)〕



〔町丁目別みどり率変化図(2016年→2021年)〕



■地域別の土地利用「公園／民有地／農地」別のみどり面の変化〔2011年→2021年〕

※ここでは、「公園」「民有地」「農地」の3区分を中心に見ていく。

- ・ みどり面が増加している世田谷・北沢地域を土地利用別に見ると、いずれも「民有地」の増加が顕著である。一方で、玉川・砧・烏山地域は「民有地」のみどり量が減少し、特に玉川地域の減少量は他の地域と比べると大きい。
- ・ 民有地のうち、すでに宅地化が進んでいる地域においては、緑化地域制度(全国で4自治体のみ導入している都市緑地法に基づく緑化義務)等による緑化基準が影響しみどり面の増加があり、屋敷林や庭園などまとまったみどりの残る地域においては開発等によるみどり面の減少が進んでいると推察される。
- ・ 農地は全地域で減少しており、特に砧地域・烏山地域の減少量が大きい。
- ・ 公園は全地域で整備を進めており、面積も増え、特に玉川地域は増加が大きい。公園の増加は民有地や農地の減少の一部が公有地化され緑地が保全された結果と捉えられる。
- ・ 「公園整備」や「宅地化された地域での緑化規制」等によるみどり面の増加と、「緑地や農地が残る地域での開発」等によるみどり面の減少が拮抗しており、地域によって、そのバランスや傾向が異なることが見えてきた。

〔地域別・土地利用別みどり面の推移(比較対象2011年と2021年)〕

みどりの資源調査を基に作成
※端数処理により、合計値が他ページ記載の値と異なる場合がある。

地域・年度 土地利用		世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
		2011	2021	2011	2021	2011	2021	2011	2021	2011	2021
公園	みどり面 (ha)	30	31	16	17	71	80	118	120	22	25
	増減 (ha)	+1		+1		+9		+2		+3	
民有地	みどり面 (ha)	121	128	91	98	211	200	193	187	105	101
	増減 (ha)	+7		+7		-11		-6		-4	
農地	みどり面 (ha)	5	4	5	4	24	22	41	33	27	22
	増減 (ha)	-1		-1		-2		-8		-5	

■土地利用の変化〔2011年→2021年〕

- 農地の宅地転用によって減少したみどりは12.4haである。
- 一方、住宅用地が継続した敷地では、5地域すべてでみどり面は増加しており、住宅地における緑化推進施策が、一定の成果を上げていることがうかがえる。

〔宅地転用された農地におけるみどり面の変化（農地→住宅地）〕

みどりの資源調査を基に作成

地域・年度 土地利用	世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
	2011 (農地)	2021 (住宅地)	2011 (農地)	2021 (住宅地)	2011 (農地)	2021 (住宅地)	2011 (農地)	2021 (住宅地)	2011 (農地)	2021 (住宅地)
みどり面(ha)	1	0.1	0.6	0.1	3.3	0.5	6.2	1.1	3.6	0.5
増減面積(ha)	-0.9		-0.5		-2.8		-5.1		-3.1	

〔住宅用地におけるみどり面の変化（住宅地→住宅地）〕

みどりの資源調査を基に作成

地域・年度 土地利用		世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
		2011 (住宅地)	2021 (住宅地)	2011 (住宅地)	2021 (住宅地)	2011 (住宅地)	2021 (住宅地)	2011 (住宅地)	2021 (住宅地)	2011 (住宅地)	2021 (住宅地)
2011年、2021年 ともに住宅用地の 敷地	みどり面 (ha)	90	99	70	78	138	141	120	126	62	67
	増減 (ha)	+8.5		+7.8		+3.3		+6.6		+4.6	

概要

学校の改築や公共施設の整備等に伴い、樹木や草地、屋上緑化が増加している状況が確認され、敷地の再整備にあわせた植栽の導入や、屋上空間の活用によって、新たなみどりが創出されている様子が見られる。

下馬二丁目(樹木、草地の増加)



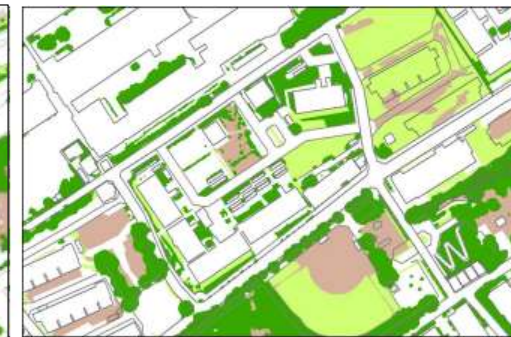
2011年



2021年



2011年



2021年

教育文化施設A(下北沢小学校):樹木、草地、屋上緑地の増加



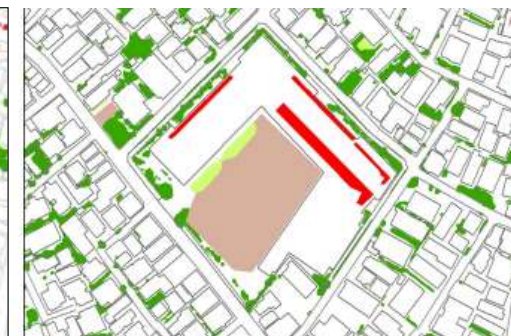
2011年



2021年



2011年



2021年

凡例

 樹木地

 竹林

 屋上緑地

 草地

 農地

 裸地

教育文化施設A(若林小学校):樹木、草地、屋上緑地の増加



2011年



2021年



2011年



2021年

スポーツ興業施設・官公庁施設(希望丘地域体育館、他):樹木、草地、屋上緑地の増加



2011年



2021年



2011年



2021年

凡例

樹木地
草地

竹林
農地

屋上緑地
裸地

3. 施策の取組み状況

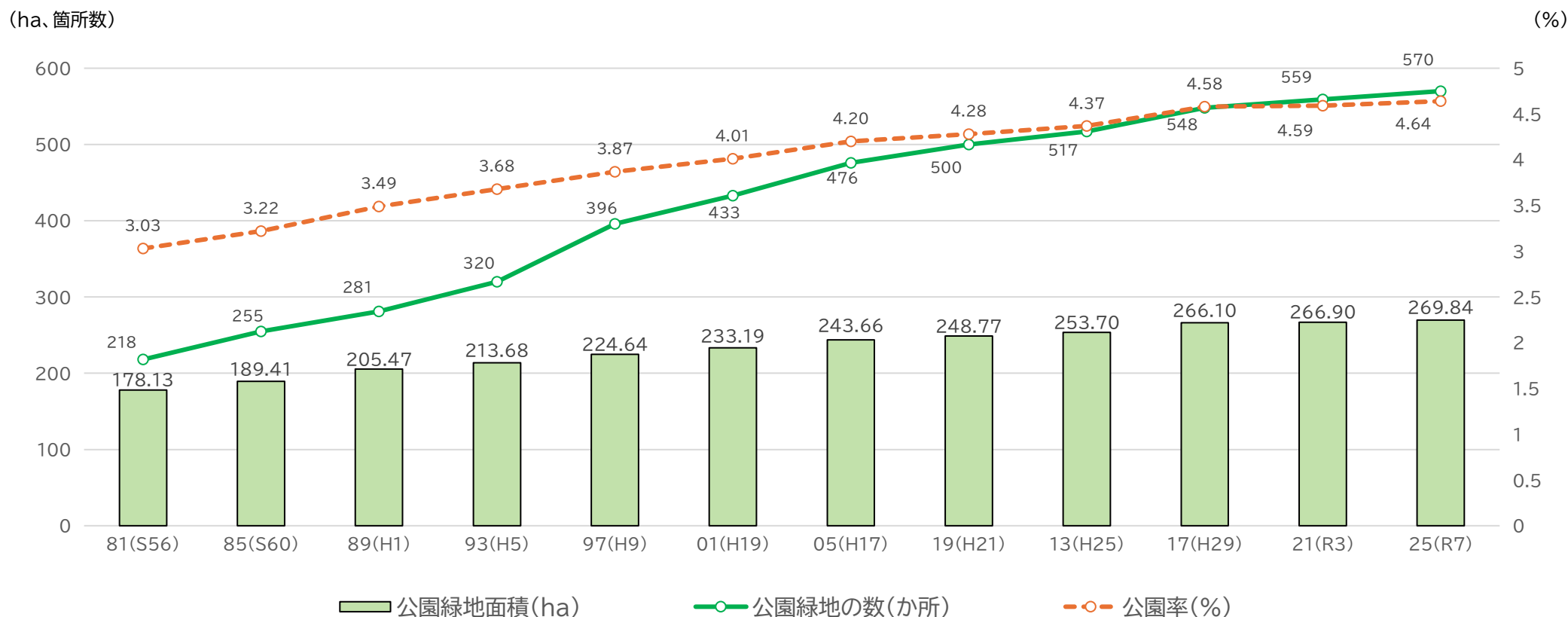
■公園整備の概要

世田谷区内の公園等には、「都市公園法」に基づき設置された都立や区立の公園と、「世田谷区立身近な広場条例」に基づき設置された広場や遊び場等がある。規模や形態に応じて、レクリエーション、運動、防災の拠点や、自然環境保全、日常的な遊びや憩いの場などに活用されている。公園や広場は、地域に開かれた公共のオープンスペースとしてみどりの重要な拠点となっており、区では「世田谷区立公園条例」で区民一人あたりの公園面積の標準を6㎡以上としており、その達成に向けて整備を進めている。公園緑地の配置にあたっては、「中規模公園を配置する地域」、「特に公園緑地が少なく公園緑地を配置する地域」、「骨格的なみどりの軸」、「みどりの拠点」及び「農地保全重点地区」等を考慮して配置している。

また、世田谷区の都市公園等整備の推移を見ると、公園緑地面積・公園数はいずれも増加しており、整備が着実に進められてきたことがわかる。1981(昭和56)年から2025(令和7)年にかけて、面積は約178haから約270ha、公園数は約218か所から570か所へと増加している。一方、公園率は上昇しているものの、近年は伸びが緩やかとなっており、今後は量の確保に加え、質や配置の充実がより重要となっていく。

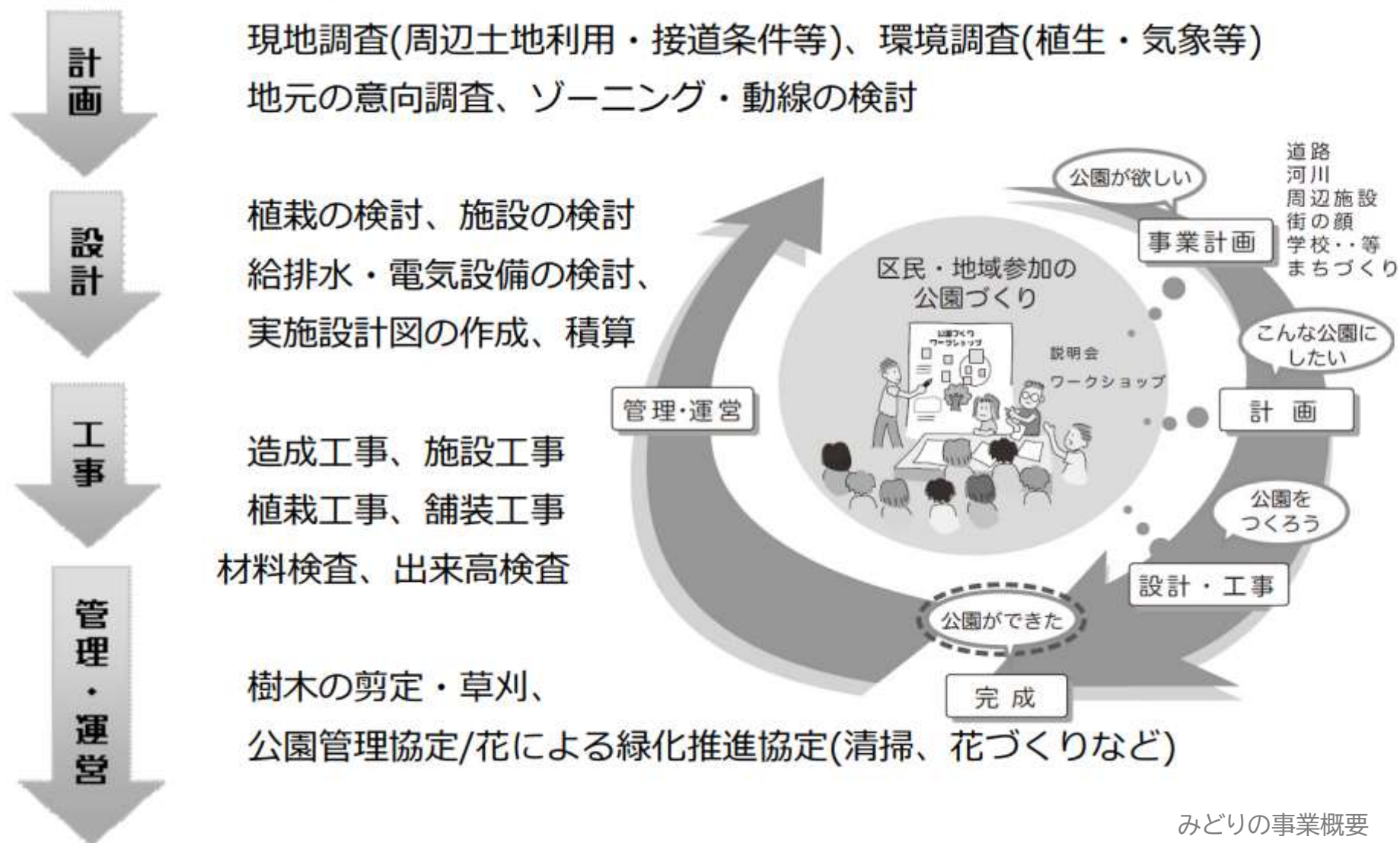
[公園緑地の箇所数、面積、公園率の推移]

世田谷区都市公園等調書をもとに作成



区民との協働と民間活力の活用を積極的に進め、公園を地域の財産として最大限に活かす取り組みにより、魅力ある公園づくりを進めている。次ページ以降では、継続的に展開してきた取り組みとして、これまでの経過も含め、区民との協働による公園づくりの事例を紹介する。

【公園づくりのながれ】



■(仮称)北烏山七丁目緑地

【事業中】2022(令和4)年度～

北烏山七丁目の樹林地について、区は保全のために用地取得を進め、令和4年度から調査と計画づくりを開始。地域の意見を取り入れつつ検討を進め、令和7年に基本計画(骨子)、令和8年に基本計画(素案)をまとめた。



フィールドワークの様子



緑地開放の様子

■二子玉川公園

2013(平成25)年度 開園

事業開始時期から基本構想・計画検討及び設計・管理運営検討時期にわたってワークショップ、文科会、オープンハウス、アンケート等の多くの区民参加の公園検討を進めてきた。



事業説明会の様子



整備検討会開催の様子



設計検討の様子



区民約750名参加

いのちの森づくり植樹祭

■上用賀公園

2015(平成27)年度 開園

旧衆議院速記者養成所跡地を公園として取得し、地域の方々に愛着を持っていただけるように、住民参加による公園づくりで完成した公園。



木製遊具



■玉川野毛町公園(拡張区域)

【事業中】2018(平成30)年度～

国家公務員宿舎跡地の一部を活用し、玉川野毛町公園を拡張整備。「100年後も愛される公園」をめざし、住民協働の「玉川野毛町パークらぼ」では、拡張予定地を将来の公園に見立て、区民発意の活動や実証、ワークショップを重ね、区・事業者と協働しながら公園の価値と使い方を育む取り組みが行われている。



アクティブDAY

活動をやってみる



デザインDAY

公園設計を考える



オープンパーク

活動を紹介・検証
してみる

■北沢川緑道

1991(平成3)年度～2007(平成19) 一部改修

約1.8kmにわたる北沢川緑道は、区民の憩いの場となる親水空間を創出することや、施設の老朽化や福祉対策の未対応を解消するために整備工事を実施した。代沢せせらぎ公園の整備も合わせて行い、川の暗渠化により水辺環境が少なくなった世田谷区北東部に“せせらぎ”を復活した。また、ワークショップにおける意見の設計への反映や、工事の一部を区民参加で実施、現在の維持管理も管理協定団体により団体が主体性のもと行っている。



代沢小学校の校庭に実物大の図を書いている様子



施工参加の様子

■代沢せせらぎ公園(拡張区域)

【事業中】2024(令和6)年度～

代沢せせらぎ公園に隣接する北側の土地を取得し、2028年春の開園をめざして整備プランを進めている。公園づくり検討会や現地での試行体験日を通じて、地域住民の「やってみたい」を活かした公園づくりを協働で検討している。



第2回試行体験日の様子

■ねこじゃらし公園 1993(平成5)年度 開園

ワークショップによる参加型公園づくりの先駆的事例。区、設計者、地域住民、地域NPOが協働して整備を進め、その取り組みは公園管理団体「グループねこじゃらし」の発足につながった。



ワークショップ

■概要

清掃や除草、芝生・花壇の手入れ、樹木の剪定や危険木の対応など、日常的な管理作業を計画的に進め、公園内の機能性と安全性を確保してきた。また、遊具・トイレなど、老朽化した施設の改修・更新を進め、誰もが快適に利用できる環境の向上を図っている。公園ごとの特性を活かした管理にも取り組み、生物多様性の保全や地域の良い風景づくりにも寄与してきた。また、区民参加により、公園の清掃や除草などをする「公園管理協定制度」や、花壇を管理する「花による緑化推進制度」を引き続き推進していくとともに、管理作業の拡充を行っている。

①区民参加の維持管理(公園管理協定に基づく活動)

公園管理協定のもと、地域住民との協働による公園管理を推進し、99団体・146か所(2026年度現在)で清掃や除草作業などの活動を実施している。



②区民参加の維持管理(花による緑化推進協定)

公園、緑道、身近な広場等の植え込み地の一面を活用し、地域の皆さんに花の育成管理をしてもらう制度で、1995(平成7)年から実施している。花の育成管理の意欲を持った住民・地域団体(3名以上)と協定を結び、区が花苗・種子・球根、肥料などの花づくりに必要な資材の提供等を行い、協定団体が水やり、除草などの管理をしている。



③区民参加の維持管理(二子玉川公園 サポーター活動)

公園内のビジターセンターを拠点に、現在4グループが活動している。(活動日:水曜日、土曜日)

活動内容:花壇管理作業、堆肥づくり活動、園内見守り、清掃活動、犬のマナーイベント、施設点検、幼児遊び支援、自然観察・体験イベント、プレーパーク、サンクチュアリの管理活動、大人のイベント補助、清掃、活動共有など



世田谷区に初めて誕生した区立公園は「世田谷新町公園」で、1937(昭和12)年のこと。その後、現在に至るまで公園整備を積み重ねてきており、開設している区立公園等は約600か所に及ぶ。初めての公園開設から約80年が経つ中、老朽化している公園施設も増えてきている。年月を経て老朽化する公園緑地を維持管理していくには、経費を平準化し、優先度を設定しながら効果的に公園施設を更新していかなければならない。

こうした課題に対応するため、『世田谷区立公園等長寿命化改修計画』に基づき、計画的な改修・修繕を進めている。なお、実際に取り組む時は、アンケートや意見交換会、検討会などを通じて区民の声を反映し、地域の実情に寄り添いながら、区民とともに公園の改修・再整備を行っている。

- 近年の主な改修実績 -

① 喜多見公園 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度



② こどものひろば公園 2019(令和元)～2021(令和3)年度



～Topic～等々力溪谷公園 2023(令和5)年度～

令和5年7月の倒木被害を契機に樹木調査を実施した結果、約700本のうち約50本が危険木と判明した。その後、専門家等を交えた現地調査や、樹林地の環境改善策について検討を行い、令和6年5月より剪定・伐採作業と並行して、環境改善に向けた取り組みを実施している。



主な取組

① 生育環境の改善

- ・ 支障木の選択伐採や支障枝の剪定等による生育環境の改善

② 樹木の再生

- ・ 既存樹木の樹勢回復
- ・ 植え付け・播種による後継樹育成

③ 表土保全・水脈再生

- ・ 土留め設置による表土の保全や水の浸透促進

④ 根の保全・活性化

- ・ 根上がり樹木の根の安定化
- ・ 雨水の浸透促進や有機物活用による根の活性化

■概要

小さな公園から大きな公園まで、区民・NPO・学校・民間事業者などと連携し、公園が地域のにぎわい、交流の場となるよう、様々な取り組みを進めている。その結果、新たな利用者が訪れ、人と人との出会いやつながりが生まれるとともに、公園の新しい楽しみ方や魅力が生まれている。

団体連携 桜丘すみれば自然庭園

地域住民のボランティア組織として、園内の生物調査、管理作業（草刈り、腐葉土づくり等）、イベント（観察会等）を実施している。



自然観察会



腐葉土づくり

NPO連携 瀬田四丁目旧小坂緑地

瀬田四丁目旧小坂緑地の貴重な資源（小坂邸、緑地）の利活用を推進するため、地域住民等が企画したイベントを実施している。



「KanAsami 風のコンサート」



昆虫観察「ナイトサファリ」

民間施設の誘致 二子玉川公園

公募による「公園施設の設置許可」により常設または仮設の飲食店を誘致して、公園の利用促進と魅力向上を図っている。



スターバックスカフェ



キッチンカー

ふるさと納税

等々力溪谷公園

ふるさとチョイスGCF
(ガバメントクラウドファンティング)



インセクトハウス(オリジナル品)

商店会連携 世田谷公園

・商店会との協働(三宿四二〇商店会)
区と商店会で「公園の利活用促進に関する取り決め」を交わし、世田谷公園でのイベントの企画・運営や定期的な清掃活動などの取り組みを行っている。



「三宿夏祭り」



「三宿十の市」

・クラウドファンディングの活用
世田谷公園で展示保存しているSLに、往年の雄姿を取り戻すための費用として、ふるさと納税を募集した。返礼には、塗装体験や内覧会などを用意した。



返礼品の一例

・ネーミングライツの導入
(せたがや公園キンカン三姉妹ミニSL)
世田谷公園ミニSLの名称に、企業名等を含んだ命名権を付与し、税外収入確保と施設の魅力向上を図っている。



■概要

街路樹などの道路のみどりは、良好な風景の形成や延焼遅延、大気浄化、生きものの移動経路の確保、快適な日陰の創出など多様な機能を有している。2006年度以降に完了した整備路線のうち下表の路線において植栽帯の整備を進めてきた。

さらに、「道路緑化整備指針」に基づき、緑化手法の工夫や植栽基盤の確保、定期点検や樹木医による診断と優先度に応じた計画的更新などの適切な維持管理に努め、安全性とグリーンインフラ機能の確保を図りつつ、質の高いみどりの形成を進めてきている。

[植栽帯整備路線一覧（2006年度以降の事業完了路線）]

総延長6,450m ※事業未完了のものを除く

番号	施行者	路線区間名	延長 (m)	事業完了 年度
1	区	補助第49号線（Ⅰ期）	200	R2
2	区	補助第54号線（桜上水）	492	H19
3	区	補助第154号線（Ⅱ期）	164	H25
4	区	補助第154号線（Ⅲ期）	80	H18
5	区	補助第154号線（Ⅳ・Ⅴ期）	385	H23
6	区	補助第154号線（Ⅵ期その1）	94	H26
7	区	補助第209号線（明薬通り）	629	H18
8	区	補助第215号線（上北沢）	269	H18
9	区	補助第217号線（成城学園）	236	R3
10	区	世田谷区画街路第7号線（上野毛通り）	116	R1
11	区	世田谷区画街路第8号線（Ⅰ期）	24	H21
12	区	世田谷区画街路第8号線（Ⅱ期）	500	H30
13	区	主要生活道路105号線（希望丘通り 千歳台）	165	H22
14	区	主要生活道路232号線（深沢8南側Ⅰ期）	136	H18
15	都	放射第3号線	775	H18
16	都	放射第23号線（大原）	420	H21
17	都	補助第26号線（笹塚）	615	H18
18	都	補助第26号線（三宿）	550	R5
19	都	補助第212号線（用賀）	600	R6
（事業未完了であるが、一部交通開放を実施した路線）				
20	都	補助第128号線（桜・世田谷）	895	



補49号線Ⅰ期



世区街8号線Ⅰ期



世区街8号線Ⅱ期

<個別事例>

■区画街路7号線

所在地:上野毛2-23から玉川1-16
設置日:2020(令和2)年2月



案内図

<概要>

世田谷区画街路7号線(世区街7号)は、都市計画道路の一つの区画街路であり、延長530m、幅員12mの道路。案内図の区間の整備においては、排水性舗装と道路植栽帯を組み合わせ、車道に降った雨水を街きよますを通じて植栽帯に導き、雨水をより効率的に浸透させている。また、緑化として街路樹等にハナミズキ58本、ドウダンツツジ317株を整備している。



■希望ヶ丘団地前

バスロータリー周囲植栽型雨庭
所在地:船橋7-1から4
設置日:2026(令和8)年2月



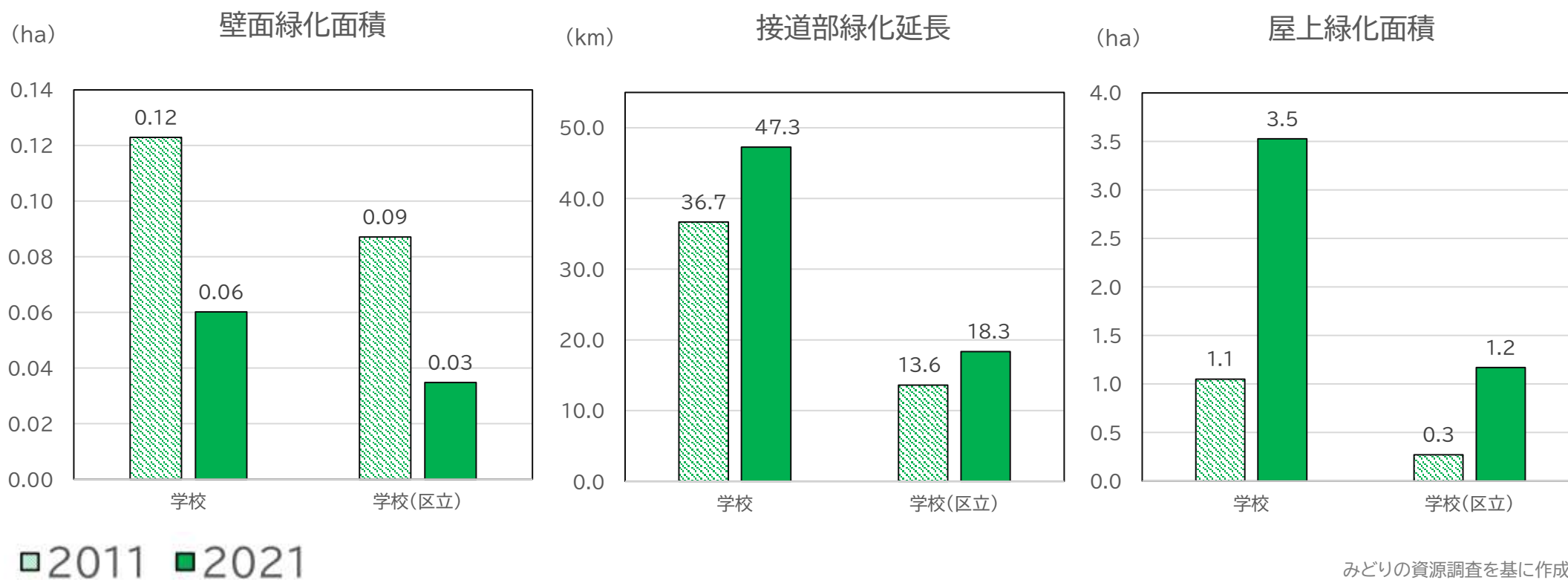
案内図

<概要>

希望ヶ丘団地前バスロータリーでは、歩道空間の新設に合わせ、周囲植栽型雨庭を整備した。バスロータリー上に降った雨水を浸透枳へ集水し、貯留浸透層へ導水する構造となっている。貯留浸透層の表面には、天然石を主材料とする透水性のコンクリート舗装を使用し、風景づくり・維持管理の両面に配慮し、植栽帯にヒペリカム・カリシナム、アベリア・エドワードゴーチャ、タマリユウを設置した。また、グリーンインフラの取り組みを区民へPRするため、説明看板を設置した。



- 学校については、改築などの際に、接道部沿いの植栽や屋上緑化の整備に取り組んできている。
- 壁面緑化面積は減少している一方で、接道部緑化延長及び屋上緑化面積は2011年から2021年にかけて増加している。
- 近年、改築の際には歩行者空間の確保や複合化により出入口を複数設置する必要があることや、敷地の形状や接道状況などの施工条件により、既存樹木を残置することが難しい場合も見受けられる。また、改築や樹木の更新の際に同じ場所での再植栽が難しいケースも増えている。
- 加えて、生育不良や老木化等による倒木・落枝といった安全性が懸念される樹木もみられることから、今後は、樹木の状態や植栽環境を踏まえた適切な維持管理や更新が求められるが、それを担う体制や費用面も考慮した持続的な維持管理の方策の検討が必要である。
- 次世代を担う子どもたちが過ごす学校において、質の高いみどりを確保することは教育の面からも重要であり、子どもたちの安全と学校環境に配慮しながら、引き続き「みどり」などの自然環境を継承しつつ、四季や自然を感じられる緑化の推進が求められる。



<個別事例>

●学校花壇等における花づくり

学校の道路に面した花壇やプランターでみどりと花いっぱい協定を結び、美しい街づくりを進めている。



▲二子玉川小学校西門前花壇にて、地域の皆さんが花苗や球根を植え付け、管理している様子。



▲二子玉川小学校西門前花壇

●城山小学校と烏山川緑道

城山小学校の改築に合わせ、隣接する烏山川緑道の改修工事を一体的に行い、学校敷地にも流れと池を造り、身近に水と触れ合える環境を整備した。



▲烏山川緑道(品川橋付近の様子)

●ビオトープの設置

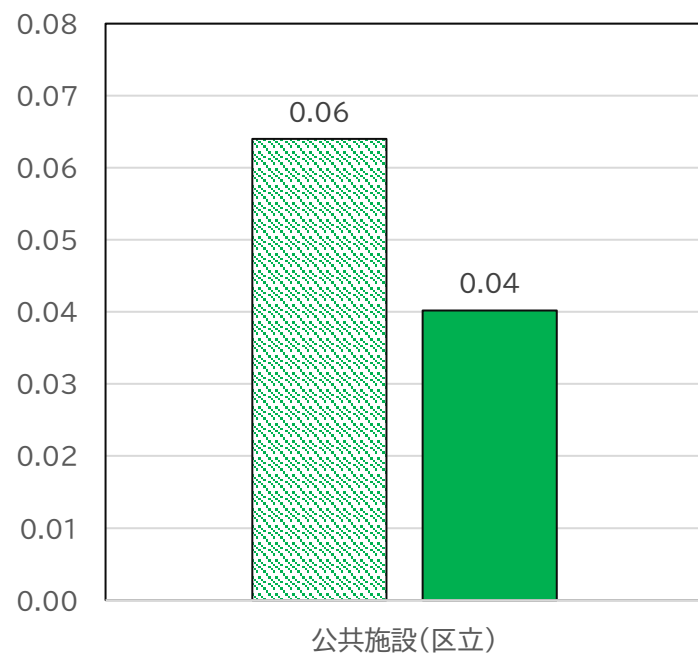
ビオトープを造成し、身近に水とふれあい、鳥や虫などの生きものを育む水辺を再生するとともに、水辺のネットワークづくりを進めている。



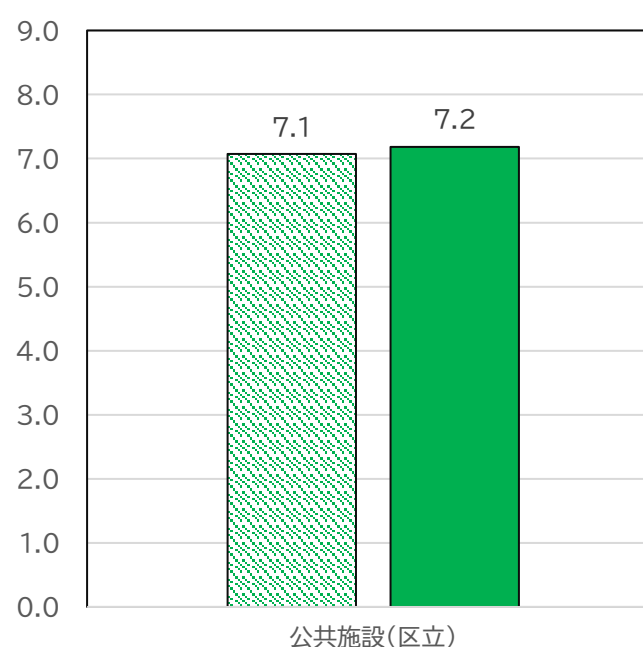
▲玉堤小学校のビオトープ

- 公共施設では、接道部の緑化や街かどの小広場の確保、外周部などにおけるシンボルツリーの整備や花壇づくり、屋上緑化・壁面緑化、みどりのカーテンづくりなど、みどりが見える施設づくりを積極的に取り組んでいる。
- 壁面緑化面積は減少している一方で、接道部緑化延長・屋上緑化面積は2011年から2021年にかけて増加している。
- 近年、改築の際には歩行者空間の確保や複合化により出入口を複数設置する必要があることや、敷地の形状や接道状況などの施工条件により、既存樹木を残置することが難しい場合も見受けられる。また、改築や樹木の更新の際に同じ場所での再植栽が難しいケースも増えている。
- 加えて、生育不良や老木化等による倒木・落枝といった安全性が懸念される樹木もみられることから、今後は、樹木の状態や植栽環境を踏まえた適切な維持管理や更新が求められるが、それを担う体制や費用面も考慮した持続的な維持管理の方策の検討が必要である。
- 公共施設は、地域の拠点として多くの区民が利用する場であり、引き続き、地域のみどりのシンボルとして、美しい風景をつくり、訪れる人に潤いや安らぎを与える拠点となることが求められる。

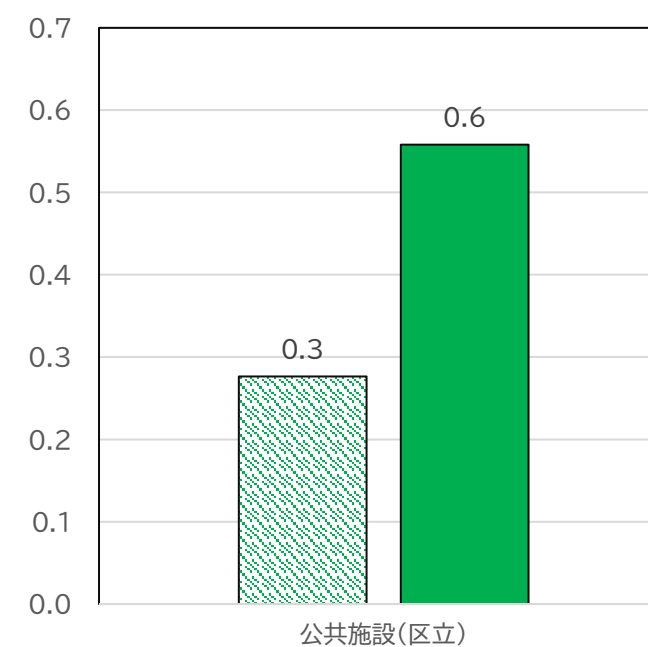
(ha) 壁面緑化面積



(km) 接道部緑化延長



(ha) 屋上緑化面積



■ 2011 ■ 2021

みどりの資源調査を基に作成

<個別事例>

■小田急線上部利用施設

- 小田急小田原線の地下化により新たに生まれた線路跡地(延長約1.7km)に、3駅間と街をつなぐみどり豊かな通路や広場などを整備し、連続した緑の空間を創出した。また、透水機能を持った通路やみどりの連なりは雨水を浸透し、下水道への負担を軽減させ、地下水の涵養に寄与するとともに、良好な生活環境の形成にも貢献している。
- 小田急線上部利用の取組みでは、区民参加と協働を重視し、線路跡地の活用に関する検討段階から、北沢デザイン会議やワークショップ等を通じて、地域住民と情報共有や意見交換を行いながら、計画を進め、地域の特性を活かした街づくりが進められた。



北沢デザイン会議の様子



第3回グリーンインフラ大賞「国土交通大臣賞」を受賞

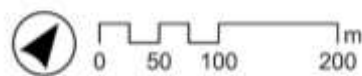
[小田急線上部利用における緑被変化]

小田急線の地下化に伴い、線路上部(線路跡地)の利用が進んでおり、2011(H23)年から2021(R3)年にかけて駅前公共施設の緑化が進み、みどりが0.6ha増加した。



緑被変化

- H23からR3で増加した緑
- H23からR3で減少した緑
- H23及びR3で緑



航空写真出典: 国土院の「電子国土基本図(オルソ画像)」
(<https://www.gsi.go.jp/gazochosa/gazochosa40001.html>) をもとに作成

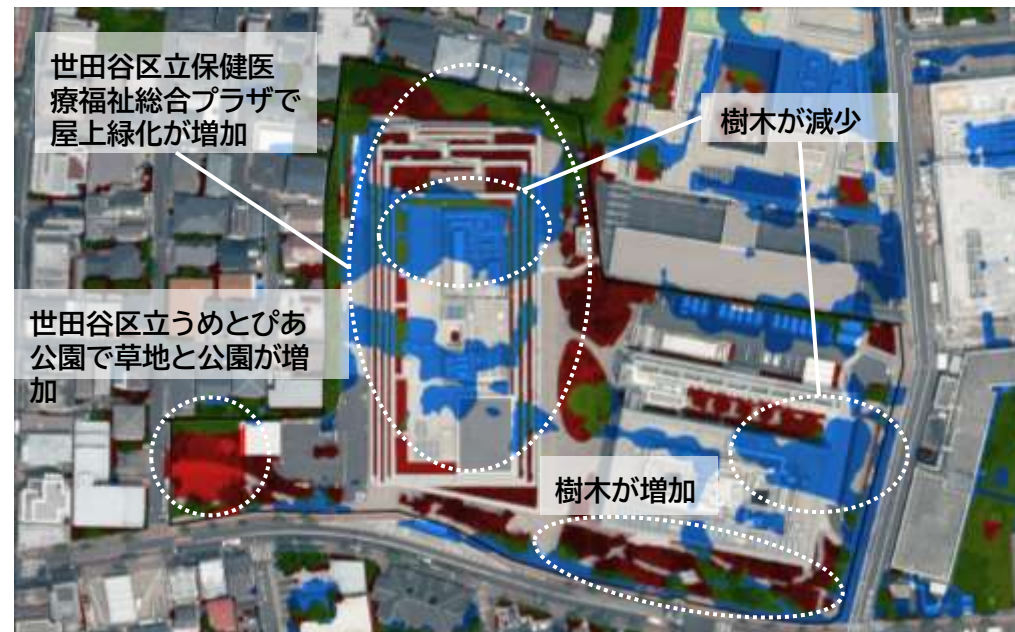
<個別事例>

■保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあの一部)

- 保健医療福祉総合プラザは、様々な専門機関が集積した保健医療福祉の拠点を担う一方で、施設全体が自然環境が本来持つ多様な機能を活用して、集中豪雨等による水害のリスクを低減する「グリーンインフラ」設備を備えている。
- こうした施設の機能や施設のデザイン性が評価され、2022(R4)年度グッドデザイン賞を受賞した。



〔保健医療福祉総合プラザ周辺における緑被変化〕



- H23からR3にかけて公園整備や屋上緑化が進み、みどりが1,000㎡増加した。

※保健医療福祉総合プラザは、「うめとぴあ」として民間施設棟「東京リハビリテーションセンター世田谷」が一体的に整備されたている。左図はその民間施設も含む。

緑被変化

- H23からR3で増加した緑
- H23からR3で減少した緑
- H23及びR3で緑



航空写真出典：国土地理院の「電子国土基本図(オルソ画像)」
(<https://www.gsi.go.jp/gazochosa/gazochosa40001.html>) をもとに作成

■概要

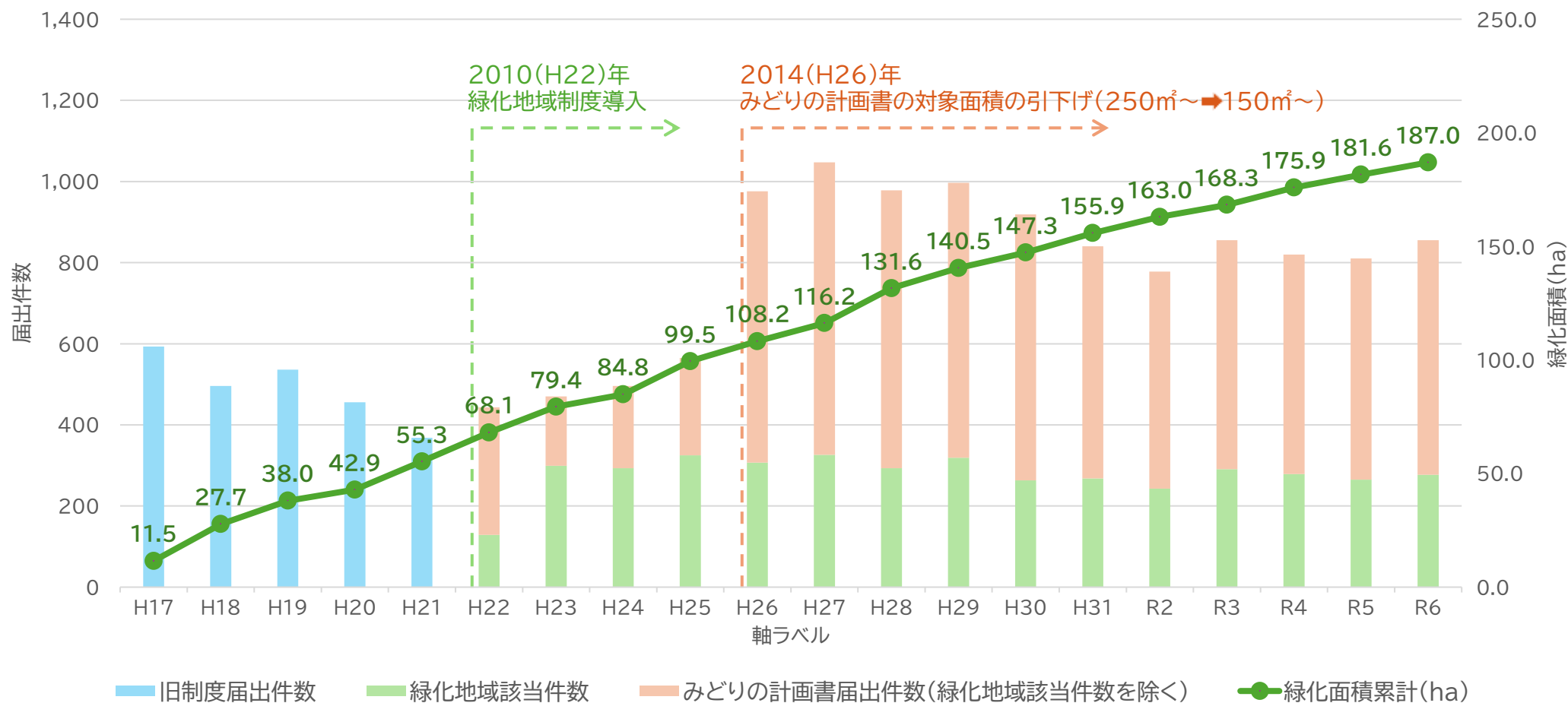
「みどりの計画書制度」は、建築や開発に際し、敷地条件に応じた緑化計画の提出を求める制度となる。また、「緑化地域制度」では、一定規模以上の建築物に対し、「都市緑地法」に基づき最低限の緑化率を義務付けている。両制度を合わせて運用することで、民有地における質の高い緑化を確保し、建築に伴うみどりの保全・創出を推進している。

・2010(H22)年10月の緑化地域制度の導入や、2014(H26)年度における届出対象面積の150㎡以上への引き下げ(中木基準のみの届出制度の新設)等により、民有地におけるみどりの創出が進められてきた。

・過去20年間で、約14,000件の届出が提出され、約187haのみどりが制度に基づいて創出された。

・届出件数、緑化面積ともに鈍化傾向であり、敷地が細分化され届出対象以下の建築が増加している事が一因と考えられる。

緑化基準の実績



※既存公園内の建替・増築による届出、開発後に建築する際の重複計上分、同一敷地での複数回建替えによる重複計上分は、除外して集計。

概要

下馬二丁目の集合住宅の建替えの例では、建築に伴う敷地の再整備により、樹木や草地在配置されている状況が見られる。これは、「みどりの計画書」や「緑化地域制度」に基づく緑化基準により、建築行為とあわせて一定の緑化が確保されているためである。

下馬二丁目の集合住宅(樹木、草地の増加)



2011年



2021年



2011年



2021年

凡例

-  樹木地
-  竹林
-  草地
-  農地
-  屋上緑地
-  裸地

■概要

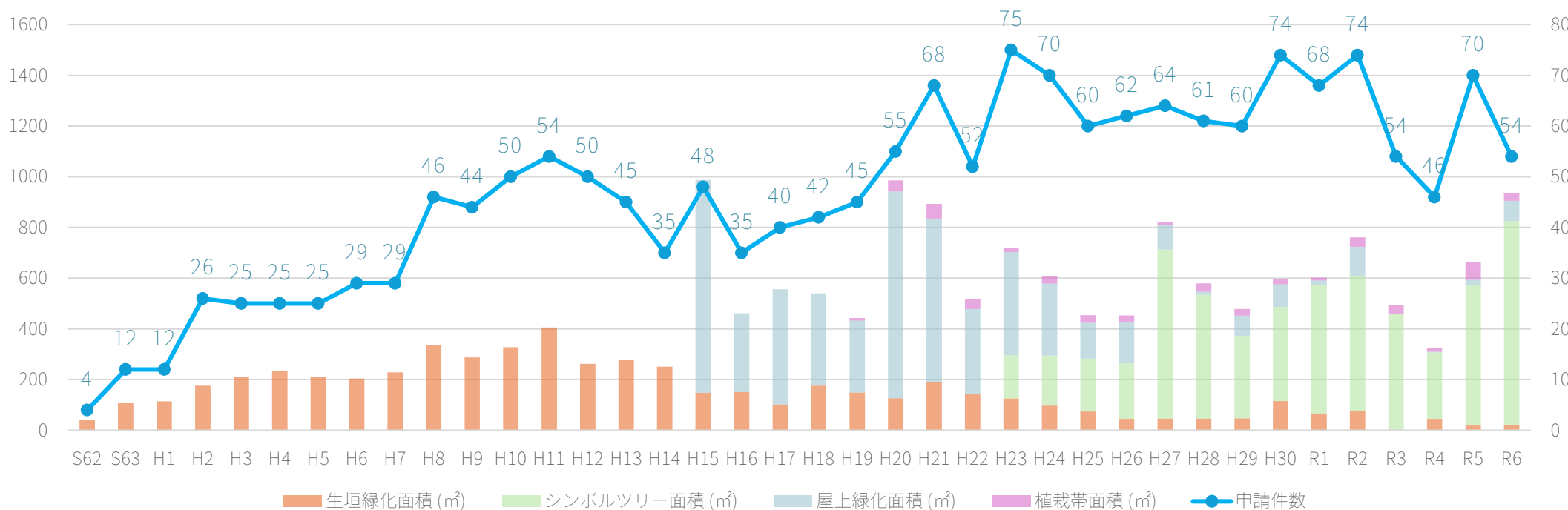
「みどりの基本条例」に基づく「緑化助成制度」は、区民や事業者による自主的な緑化の取組みを支援するため、緑化整備に要する費用の一部を助成する制度である。昭和62年に生垣緑化の助成から開始し、社会状況や多様なニーズに応じて、植栽帯、シンボルツリー、屋上緑化など対象メニューを段階的に拡充してきた。身近な民有地の緑化を促進することで、潤いと安らぎのある住環境の形成を図っている。

- ・2004(H16)年に屋上緑化、2007(H19)年に植栽帯(花壇)、2011(H23)年にシンボルツリー助成を追加している。
- ・2005(H17)年から2024(R6)年の20年間で、約1.7haのみどりが、緑化助成制度で生み出された。
- ・敷地の細分化により、小スペースで植栽可能なシンボルツリーの申請が増え、建築費の高騰により、費用のかかる屋上緑化が減少したことが考えられる。

緑化助成制度の実績

総申請件数：1,788件 総面積：17554.7㎡ 総助成額：23670.3万円

緑化助成制度の推移



※生垣の面積は、設置距離×幅0.6mとして計算した。シンボルツリーは、みどりの計画書制度のみなし樹冠の計算を準用した。
総助成額は、フェンス緑化・壁面緑化助成の金額を含む。

景観計画区域

- ・ 景観法及び風景づくり条例に基づき、一定規模以上の建設行為等の届出に際して、風景づくりに配慮した良好なみどりを確保した計画となるよう、風景づくりの方針・基準に沿って指導・誘導している。
- ・ 景観計画区域は、景観法に基づく景観計画の対象となる区域のことで、世田谷区では区全域を対象としている。風景づくり重点区域(2区分)と一般地域(3区分)に区分している。
- ・ 国分寺崖線のみどりや、みどりのスカイラインへの配慮、視認性の高い接道面の積極的な緑化や伐採されたみどりの補完のほか、維持管理を見据えた植栽の工夫などを求めている。
- ・ また、風景特性基準として「まとまったみどり基準」、「河川基準」、「緑道基準」等8つの基準を設け、風景特性に隣接または近接する対象範囲ではその特徴に配慮するなど、地域の個性を活かした風景をつくることのできるよう基準を設けている。

〔風景づくり重点区域(水と緑の風景軸)の基準(抜粋)〕

**高さ
規模** 崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和に配慮し、著しく突出した高さの建築物は避ける。 (⊕ 該当基準 | 高さ・規模①)



崖線の尾根の緑の高さに配慮した計画としましょう。

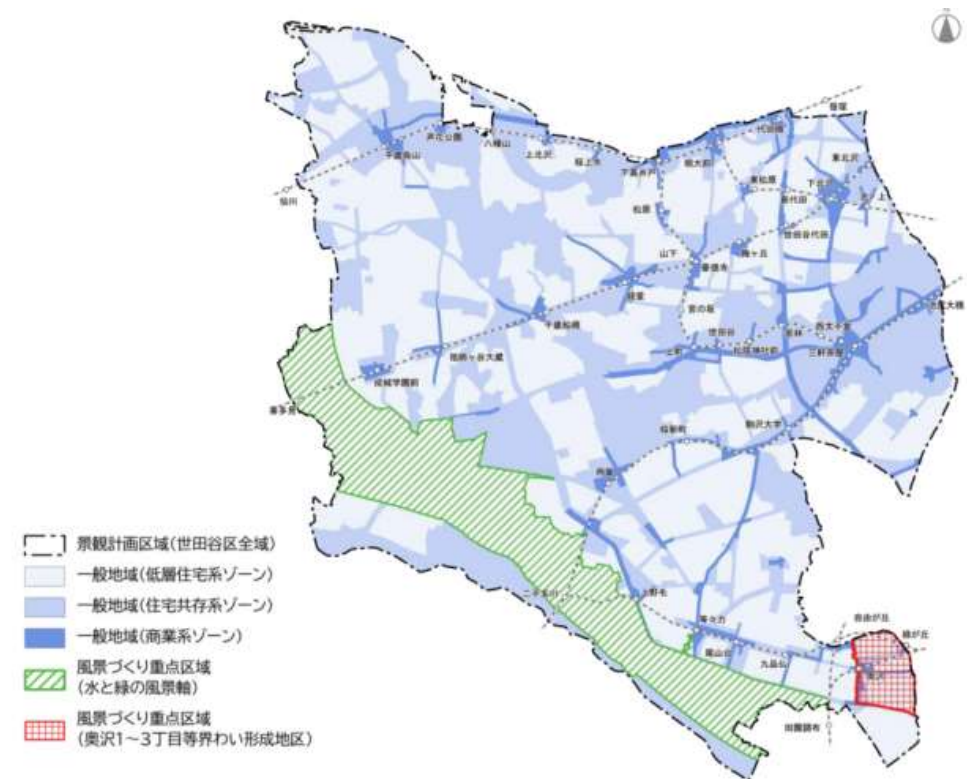
**高さ
規模** 崖線の風景との一体性や調和が図れるよう、周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮する。 (⊕ 該当基準 | 高さ・規模②)



眺望点から見た際に圧迫感を生じないように、建築物を分節化したり低地部側に植栽を設けるなどの工夫を図りましょう。

出典:風景づくりの手引き

〔景観計画区域〕

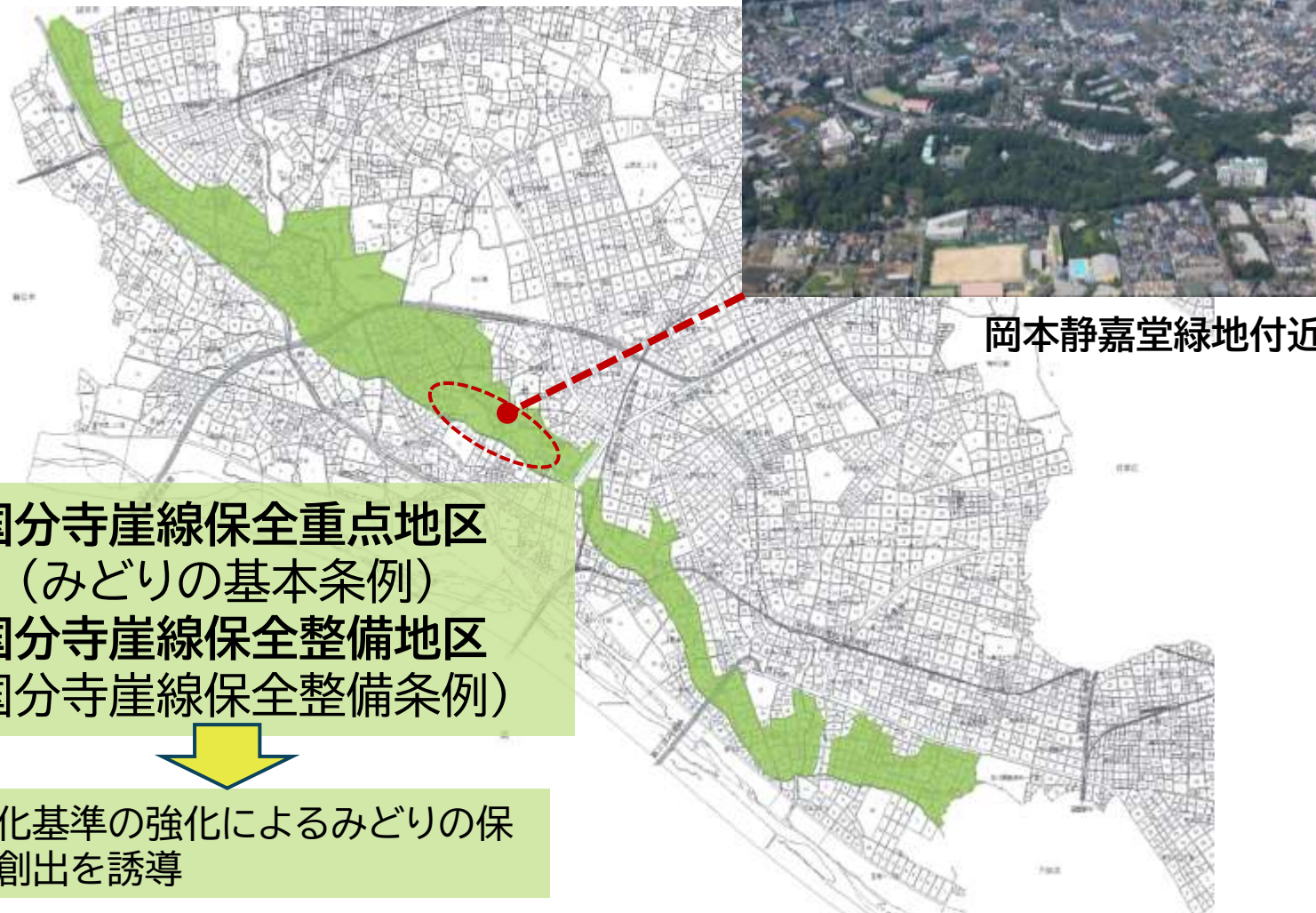


出典:世田谷区風景づくり計画

■概要

「世田谷のみどりの生命線」である国分寺崖線は、多摩川が10 年以上の年月をかけて武蔵野台地を削り取ってできた河岸段丘で、まとまった樹林地や湧水、河川などの豊かな自然環境が一体となった世田谷を代表する貴重なみどりを育んでいる。

区ではこの間、国分寺崖線の保全をより一層強化するため、関連条例に基づく制度の活用を進めてきた。



国分寺崖線保全重点地区
(みどりの基本条例)
国分寺崖線保全整備地区
(国分寺崖線保全整備条例)

緑化基準の強化によるみどりの保
全創出を誘導

〔国分寺崖線保全整備地区における緑被変化〕

- 公園や特別緑地保全地区等、保全措置が講じられている区域では、2011(H23)年から2021(R3)年にかけてみどりは現状維持または増加しており、保全施策の効果が確認された。
- 2011(H23)年から2021(R3)年にかけて、住宅用地から未利用地または用途改変中へと変化した敷地では、合計で約1.4haのみどりが減少した。
- 一方で、2011(H23)年から2021(R3)年にかけて住宅用地のまま利用が継続された敷地では、みどりが約0.7ha増加した。



緑被変化

■ H23からR3で増加

■ H23からR3で減少

■ H23から変化なし

■ R03公園

■ R03特別緑地保全地区

<参考>

2011(H23)年の
航空写真

<参考>

2021(R3)年の
航空写真

■概要

世田谷区の敷地面積のうち、約65%を民有地が占めており、国分寺崖線のみどりをはじめ、地域の歴史を伝えるみどりの保全するため、区では各種法令、条例等に基づく制度により、樹林地や樹木の保全に取り組んでいる。

特別緑地保全地区 都市緑地法

- ・ 貴重な緑地を守るため、都市計画に定め、建築行為を制限し、現状凍結的に保全する。
- ・ 区内で6地区を指定し、23区内では最多の指定数となっている。

市民緑地 都市緑地法

- ・ 土地所有者と緑地保全・緑化推進法人が契約を結び、緑地を区民に公開することを支援・促進し、みどりの保全を推進する。
- ・ 区内では、(公財)世田谷トラストまちづくりが16か所設置しており、都内では練馬区に次いで2番目の設置数である。

特別保護区 みどりの基本条例

- ・ 樹林地や水辺地、動物生息地が一体となった土地で、特に保全する必要があると認められた民有地を保全する。

保存樹木・保存樹林地・小樹林地
みどりの基本条例

- ・ みどりの基本条例に基づき指定し、管理を区が支援する。

小さな森 (公財)世田谷トラストまちづくり

- ・ 民有の小規模な緑地を登録して保全する。

[樹林地の保全に関与している制度一覧(2026年4月1日時点)]

制度	特別緑地保全地区	市民緑地	特別保護区	保存樹林地 小樹林地	小さな森
指定箇所	6	16	4	80 18	19
指定面積 (㎡)	約30,000	約15,432	約10,716	約296,356 約10,111	約5,310

※ 複数の制度に重複して指定されている箇所を含む。

特別緑地保全地区

■制度概要

- 都市緑地法に基づく制度で、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。都市計画法における地域地区として、区市町村が計画決定を行う。
- 特別緑地保全地区内の土地所有者は、建築行為や木竹伐採が厳しく制限され、将来にわたって緑地を保全していく必要があるため、相続税や固定資産税等、税制上の減免措置を受けることができる。
- 指定要件：次のいずれかの指定要件を満たす緑地のうち、特に保全の必要があるもの
 - ◆無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯または避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
 - ◆神社・寺院等の建築物、遺跡等と一体になって、または伝承もしくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的または文化的意義を有するもの
 - ◆次のいずれかに該当し、かつ、当該地域住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - ・風致または景観が優れているもの
 - ・動植物の生息地または生育地として適正に保全する必要があるもの



烏山弁天池特別緑地保全地区

[特別緑地保全地区一覧 6か所、約3ha（2026年4月1日時点）]

	成城みつ池	経堂五丁目	烏山弁天池
指定年月日	昭和53年3月8日	平成24年5月23日	平成24年8月17日
指定面積(ha)	約2.00	約0.24	約0.36
	成城三丁目崖の林	北烏山九丁目屋敷林	成城四丁目十一山
指定年月日	平成25年11月21日	平成26年11月18日	平成28年12月2日
指定面積(ha)	約0.06	約0.26	約0.08

- 世田谷区では、住宅地に残る貴重な樹林地の保全を進め、これまでに特別緑地保全地区を6地区を指定している。
- 6地区の一部については、世田谷区みどりの基本条例に基づく制度「特別保護区」にも指定している。

特別保護区

■制度概要

- 世田谷区みどりの基本条例に基づく制度で、樹林地・水辺地及び動物生息地と一体となったみどりの存する土地のうち、自然的、社会的諸条件から特別に保護する必要があると認める土地を対象に指定する。
- 指定された区域内では、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」と同様の開発規制が条例に基づき定められるとともに、特別保護区の保全管理を推進するため、固定資産税及び都市計画税について補助金を交付している。



神明の森みつ池特別保護区

〔特別保護区一覧(2026年4月1日時点)〕

	神明の森みつ池	烏山弁天池	深沢八丁目無原罪	経堂五丁目
指定年月日	昭和53年10月7日	昭和60年3月1日	平成元年2月21日	平成4年2月14日
指定面積(㎡)	3,576.61	2,322	3,000	1,817

- 貴重な緑地を保全していくため、区は特別保護区内の樹木の剪定など維持管理作業の一部を支援している(2025年度経費: 約1,310万円)。
- 区民ボランティアとの連携による草刈り、清掃、調査などの保全・管理作業をはじめ、一般開放や観察会を通じ、自然環境を紹介するさまざまな取り組みを進めている。
- 指定から30年以上が経過し、樹木の高木化等による林床の様子や生物相の変化が見られる。
- 地域の歴史を伝えるまとまりのある貴重な都市緑地として、引き続き積極的な保全管理を進める必要がある。

市民緑地

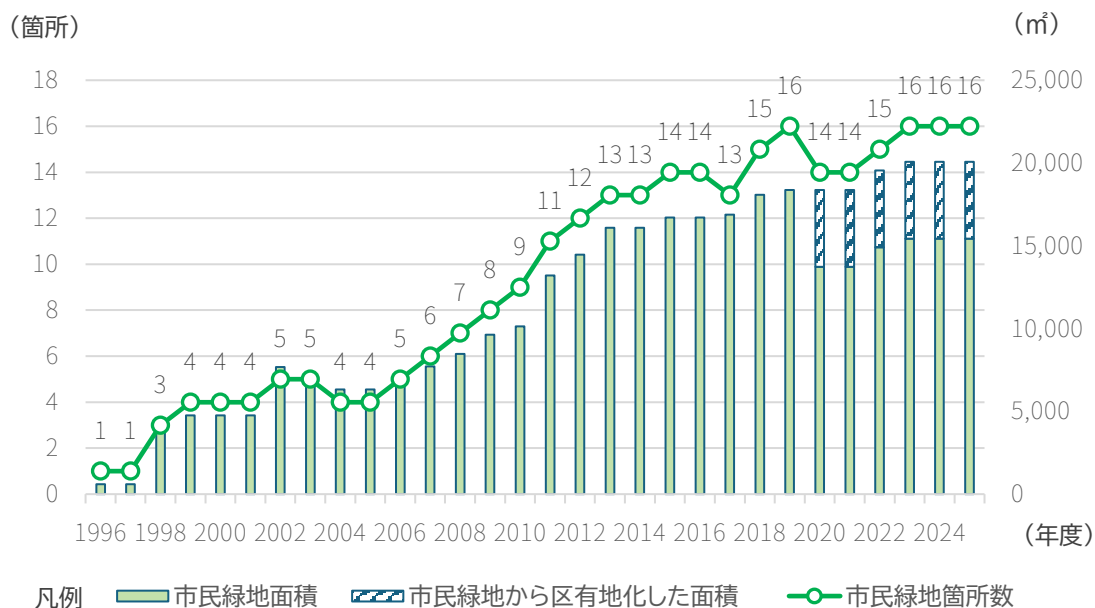
■制度概要

- 都市緑地法に基づき、都市に残された貴重な民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的とした制度。
- 世田谷区では、(公財)世田谷トラストまちづくりが土地所有者の方と契約を締結し、区と連携して市民緑地を設置・管理している。
- 市民緑地として設置・公開することで、所有者は敷地内のみどりの維持管理支援が受けられるとともに、固定資産税や都市計画税、相続税等の税制上の優遇措置等が受けられる。
- 指定要件:面積300㎡以上、契約期間5年以上、一般公開できること



北烏山九丁目屋敷林市民緑地

[市民緑地の設置箇所数、面積の推移]



- 市民緑地の設置箇所は制度開始以降増加し、保全されているみどりも増加している。**
- 解除された市民緑地の一部は、公有地化され担保性のあるみどりとして保全されている。
- 市民緑地の設置・管理にあたり、区は、(公財)世田谷トラストまちづくりに対して補助金を交付するとともに、同財団も自主財源を活用している(2025年度経費:約2,670万円※)。区と同財団の連携により、民有地に存在する緑地の保全を着実に進めるとともに、区民が日常的にみどりに触れることのできる場の創出・拡充につなげている。

※ 区と(公財)世田谷トラストまちづくりの合計経費。市民緑地の設置に係る経費(1件あたりの6割を同財団の基金から充当している。

保存樹木、保存樹林地

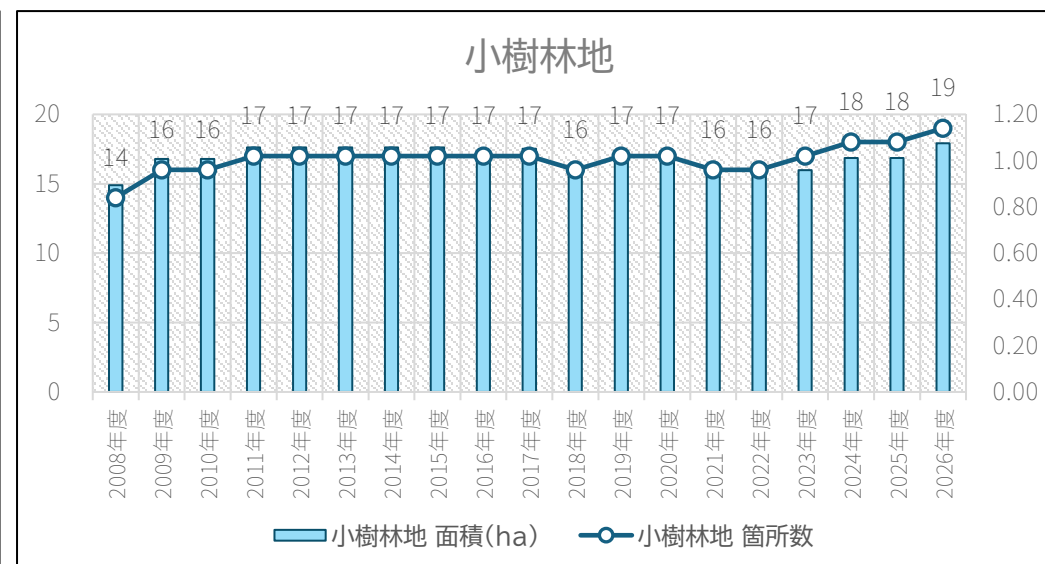
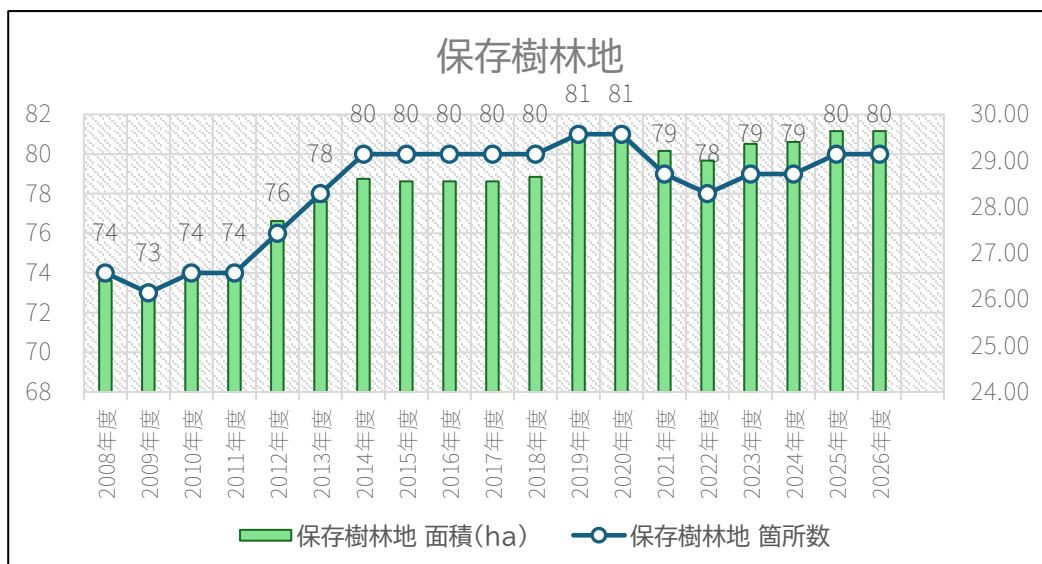
■制度概要

- ・ みどりの基本条例に基づき、区内の長い年月をかけて育まれてきた樹木や樹林地を地域にとって大事なみどりとして、保存樹木または保存樹林地として指定する制度。
- ・ 1977(昭和52)年に保存樹木 約300本、保存樹林地 約12ヘクタールの指定から開始した。
- ・ 3年に1回の剪定支援のほか、落ち葉収集や樹木医の派遣、樹木診断、樹木保険の加入などの所有者が行う維持管理の一部を支援している。

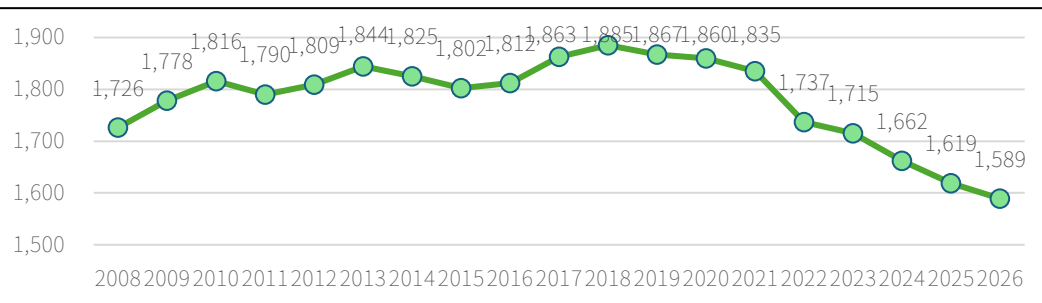
[指定状況(2026年4月1日現在)]

保存樹林地	小樹林地	保存樹木(中・高木)	保存樹木(低木)	保存樹木(並木)
80か所 296,356.31 m ²	19か所 10,750.15 m ²	1,589 本	3 本	17か所

[保存樹林地(左)・小樹林地(右)指定推移]

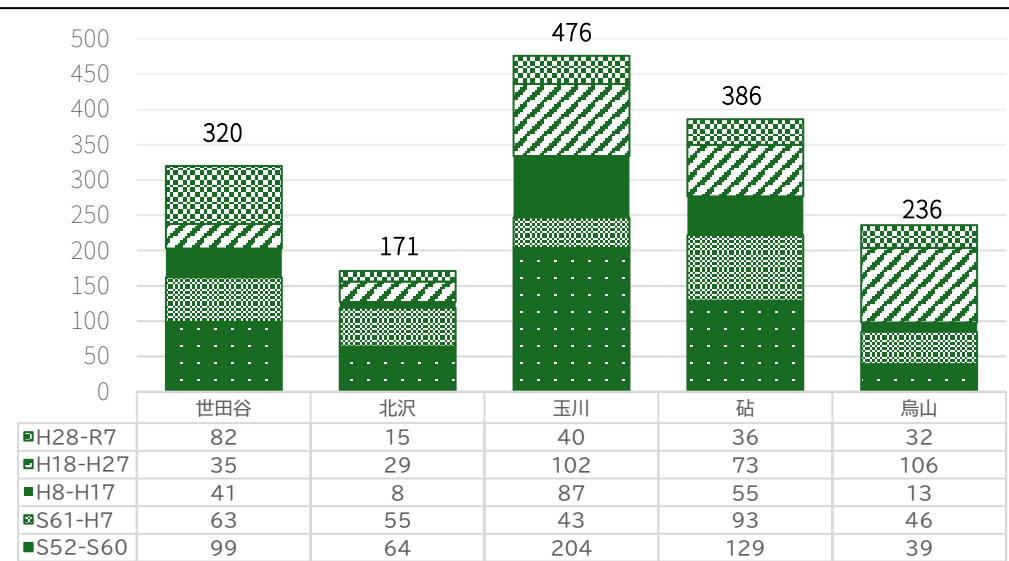


[保存樹木(中・高木)の指定本数推移]



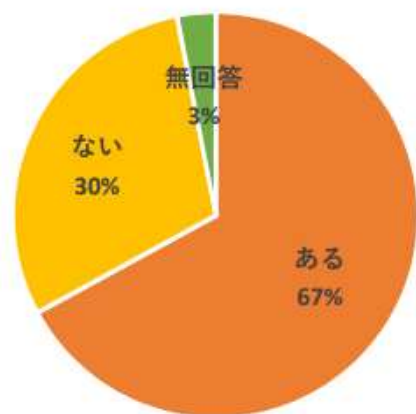
- ・ 中・高木の指定本数は、2018年(1,885本)を最多に近年は減少傾向である。
- ・ 指定解除の理由の多くは、土地の売買や樹木の衰弱によるものである。
- ・ 中・高木の指定本数は玉川地域が最も多く、全体の約3割を占めている。
- ・ 制度開始初期である昭和52年から昭和60年度に指定した樹木535本が現在も指定されている。

[保存樹木(中・高木) 地域・指定年度別本数(2026年4月1日現在)]



[保存樹木制度アンケート結果(2022年度)]

問)保存樹木等の維持管理をする中で、これまでに何かお困りのことがありましたか。



- ・ 困りごとが「ある」と回答した人が全体の67%であった。
- ・ 維持管理で困っていることへの回答では、落ち葉清掃や近隣からの苦情対応、樹木の維持管理負担(剪定、治療、清掃)が大きいことなどが挙げられた。

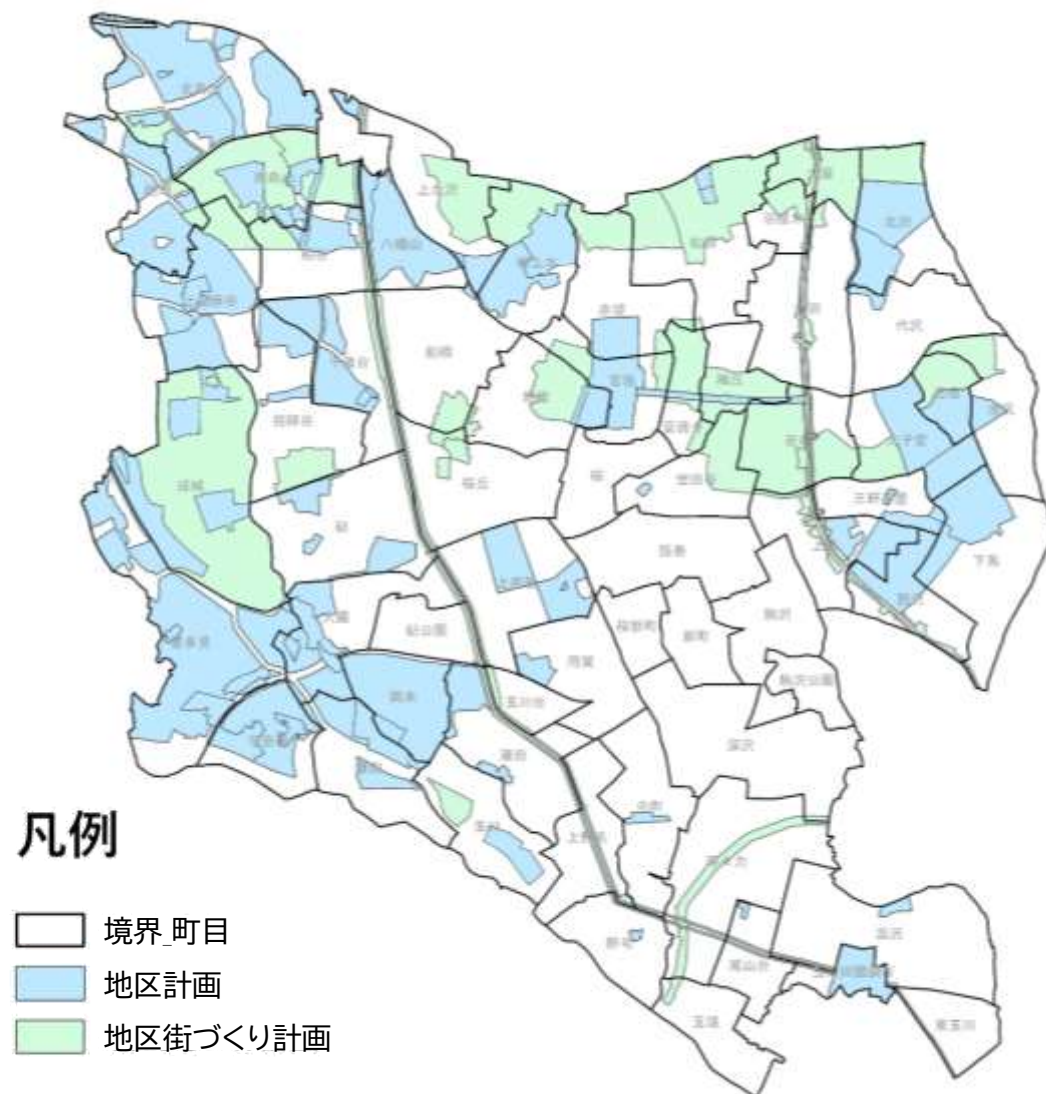
- ・ 保存樹木等の支援のため、2025年度には約1億2千万円を投じ、樹木の剪定や樹木医による診断、病虫害の防除等の支援を行っている。
- ・ 保存樹木や保存樹林地は、これまで区民の協力により保全が図られてきた貴重なみどりであり、良好な風景の形成や環境保全に寄与している。
- ・ 一方で、樹木の老木化の進行や台風等による倒木リスクの増加といった課題が顕在化し、所有者の維持管理に係る負担感は一層高まっている。
- ・ 区内の貴重な樹木を将来にわたり適切に継承していくためには、樹木所有者の負担軽減に向けた支援の継続・充実が不可欠であり、あわせて持続的な保存樹木制度の在り方についての検討が求められる。

地区計画・地区街づくり計画

〔地区計画・地区街づくり計画区域〕

■制度概要

- 地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発し、及び保全するための計画である。2026年3月時点、地区計画等が93地区、地区街づくり計画が112地区策定されている。
- 地区計画の中には、みどりの保全や緑化に関する規定によりみどりの確保を図るものがあり、地区の特性に応じてみどりの維持・創出に配慮した取組みが進められている。また、緑に直接言及していないものについても、最低敷地面積の設定や建蔽率制限、敷地の細分化防止や壁面後退等により空間のゆとりが確保されることで、結果としてみどりを残しやすい環境の形成につながっていると考えられる計画もある。



2026年3月時点のデータ(IDES令和7年度第7回更新)

緑地協定

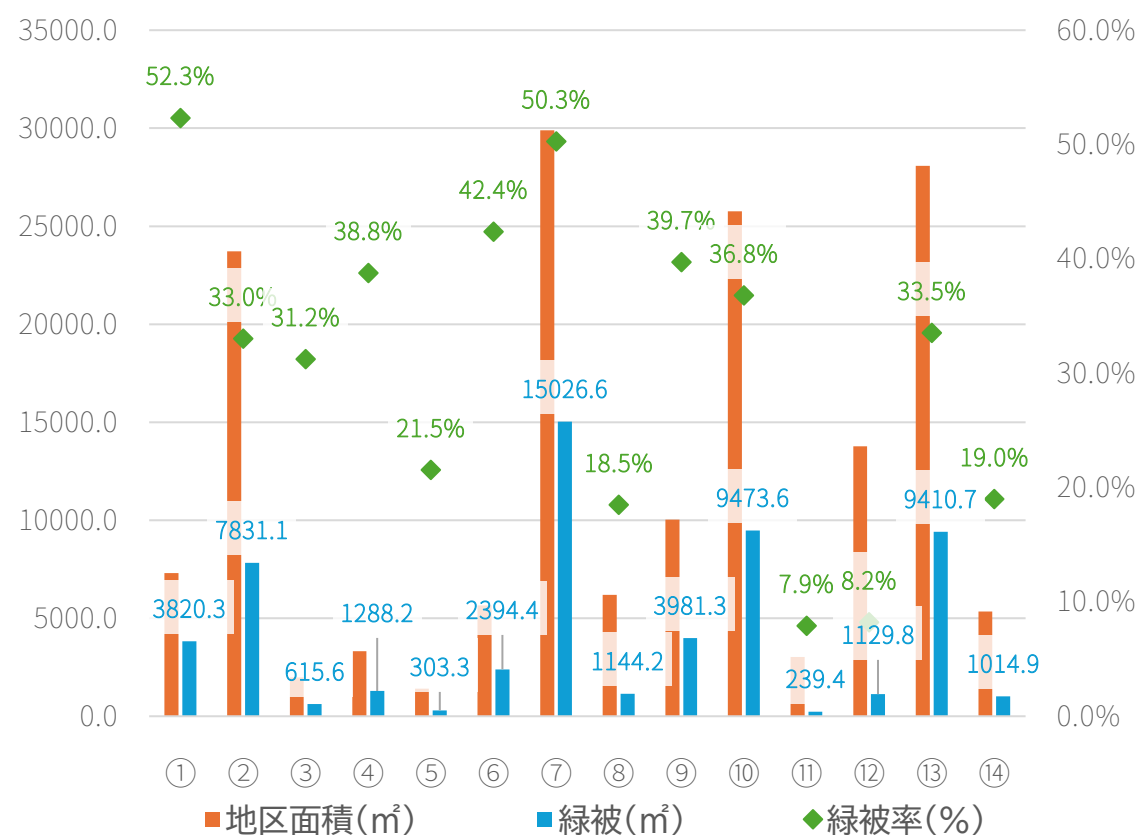
■制度概要

- 都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意により、住民自身が自主的に緑地の保全や緑化に関する協定を結ぶ制度。
- この制度には、都市緑地法第45条に基づくもの(全員協定)と、第54条に基づくもの(一人協定)がある。
- 現在、世田谷区内の緑地協定は14か所締結されている。

〔緑地協定一覧(2026年4月1日現在)〕

番号	地区	認可年月日
①	パークコート二子玉川緑地協定	2004/4/8
②	パークシティ成城緑地協定	2003/3/31
③	ヒルズ岡本一丁目緑地協定	2003/1/20
④	岡本二丁目緑化協定	1986/12/22
⑤	上祖師谷3丁目緑化協定	1982/9/8
⑥	瀬田2丁目緑化協定	1977/12/26
⑦	成城3丁目緑地協定	1996/11/18
⑧	祖師谷5丁目緑化協定	1976/12/20
⑨	池尻4丁目緑地協定	2006/5/29
⑩	二子玉川東地区Ⅲ街区緑地協定	2008/10/3
⑪	二子玉川東地区Ⅰ-a街区緑地協定	2010/7/7
⑫	二子玉川東地区Ⅰ-b街区緑地協定	2011/3/30
⑬	二子玉川東地区Ⅱ-a街区緑地協定	2011/3/30
⑭	二子玉川東地区Ⅱ-b街区緑地協定	2015/11/2

〔協定箇所別の緑被状況(2021年)〕



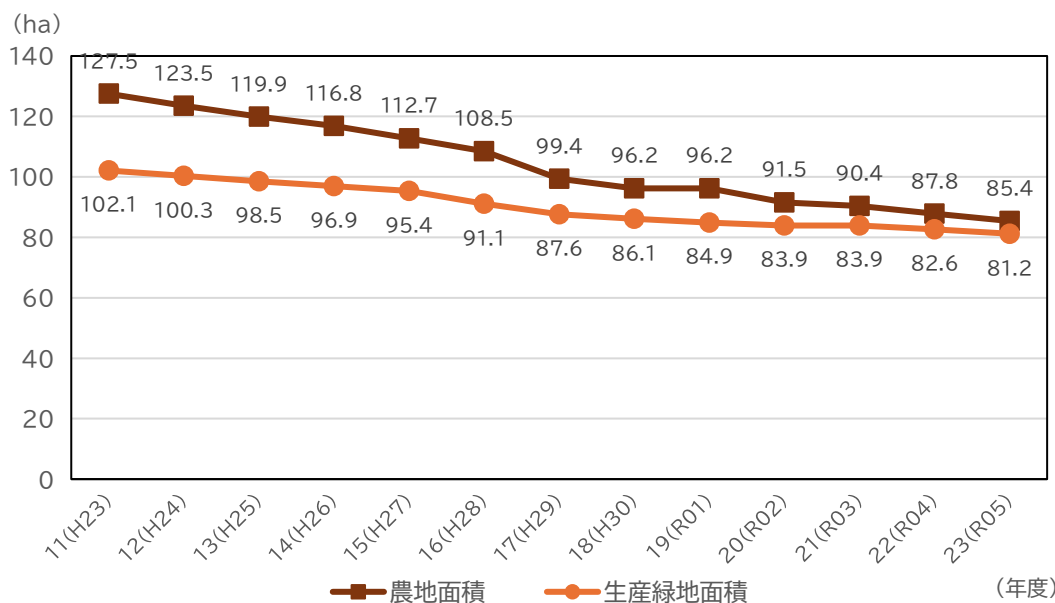
■概要

- ・世田谷の農地は、「新鮮な農産物の供給」をはじめとして、環境の保全、雨水浸透と水の循環、農とのふれあい、災害時のオープンスペース、世田谷らしい「農」のある風景の継承、子どもたちの食育への貢献など、多面的な機能を有している。
- ・都市化の影響や相続税の負担、周辺に対する配慮、農業従事者の高齢化や後継者の不足などにより、厳しい状況であり、農地も減少が続いている。
- ・区では、これまで生産緑地の指定などにより農地保全を図るとともに、「世田谷区農業振興計画」に基づく農業振興を進めてきた。

生産緑地の保全

- ・農地を都市にあるべきみどりとして保全するために、所有者の意向を踏まえながら、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定などを進めている。
- ・農地と生産緑地はいずれも減少傾向であるが、農地全体における生産緑地の割合は増加しており、生産緑地の指定は進んでいる。

[農地・生産緑地の推移]



農地：「東京都の地域・区市町村別農業データブック」東京都農業会議発行

農のみどり保全活用方針に基づく取組み

■概要

- ・区では、2009年10月に「世田谷区農地保全方針」を策定し、農地保全の施策を展開してきた。
- ・「農地保全重点地区」内の農業振興等の拠点として有効性が高いまとまりのある農地等をあらかじめ都市計画公園・緑地に位置付けている。民有地としての保全を基本としつつ、相続等によりそれらの農地をやむを得ず手放さざるを得ない状況となった際、区で取得し、農業体験等の場となる農業公園を開設することで、農のみどりとして長期的に保全し、農の風景や文化の継承につなげてきている。
- ・2026年4月、より柔軟かつ実践的な方針となるよう、内容の見直しを行うとともに、方針名を「世田谷区農のみどり保全活用方針」に変更した。

[これまでの取組み成果]

都市計画公園・緑地の指定

8か所

農業公園として開設

4か所

※上記ほか、開設に向けた暫定活用2か所

(2026年2月時点)

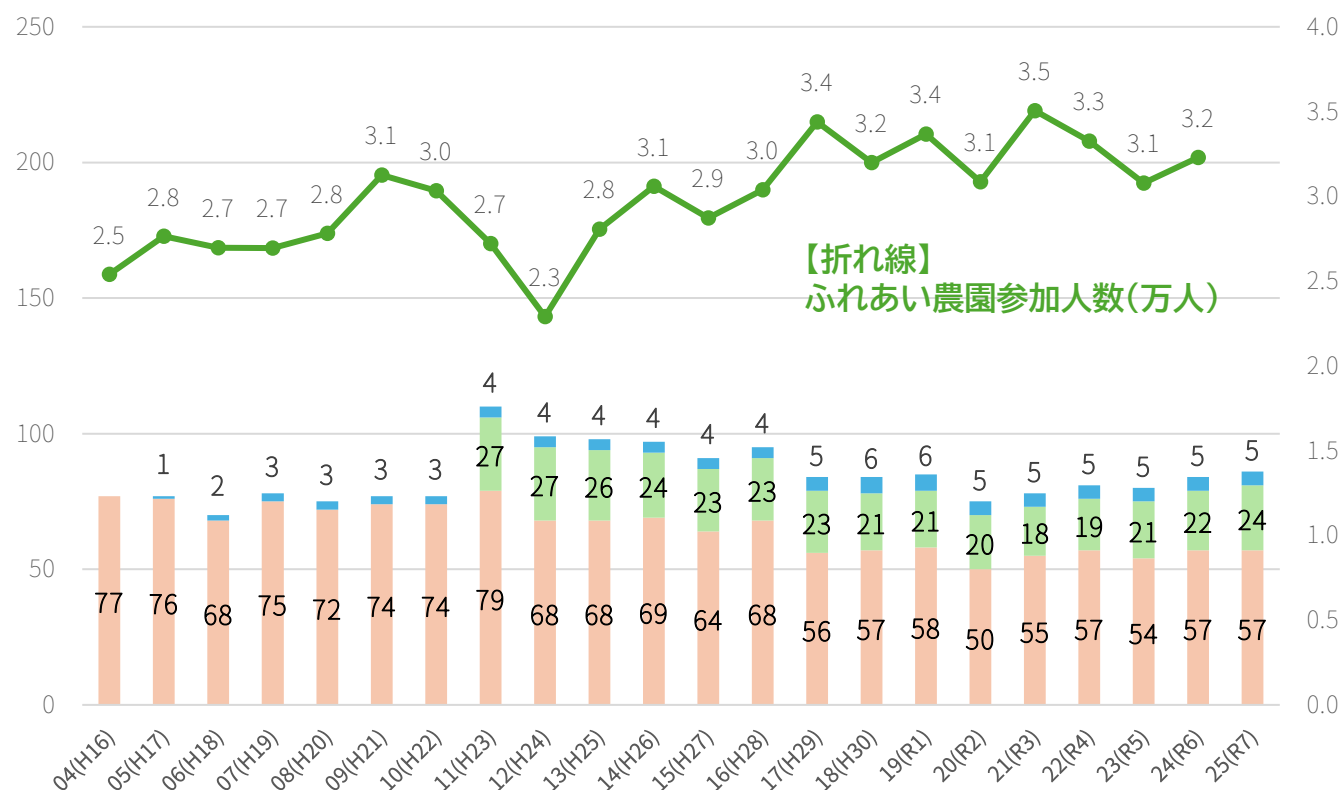
概要

- 区民が都市農業への理解を深めることができるよう、ふれあい農園、体験農園、区民農園の運営・拡充や、民間事業者等との連携を含めて、気軽に土に親しみ、収穫の喜びを得る機会を提供し、農とふれあう賑わいの創出を進めている。
- ふれあい農園の参加者は増加傾向にあり農への関心の高まりがうかがえる一方、開園数は増減を繰り返しながら近年は横ばいで推移している。また、区民農園や体験農園といった多様な形態により農に触れる機会も一定数確保されていることから、農地の減少が進む中でも多様な形態による農とのふれあいの取組は一定程度進んでいるといえる。
- 今後もこうした機会の維持・拡充に加え、農地の保全・活用を進め、世田谷らしい農のみどりを継承していくことが求められる。



△ふれあい農園の様子

〔農にふれあう場となる農園の開園数の推移〕



※「東京都の地域・区市町村別農業データブック」(東京都農業会議発行)をもとに作成

〔凡例・説明〕

ふれあい農園

区内で生産者が野菜や果物の収穫体験や花の寄せ植えづくり体験を行う。

累計参加人数：626,523人(2024年までの累計)

区民農園

区画貸出型で、区民に野菜づくり等を通して、土に親しむ機会を提供し、区内農業への関心と理解を深めるとともに、農地の保全と緑地空間の確保を図る。

※区との土地使用貸借(無賃)による。

体験農園

農家が開設・運営する農園で、園主の指導のもと、年間を通して一連の農作業を体験し、自ら畑で収穫を行う。

- ・「世田谷みどり 33」の実現は、区だけでなく、区民や活動団体、事業者などとともに、目標を共有し、一体となって進めることが不可欠である。
- ・区内では、下記の事例をはじめとして、様々な活動団体が自らみどりを守り、つくり、管理する活動を進めてきている。

区民参加の花づくり活動

みどりや花づくりを通じて、自然を大切に思う気持ちを育むとともに、地域住民同士のつながりを深め、美しいまちづくりを進める取組を行っている。

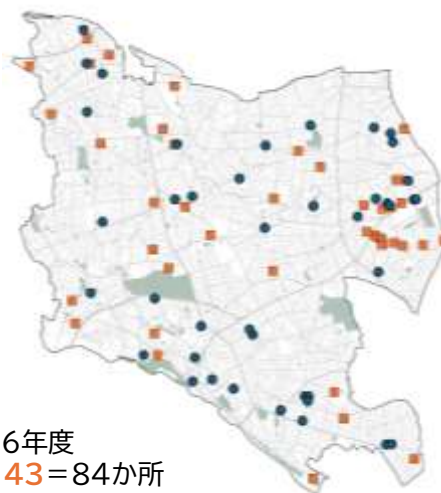
活動場所により制度が異なり、区の公園や緑道、身近な広場で活動する「公園等における『花による緑化推進』協定」と、その他で活動する「みどりと花いっぱい協定」の2種類がある。

〔みどりと花いっぱい協定・花による緑化推進協定の活動箇所の推移〕

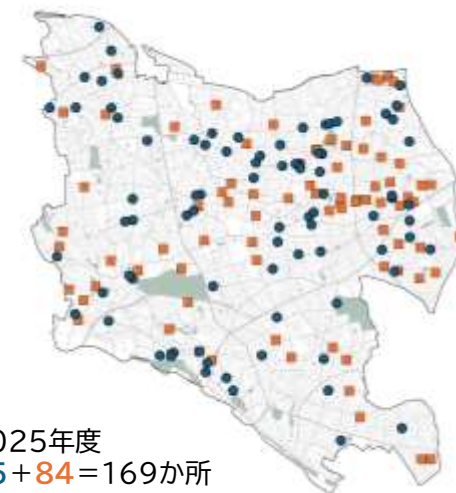
凡例

- みどりと花いっぱい協定 ■ 公園等における「花による緑化推進」協定

2006年度
41 + 43 = 84か所



2025年度
85 + 84 = 169か所



トラストボランティア活動

(公財)世田谷トラストまちづくりでは区民との協働による多様な取り組みや活動団体・専門家等とのネットワークを活かし、新たなボランティアの参加を促進してきた。

また、公園や市民緑地等でみどりを守る人を増やすため、参加・協働の機会を継続的に維持・創出し、取り組みに関する啓発を進めてきている。

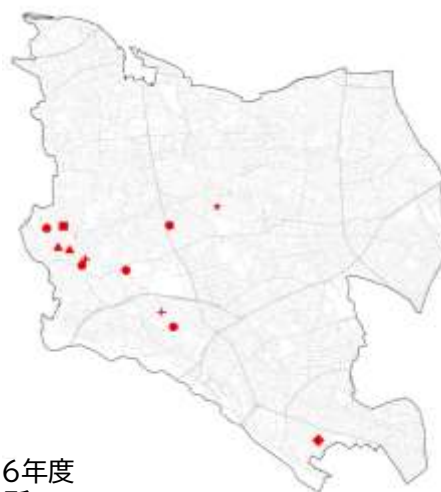
トラストボランティアの活動箇所は、2006年から比較し、2024年時点で45か所と拡大している。

〔トラストボランティア活動場所の推移〕

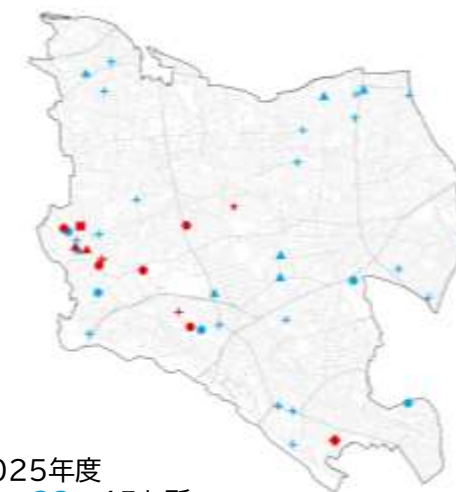
凡例

- + 小さな森 ● 都市公園・都市林 ● 都市公園・都市林
 ★ 特別保護区 ■ 身近な広場 ▲ 市民緑地
 ◆ その他 ▲ 市民緑地 + 小さな森

2006年度
12か所



2025年度
12 + 33 = 45か所



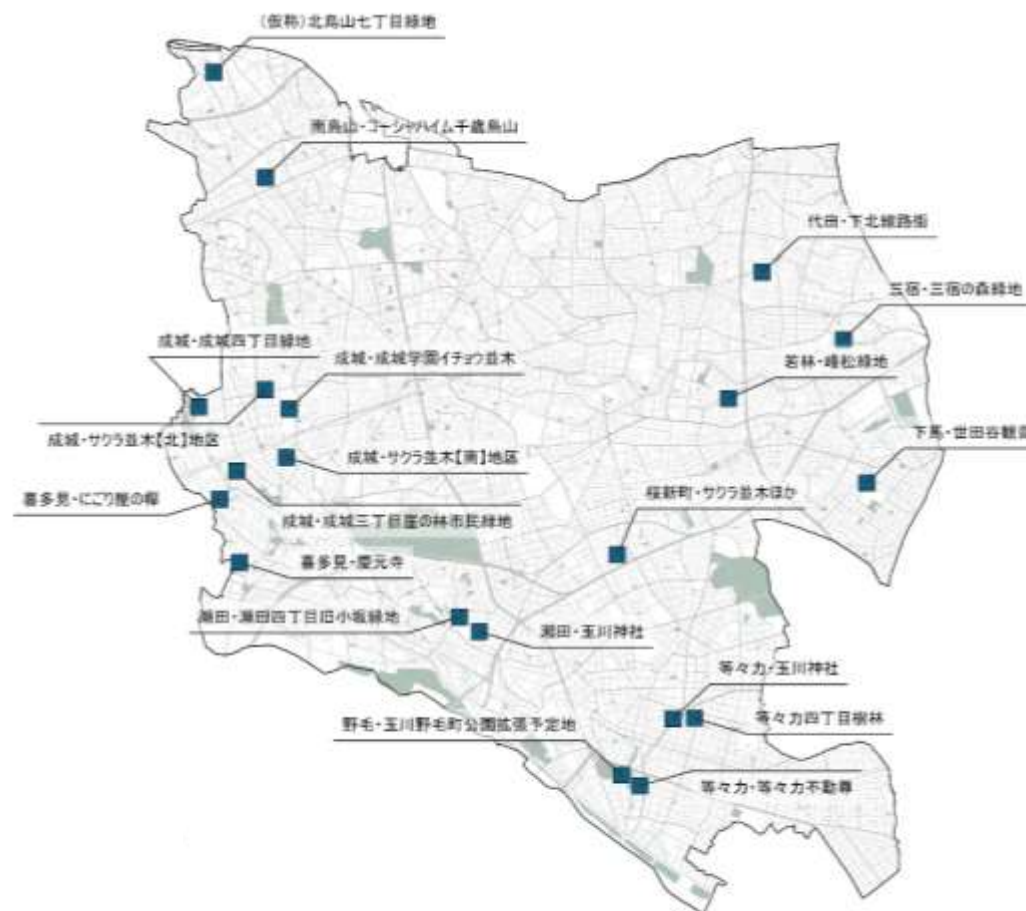
赤：2006年の活動箇所（12か所） 青：2006年以降に増加した活動箇所（33か所）

世田谷落ち葉ひろいりレー

- 世田谷落ち葉ひろいりレーは、成城地区で続いていた地域の落ち葉清掃の活動を世田谷区内の他地区にも拡げることがを目的に、行政提案型協働事業として、区民の活動団体である世田谷みどり33協働会議と区で協力し、2015年に6会場でスタートした。落ち葉「掃き」ではなく落ち葉「ひろい」という名前には、長く街路樹の保全活動をしている区民の、みどりの恵みに感謝する気持ちが込められている。さらに、その気持ちをリレーのようにつなげようと「落ち葉ひろいりレー」と名付けられた。
- 開催箇所は、2016年は8会場で行っており、2024年には20会場に拡大している。



〔落ち葉ひろいりレーの活動箇所(2016年:8会場)〕



〔落ち葉ひろいりレーの活動箇所(2024年:20会場)〕

- 区ではこれまで、みどりの街づくりを推進し、「世田谷みどり33」の実現をめざしてきた。その実現に向け、多様な世代がみどりに関心を持つとともに、区民一人ひとりがみどりの機能や重要性を理解できるよう、みどりに関する普及啓発の充実に取り組んできた。

<主な取組み事例>

①せたがやガーデニングフェア

せたがやガーデニングフェアは、緑と花をテーマに、快適な環境の向上について区民とともに考え行動し、「世田谷みどり33」の普及を目的として、2006年に開始した。現在は、地元の造園会社などで構成される実行委員会により運営されており、2026年で19回目の開催となる。



②世田谷・みどりのフィールドミュージアム

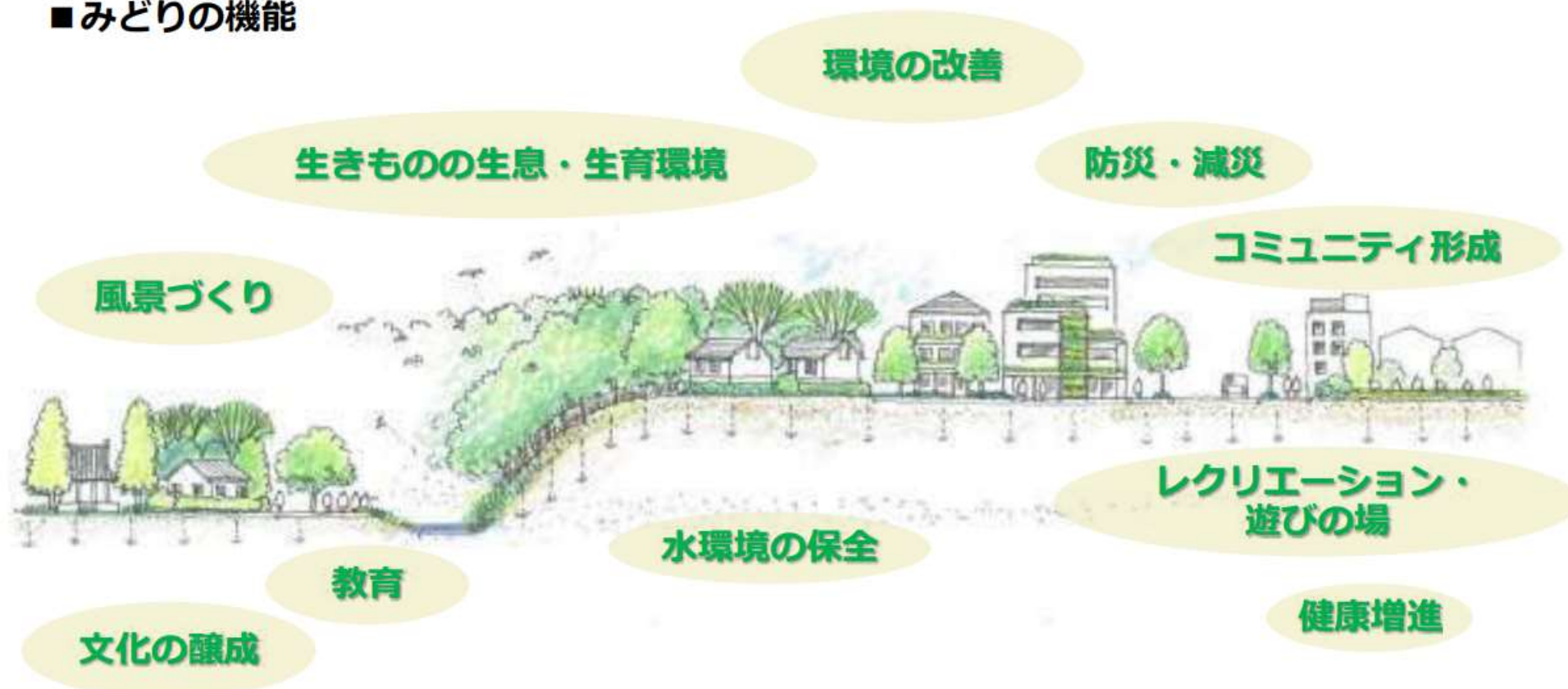
身近な自然の豊かさや素晴らしさを知り、区民共有の財産として守り育んでいく取組みとして、地域全体(フィールド)をひとつの博物館(ミュージアム)として捉え、学習・体験の場として整備している。



4. 機能の発揮状況

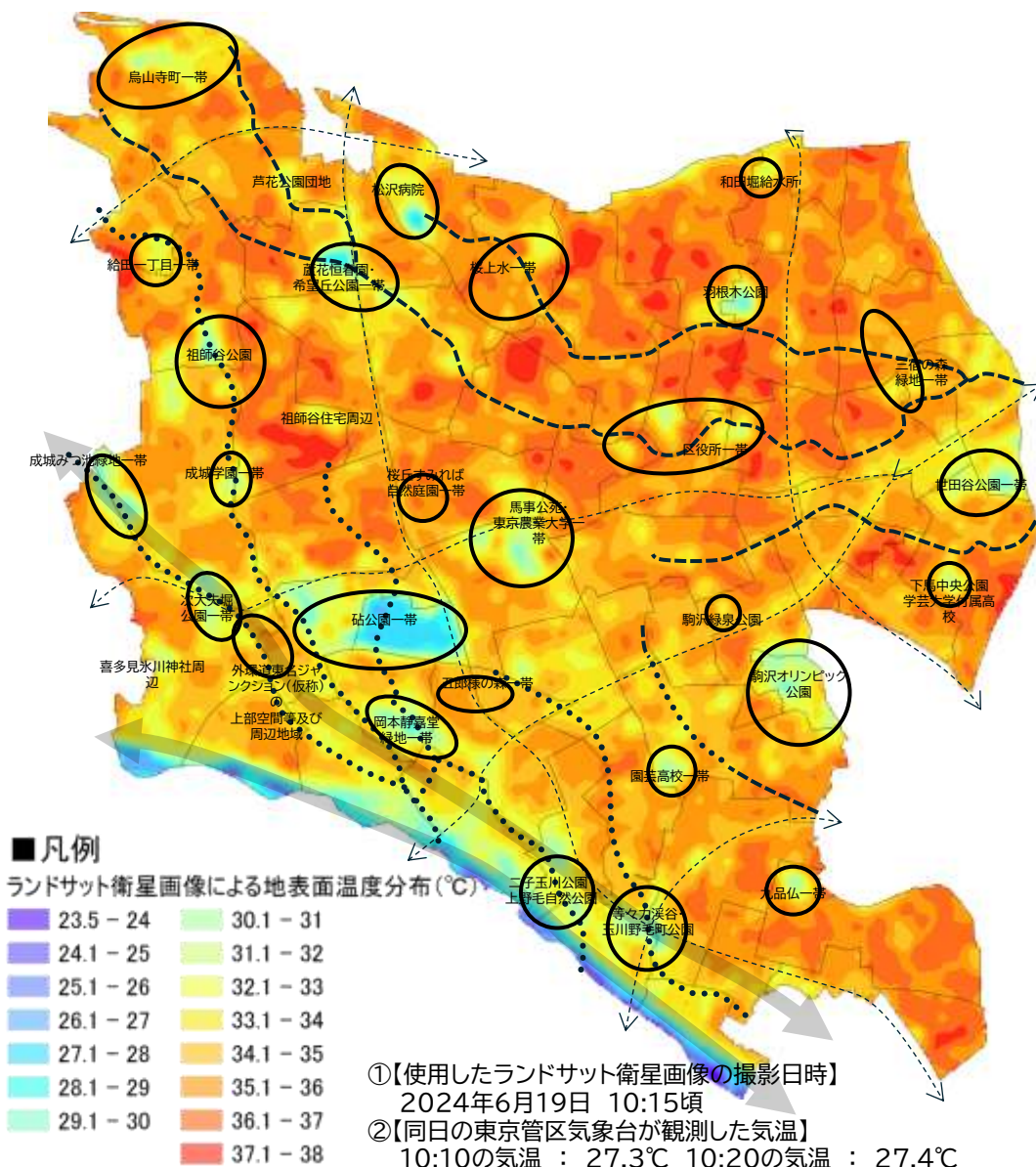
- みどりは生きものの生息・生育環境の形成や環境の改善などの植物自体が持つ機能に加え、人と人の関係をつくる役割を含め、多面的かつ複合的な機能を有しており、人や生きものの暮らしを支えるとともに、安全で快適な都市の環境を守り、世田谷の街の魅力を高める、街づくりに欠かせない重要な社会基盤(グリーンインフラ)である。
- これらみどりの持つ多様な機能について、各種データや施策の取組み状況から、その発揮状況の事例を次ページ以降に示す。

■みどりの機能



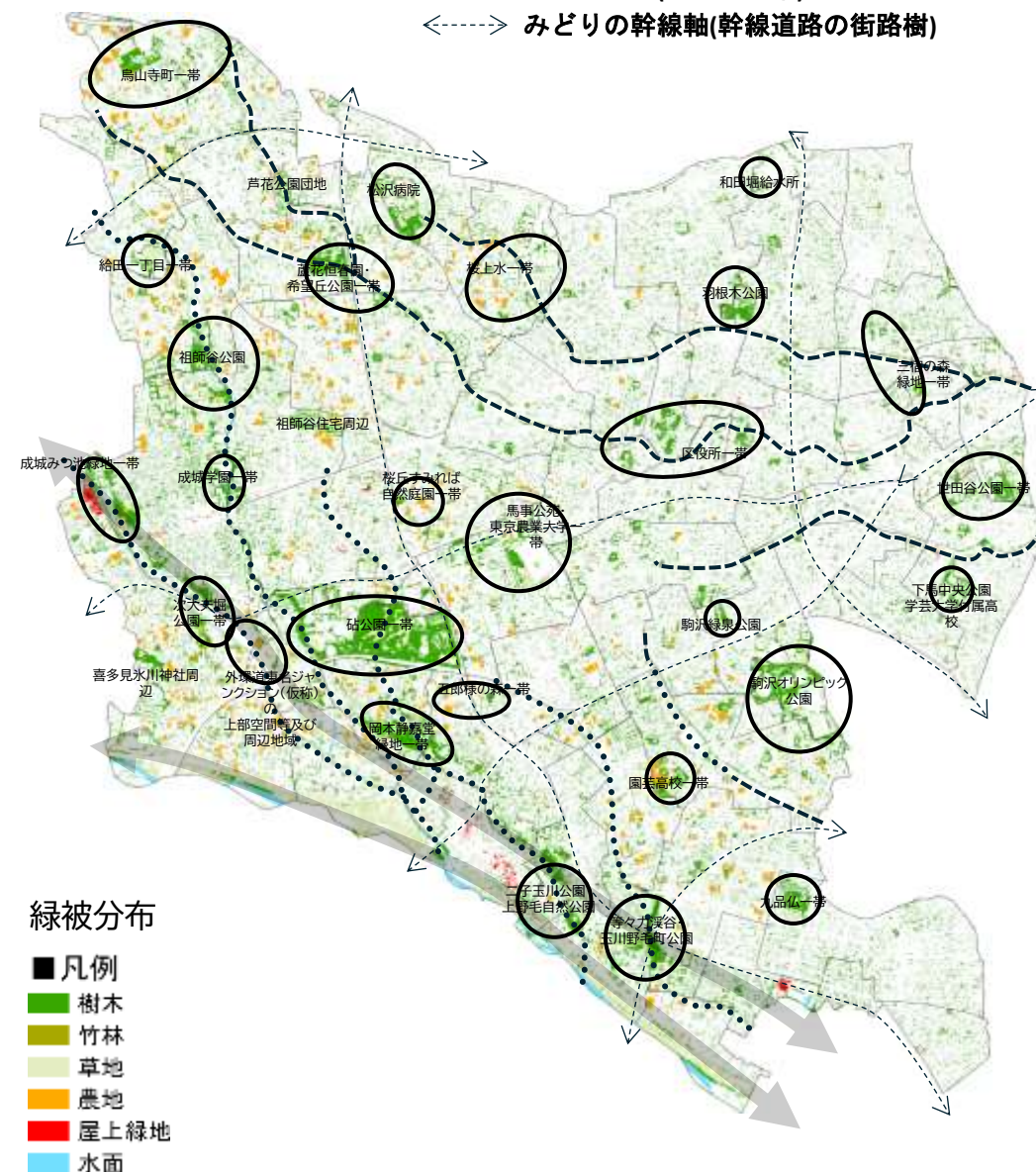
- 木陰をつくるまとまった緑地はクールスポットとなるほか、街路樹などが連続したみどりの空間や河川などは、風の道となり、熱環境の緩和に寄与する。
- 地表面温度分布と緑被分布を比較すると、周辺よりも気温が低くなっているエリアには、まとまりのある緑が位置している。区内のまとまったみどりがクールスポットとなっており、暑熱の緩和に対してみどりが効果をもたらしていることが推察される。

〔地表面温度分布と緑被分布〕



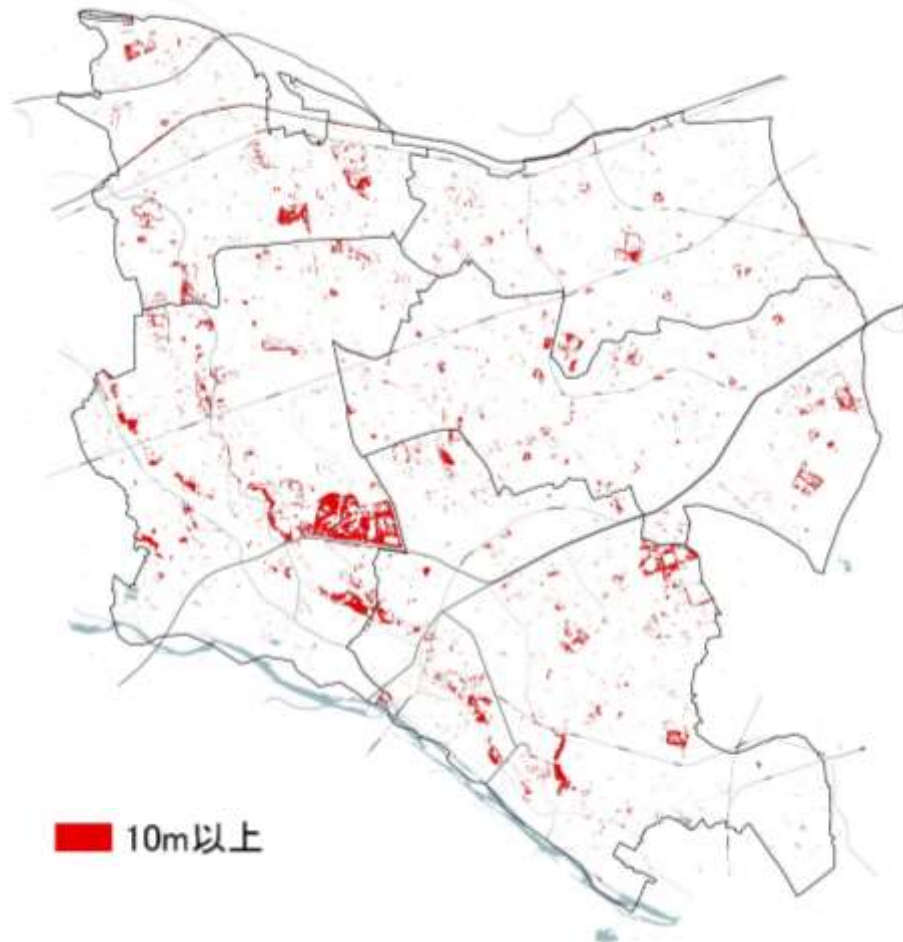
【現行計画におけるみどりのネットワークの要素】

- みどりの拠点
- ⇄ 骨格的なみどりの軸
- みどりの軸(緑道等)
- みどりの軸(河川・開渠)
- ⇄--- みどりの幹線軸(幹線道路の街路樹)

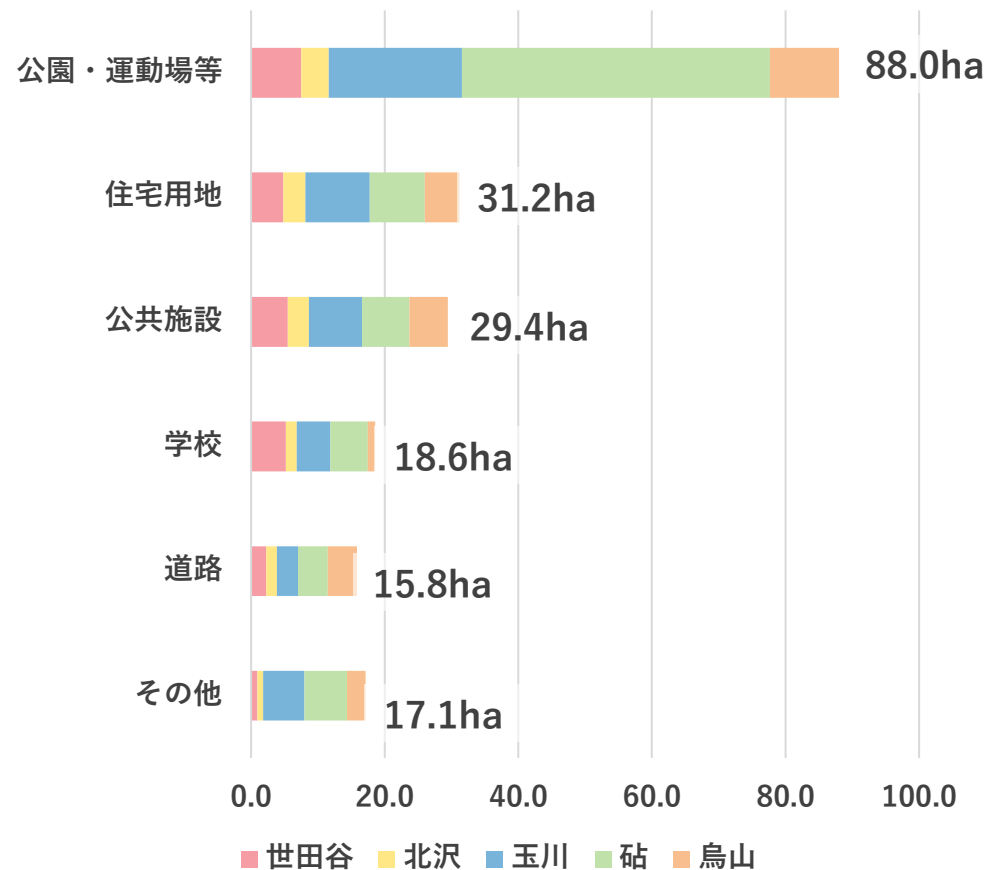


- ・ 樹高10m以上の樹木(以下、「高木」という。)の緑被面を抽出し、木陰をつくる樹木の状況について分析した。
- ・ 2021年、区内全域における樹木地の緑被面積は963.19haであり、そのうち約200ha(約20%)が高木によるものであった。
- ・ 砧公園や国分寺崖線沿いに多く分布しており、主な土地利用別では、高木の約44%が「公園・運動場等」であることが分かる。
- ・ また、前掲の地表面温度分布(P.51)と比較すると、高木が分布する周辺は地表面温度が低い傾向が読み取れ、暑熱の緩和に対してみどりが効果をもたらしていることが推察された。
- ・ ヒートアイランドの進行による都市の高温化が進み、猛暑の緩和策として、緑陰の形成による暑熱環境の改善への期待が高まる一方、植栽基盤や生育環境の影響による生育不良や老朽化により、倒木等のリスクが懸念される樹木もみられる。今後は植栽場所に見合った樹種の選択を行うとともに、剪定や樹木更新などの適切な維持管理を図り、高木をはじめとしたみどりの質を高め、みどりの持つ機能を十分に発揮させていくことが求められる。

〔高木の状況(2021年)〕



主な土地利用ごとの高木の占める面積



気候危機に対し、植物の「光合成」は最も身近で強力な解決策の一つである。

- ①CO2の吸収:樹木が大気中の二酸化炭素(CO2)を吸収
- ②炭素固定:吸収したCO2を炭素として自らの幹や枝、根、そして土壌に蓄える
- ③酸素の排出:代わりに酸素(O2)を放出し、都市の空気を浄化

都市緑地の意義

排出源(自動車や家庭など)が集中する都市部において、その場で機能する重要な吸収源となる

世田谷区のみどりのCO2吸収量(推計)

公園緑地の年間合計吸収量

約 1,335.7 t-CO₂ / 年

 区民の生活に換算

約 700～1,000人分

の年間生活におけるCO2排出量と同等の削減効果

 杉の木(森林)に換算

世田谷の街の中に 約 10万本分

の杉の木が広がるのと同じ効果(※杉1本=年間約14kg吸収として計算)

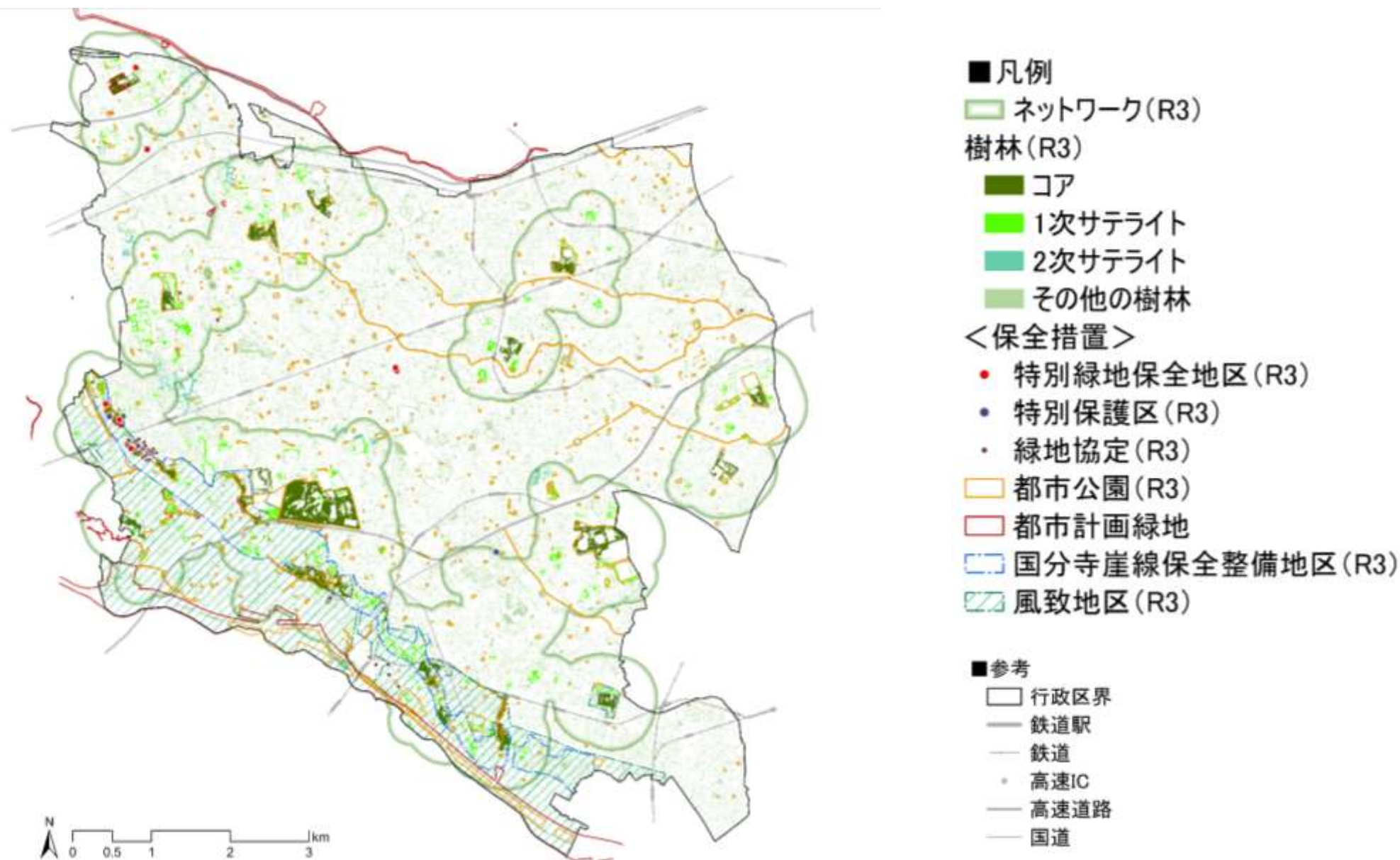
緑地種別	面積	適用原単位	年間CO ₂ 吸収量
公共が管理する公園緑地	約 269.84 ha	育成林 4.95 t-CO ₂ /ha	約 1,335.7 t-CO ₂

※ 民有地には公共用地より大きな緑が存在しており、それらを含めると実際の吸収量はさらに大きくなると推計される。
※ 算出根拠:環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」及び国土交通省「低炭素まちづくり実践ハンドブック」に定める吸収原単位(育成林・天然生林モデル)により2026年6月試算。

■エコロジカルネットワーク

コゲラを指標種※として樹木地の連続性を評価した。営巣など生息地となりエコロジカルネットワークの拠点となる規模の樹林(コア)はそのほとんどが、都市公園や特別緑地保全地区等に指定されており、本区のネットワークの骨格は永続性のある確保が図られている。

※キツツキ類の代表種。山地から都市部まで広く分布し、採食や営巣に樹木を利用、行動圏が比較的に広いことから、市街地における緑の連続性の評価によく用いられる。





■みどりが持つ防災・減災機能

昨今では災害を食い止める防災とともに、被害を最小限にとどめる減災という考え方も重視されており、防災・減災機能を持つみどりは重要な役割を担っている。

■避難所として重要な役割を持つ公園・緑地

区内における震災時の避難場所としては、「一時集合所」、「広域避難場所」、「指定避難所」、「福祉避難所」がある。

「広域避難場所」には公園や緑地等が多く指定されている。また、「一時集合所」のうち、48.5%が公園・緑道等であり、さらに緑道や街路樹のある道路は避難路として重要な役割を担っている。

※一時集合所…家屋の倒壊や火災など、自宅が危険になった場合に近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所。

※広域避難場所…震災時に火災の延焼などで、自宅や一時集合所が危険な状態になった時に避難する場所。東京都が指定する。

※指定避難所…自宅での居住が困難な時、二次災害を受ける可能性がある時に、一時的に生活をするための施設。

※福祉避難所…高齢者や障害者、母子等、指定避難所での生活に支障がある方が避難する場所。指定避難所での生活が困難であることを区が確認し受け入れの調整ができた方に限り避難が可能となる。



身近な避難空間

▼一時集合所内訳

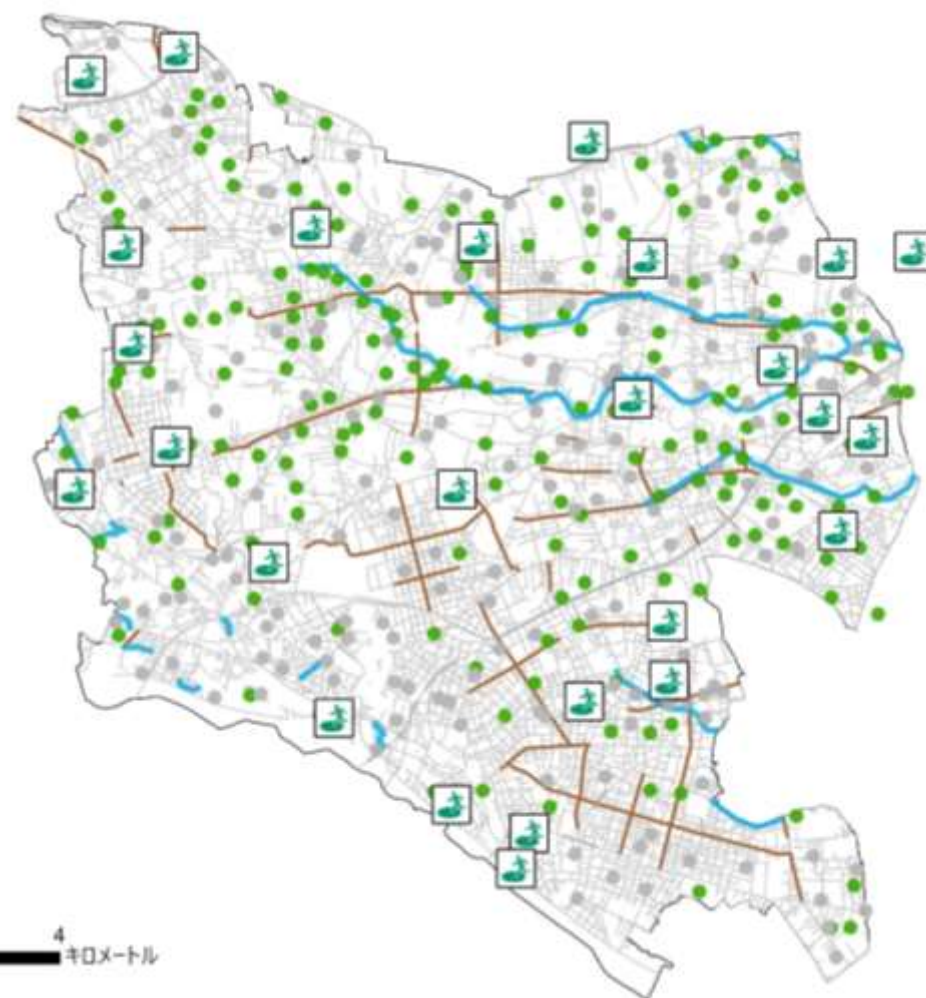


凡例

- 広域避難場所
- 一時集合場所
- 公園・緑道等
- その他
- 緑道
- 主要な生活道路道路中心線
- R03道路中心線_幅員6m以上



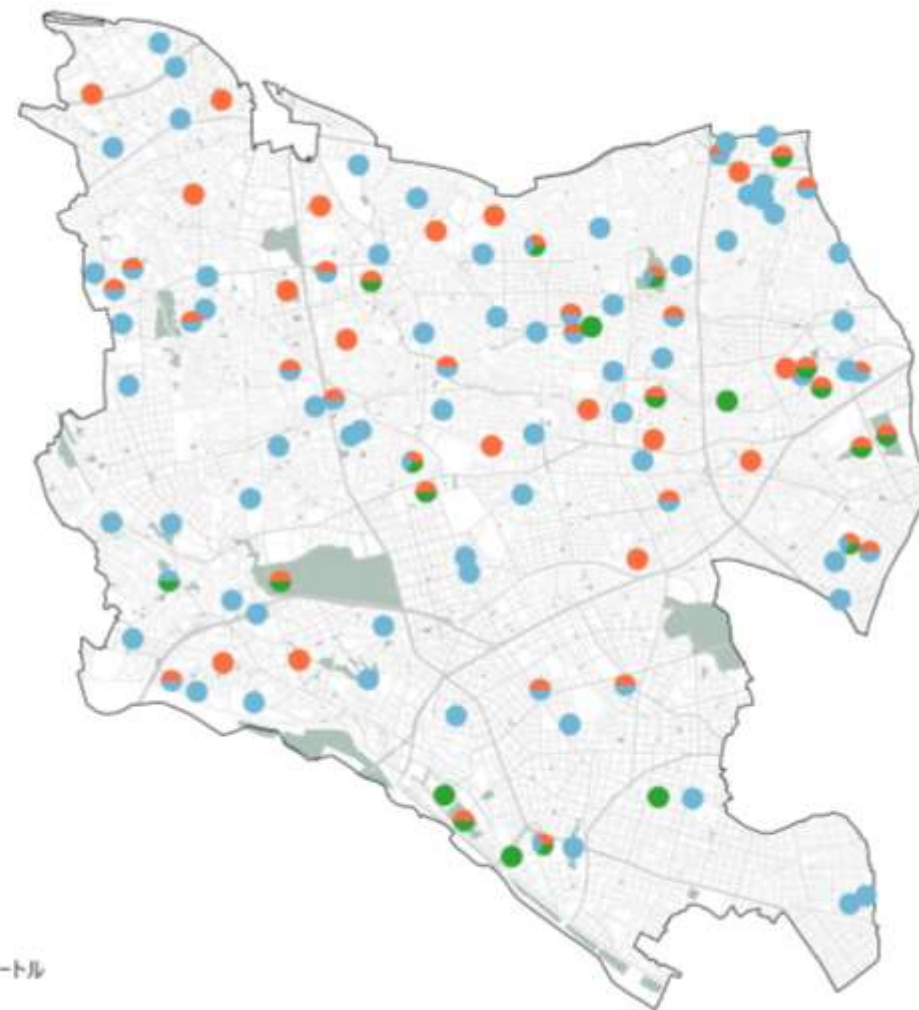
0 0.5 1 2 3 4 キロメートル



- 公園は、火災時の延焼遅延の機能、一時的な避難場所など、安全で災害に強い街づくりに重要な役割を果たす。
- 防災機能の向上のため、公園の立地、規模、種別に応じてや、防災訓練を行っている地元町会・自治会などの意見を参考に様々な施設を整備している。

<公園の減災施設の一例>

[マンホールトイレ、防火貯水槽、太陽光発電灯が設置されている公園状況]



※公園調書(令和7年度)を基に作成

- ・ みどりは地域固有の風景を形づくり、愛着や誇りといった文化を育む機能を有する。
- ・ 区では、区民参加により世田谷百景や地域風景資産、世田谷名木百選を選定し、身近な風景を守り育てる取組みを重ねてきた。

協働によるみどりの風景づくりの事例

■地域風景資産

地域風景資産は、大切にしたい身近な風景を守り、育て、つくることを目的とし、世田谷区風景づくり条例に基づき選定されたものである。

地域風景資産の選定は、風景づくり活動を生み出すための仕組みであり、風景を大切にしたいという一人一人の想いをきっかけに、地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育てていくことをめざしている。資産を選ぶ過程においても、あらゆる場面で多くの区民が関わっていることが特徴となっている。

■せたがや百景

区民に世田谷の風景に関心を持ってもらうことを目的に、昭和59年に選ばれた。

選定にあたっては、好ましい風景として、区民からの推薦投票で選ばれた約400景の中から、選定委員会が200景の候補に絞ったものを、区民投票を実施し、票の多い順で100景が選出された。



■名木百選

昭和61年度に世田谷のみどりを特徴づけるものとして、大木や由緒・伝説のある樹木、樹形の変わったものなど100種148件を選定した。令和2年1月に既存名木95件の再選定と新規名木55件を選定し、合計150件を新たな「世田谷名木百選」とした。



▲五島美術館のシダレザクラ



▲八幡神社のイチヨウ

■まちの生きもののしらべ

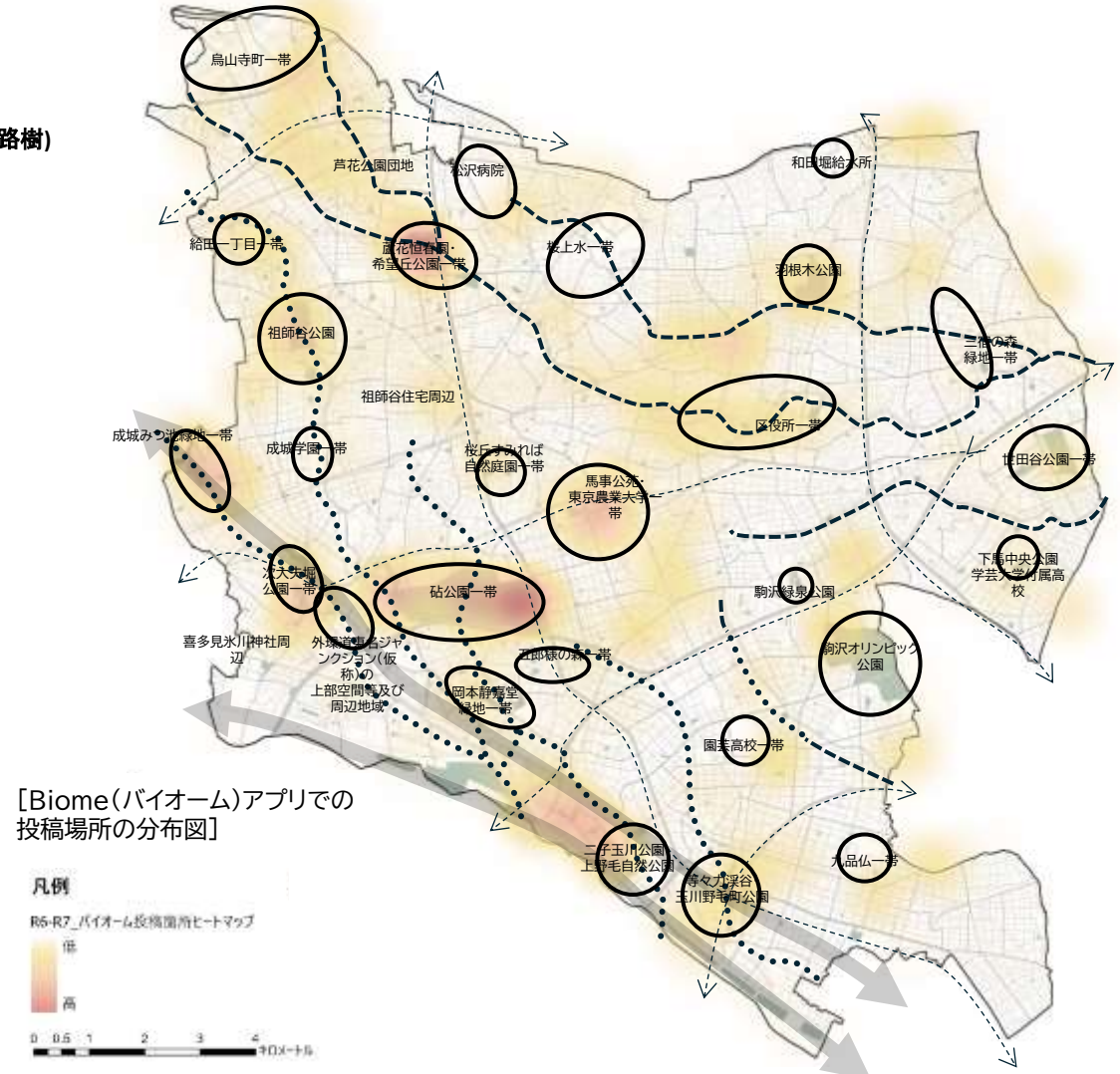
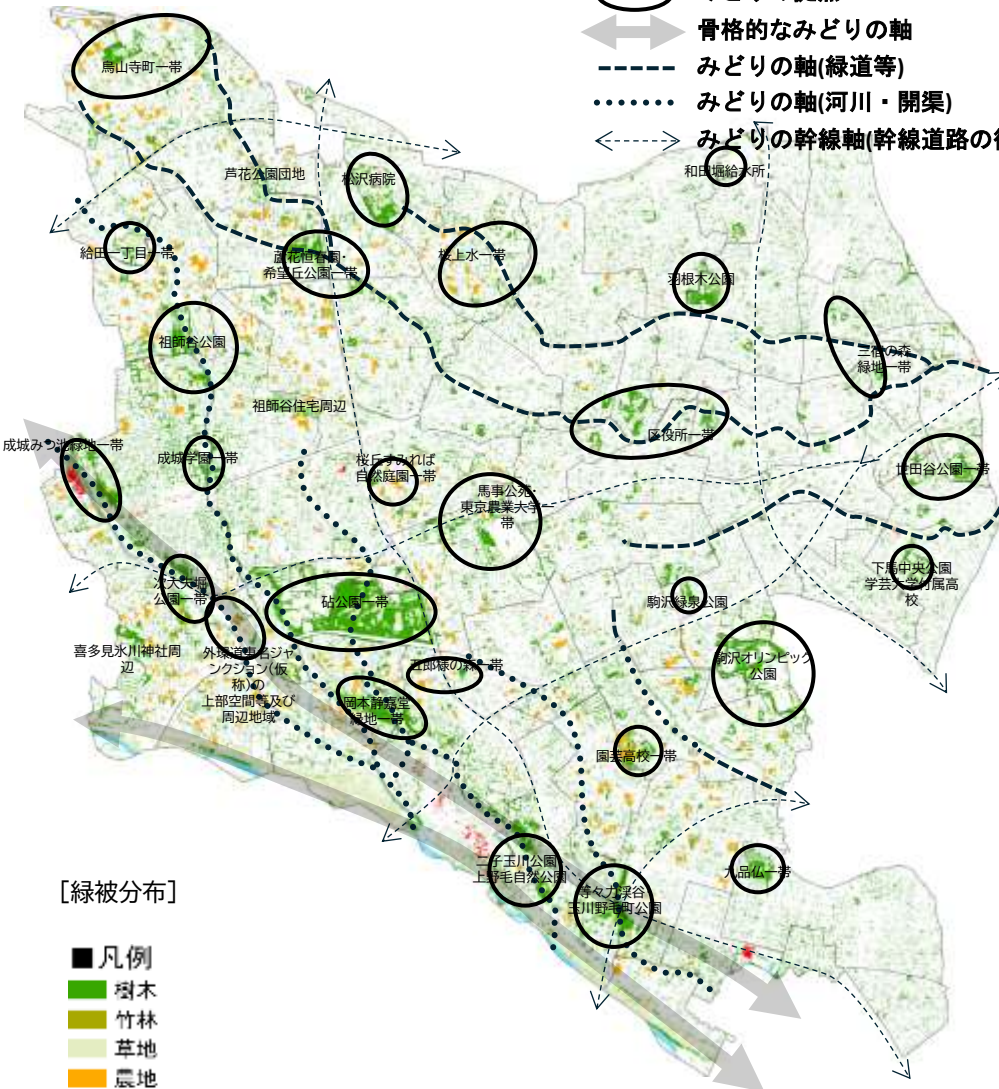
2015年(平成27)年度から初夏～秋にかけて実施しており、身近な生きものや自然環境について理解を深める機会として、区内に「どんな生きもの」が「どこに」「どれだけ」いるのかを区民参加で調査し、集まった報告書をもとに結果報告シートを発行している。

夏休み特別企画では、撮影した生きものをBiome(バイオーム)アプリに投稿してもらう企画を実施しており、生きものの名前に詳しくなるきっかけづくりとなっている。Biome(バイオーム)アプリに投稿された生きものの写真の撮影地点は以下のとおりであった。

緑被分布図と比較すると、Biome(バイオーム)アプリの投稿場所は、大規模公園などのみどりの拠点だけでなく、みどりの拠点以外の身近なみどりへと広範囲に分布しており、身近なみどりも環境教育の場には貢献していることが読み取れる。

【現行計画におけるみどりのネットワークの要素】

- みどりの拠点
- ⇄ 骨格的なみどりの軸
- - - みどりの軸(緑道等)
- みどりの軸(河川・開渠)
- ⇄ みどりの幹線軸(幹線道路の街路樹)



みどりは、学びや体験を通じて環境意識を育む教育的機能を有する。

区では、小学生向け環境教育の実施に加え、公園が遠足や理科学習、どんぐり拾い等の身近な体験の場として活用されているほか、大学連携による調査研究まで、多様な主体と連携した取組みを展開している。

■環境出前講座

大学生ボランティア、民間企業等が講師となり、区立小学校で環境出前授業を行っている。クイズやグループワークなど、楽しく学べる工夫を盛り込みながら、一人ひとりができることを考え、子どもたちがエコ活動を実践するきっかけづくりを行っている。テーマは、地球温暖化、食品ロス、省エネ・再エネ、森林の役割などを扱っている。

■脱炭素地域づくり「SEIJO GREEN CITY」

脱炭素を契機に地域課題の解決と地域価値の向上を図る取組みとして、成城地区において、住民との合意形成を図りながら、省エネ・再エネに加え、みどりの保全、生物多様性の確保、防災、健康づくり、コミュニティ形成など、「まちづくり」と「街づくり」の両面から持続可能な地域づくりを推進している。「脱炭素×みどり・生物多様性・グリーンインフラ」事業の実施で、緑化支援や効果の見える化を進め、住民の理解と参加を促進している。また、成城大学・東京農業大学との連携による調査研究や、十日町市との広域連携(再エネ活用・環境教育)を通じて取組みを高度化し、その成果を区内全域へ展開している。

■みどりの出前講座

みどりの基本計画及び生きものつながる世田谷プランに基づき、区立小学校の理科の授業に専門家を派遣し、学校の校庭や近くの公園で野外観察をする体験型の講座。子どもたちに身近な生きものに触れる機会を提供し、みどりや生物多様性の大切さを次代に継承することを目的としている。



▲環境出前講座の様子



▲成城地区脱炭素プロジェクト
(成城大学との連携)



▲みどりの出前講座の様子



▲みどりの出前講座の生きもの絵日記

■プレイパークの概要

プレイパーク事業は、1979(昭和54)年、世田谷区の国際児童年記念事業として始まり、開設当初から区と住民との協働による事業として実施している。世田谷区が全国初であり、今なお先進的な取り組みとして全国的にも注目されている。

子どもたちの好奇心を大切にし、自由にやりたいことができる遊び場を作ろうというもので、可能な限り禁止事項をなくし、子どもたちの好奇心を最大限尊重することを目的としたあそび場である。

プレイパーク事業を始めたのは、世田谷区が全国初であり、現在は地域に1か所ずつ(区内5か所)設置されている。



▲ツリーハウスで遊ぶ子どもたち



▲泥遊びをする子どもたち

常駐のプレイワーカーや地域のボランティアの方たちのもとで、焚き火や泥遊び、木登りなど、

屋外での自由な「遊び」



子どもたちに自主性や主体性、
社会性やコミュニケーション能力の
育みにつながる

2003年～
烏山プレイパーク

1979年～
羽根木プレイパーク

1982年～
世田谷プレイパーク

2025年～
砦あそびの杜プレイパーク

1988年～
駒沢はらっぱプレイパーク



■プレーカーとは

「プレーカー」は、軽自動車に遊具や工作具を積んで公園に出向く、出前型プレーパークのこと。プレーリヤカーとの違いは、1回の活動時間が長い
ため、午前中は乳幼児親子、午後は小学生も対象となり、ダイナミックな遊
びを展開。七輪を使った火起こし、火遊びの体験ができる活動もある。



◀ 鉄砲であそぶ子ども

■プレーリヤカーとは

NPO法人や自主団体等によるリヤカーに遊具などを積み、公園等に出
向き、遊びを展開している。主な対象は乳幼児親子で、在宅子育て支援、
乳幼児親子の仲間づくりや遊びのきっかけづくりの一助を担っている。



◀ プレーリヤカーの実施のようす

[プレーカー・プレーリヤカーの実施場所]



■ 次大夫堀公園
2009(平成21)年3月～
2022(令和4)年3月終了

■ 二子玉川公園
2009(平成21)3月～
2026(令和8)年現在

■ 玉川野毛町公園
2009(平成21)3月～
2026(令和8)年現在

凡例

- プレーカー
- プレーリヤカー

みどりは散策や運動の場を提供し、心身の健康増進に寄与する機能を有する。区では公園やみどりのスポットをマップ等で見える化し、区民が日常的に活用できるよう周知啓発を進めてきた。

■健康器具マップ

公園の健康器具は、日常生活での健康づくりを目的とした施設である。気軽なストレッチから、筋肉トレーニングができるもの、身体のツボを刺激できるものなど、種類も様々である。大人から子どもまで、自分の体力に合わせて自由に使用できる。



ツイストボード

体ひねり、腰ねじりなど、普段使わない筋肉を伸ばすストレッチ運動が楽しく簡単にできる器具です。円盤の回転によって、常にスムーズで効果的な運動が可能です。



ゆったりステップ

手すりにつかまって上半身を支えながら、階段の昇降運動ができます。ひざの曲げ伸ばしや体重移動の感覚を維持できます。

■国分寺崖線発見マップ

歴史的資産や自然環境の豊かな場所を訪れながら国分寺崖線の魅力を感じられるように「おもいはせの路」、「きしべの路」を整備し、ルートに道標を設置している。
歩く・見る・感じる・考えるを提案するマップ。



■花マップ

公園の花、街路樹の花、ボランティアの方が管理されている花壇など、花の季節が楽しみになるような情報が満載のマップ。



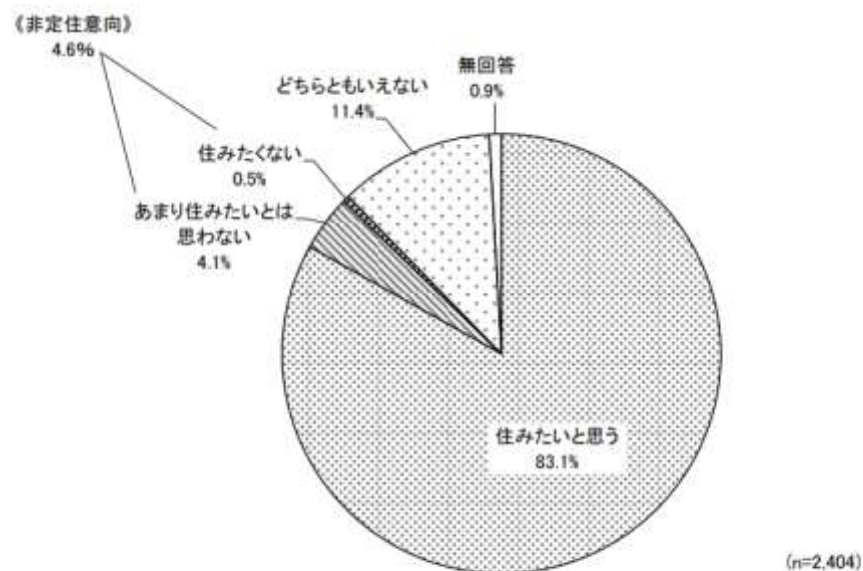
5. 区民意識の状況

■ 定住意向理由

みどりは、景観や住環境の良さを通じて、世田谷らしさと定住意向を支える重要な基盤となっている。

問4 あなたは、これからも世田谷区に住みたいと思いますか。(〇は1つ)

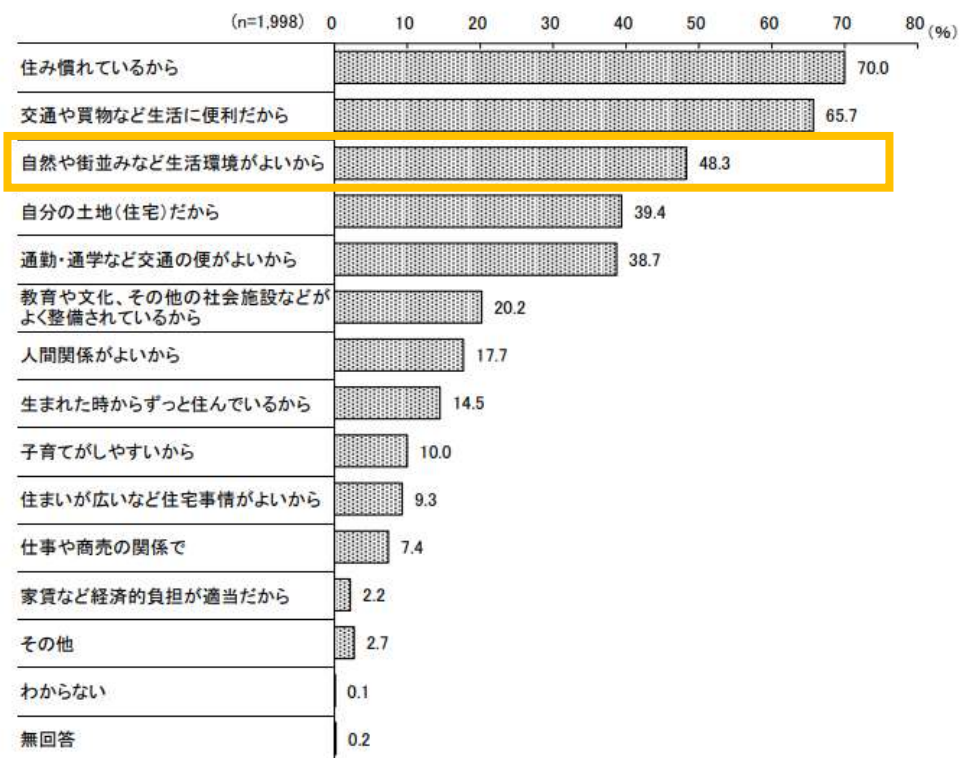
図1-4-1



(問4で「住みたいと思う」と答えた方に)

問4-1 これからも世田谷区に住みたいと思う理由はどんなことですか。(〇はいくつでも)

図1-5-1

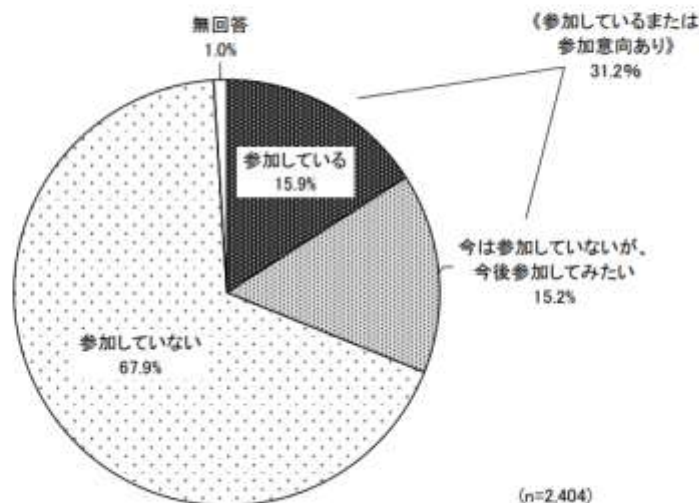


■ 地域活動への参加経験・参加意向

『参加しているまたは参加意向あり』が31.2%あり、参加の裾野を広げる余地がある。

問26 あなたは、身近な地域の活動に参加していますか。(〇は1つ)

図8-1-1

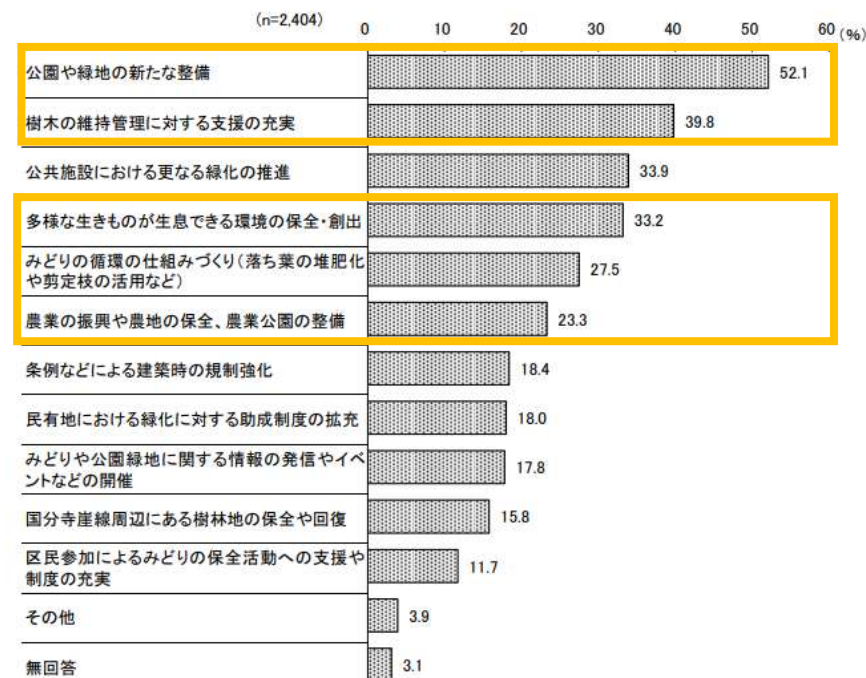


■ みどりを守り増やすために区に取り組んでほしいこと

公園・緑地の新たな整備への期待が最も高い一方、維持管理、生物多様性、循環利用など、みどりの“質”や“機能”に関する要望も高い。
また、情報発信やイベントの開催、区民参加によるみどりの保全活動への支援などへの関心も一定程度みられる。

問40 みどりを守り増やすために、区に取り組んでほしいことは何ですか。(〇はいくつでも)

図14-1-1



■ 実施期間

令和7年5月17日(土)から令和7年9月30日(火)まで

■ みどりのアンケート

〔回答数〕

417件(web:374件、紙:43件)

〔目的〕

- ・日頃より、みどりの保全創出にご協力いただいている区民、またはみどりに関心のある方を中心に、広くみどりへの認識を把握する。
- ・令和8年度実施予定の、無作為抽出による「区民意識調査」の項目検討に活用する。



■ 小学生・中学生向けみどりのアンケート

〔回答数〕320件(web: 46件、紙:274件)

〔目的〕こどものみどりへの認識を把握する。

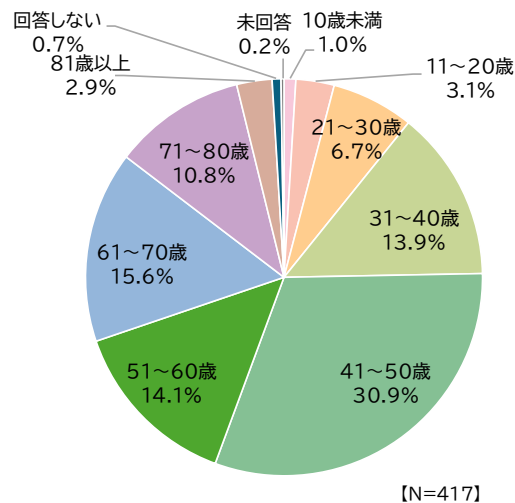


- ・ 居住年数20年以上が5割弱、11年以上20年未満が2割弱、また持ち家の方が回答者の7割弱を占め、年代は40代が最も多く3割であった。

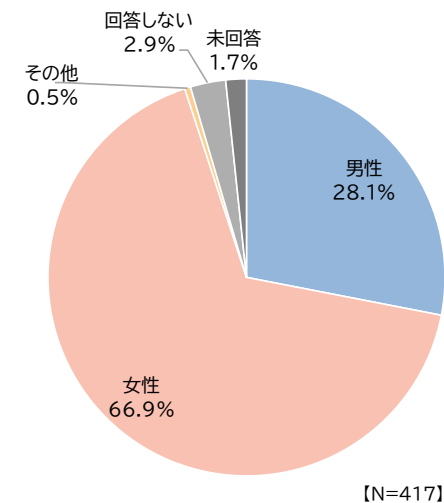
■回答者属性

有効回収数:417件

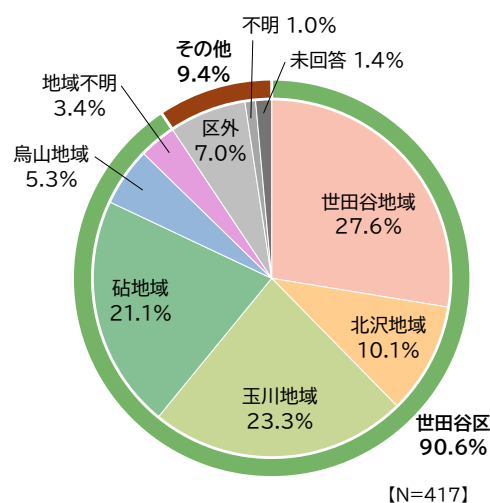
《年代》



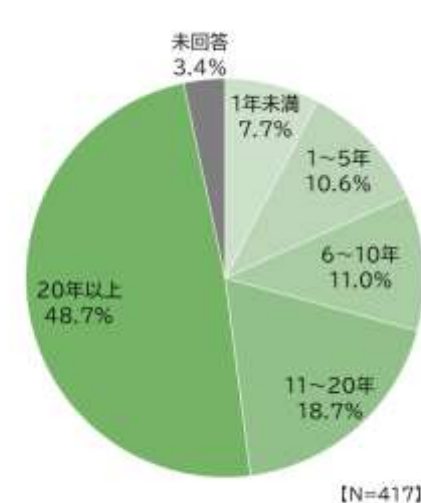
《性別》



《居住地》



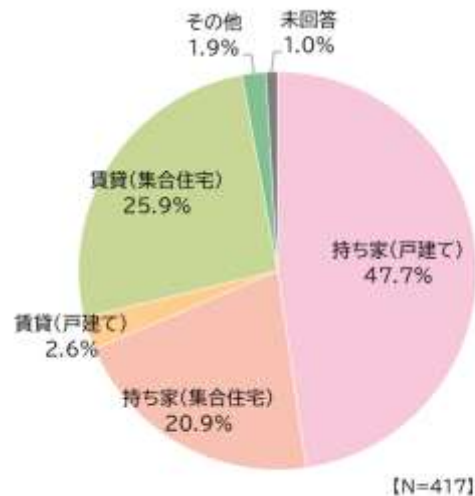
《居住年数》



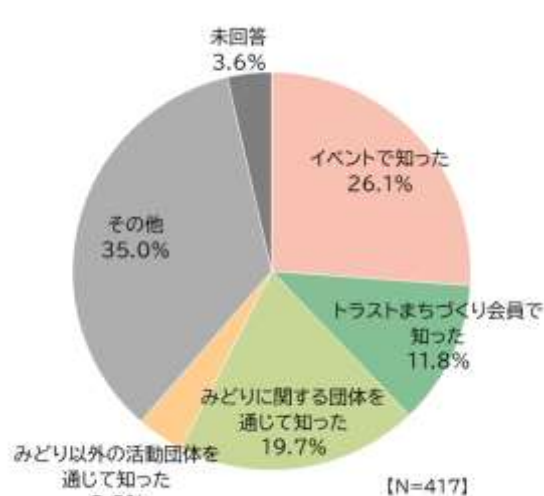
《住居形態》



《家族構成》

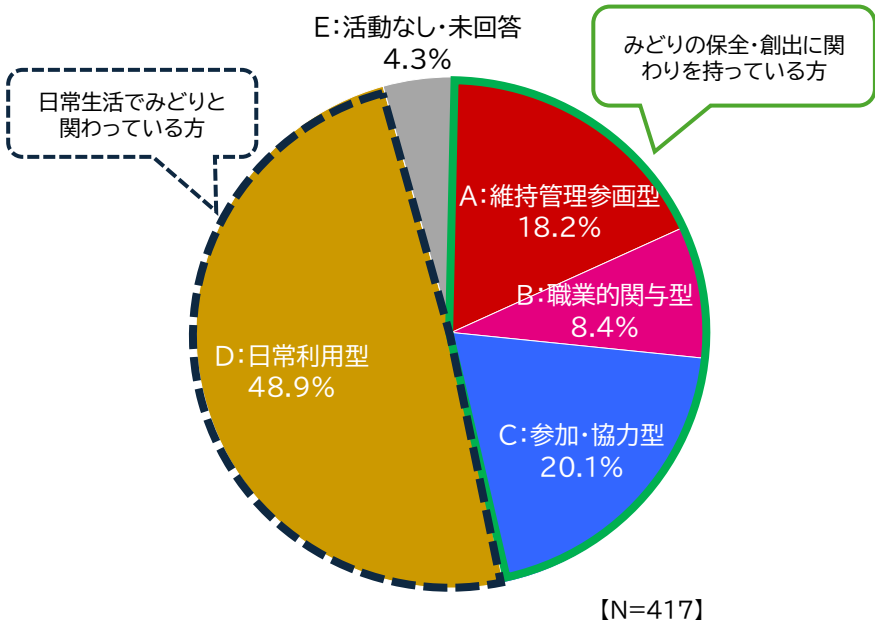
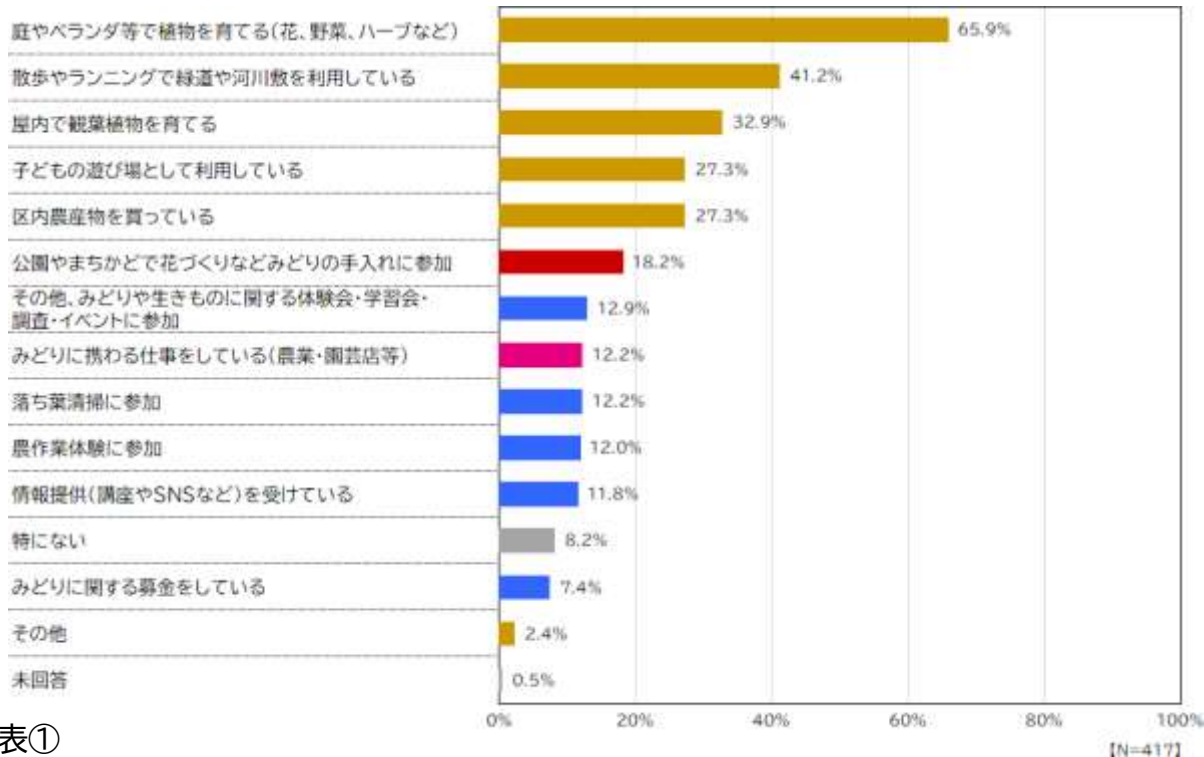


《アンケートを知った経緯》



- 現在取り組んでいる「みどり」の活動の内容に応じて、表①のとおり、回答者をみどりに関する活動や関わりでA～Eの5つの活動タイプ別に分類したところ、図②のとおり、「みどりの保全・創出に関わりを持っている方(A:公園やまちかでみどりの維持管理、B:農業などみどりに携わる仕事、C:落ち葉清掃、募金などに参加)」が46%、「日常生活でみどりと関わっている方(D:散歩や子どもの遊び場として公園等を利用するなど)」が48%であった。

〔問〕現在取り組んでいる「みどり」の活動について、以下の中から該当するものを教えてください



表①

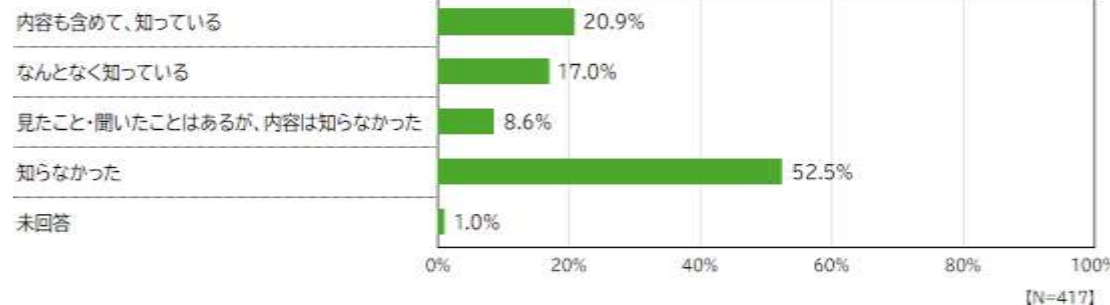
活動タイプ別分類		内容
A	維持管理参画型：公共空間のみどりの手入れに関わる活動をしている回答者	選択肢「公園やまちかで花づくりなどみどりの手入れに参加」を含む選択肢を選んだ回答者
B	職業的関与型：仕事としてみどりに携わる回答者	上記Aを除き、選択肢「みどりに携わる仕事をしている(農業・園芸店等)」を含む選択肢を選んだ回答者
C	参加・協力型：イベントや清掃、募金など、一定の時間や労力を伴う協力的な活動に取り組む回答者	上記A、Bを除き、以下のいずれかの選択肢を選んだ回答者 ・「みどりに関する募金をしている」・「落ち葉清掃に参加」「農作業体験に参加」「情報提供(講座やSNSなど)を受けている」「その他、みどりや生きものに関する体験会・学習会・調査・イベントに参加」
D	日常利用型：植物を育てる、散歩など、日常生活の中でみどりと触れ合う回答者	上記A、B、Cを除き、以下のいずれかの選択肢を選んだ回答者 「庭やベランダ等で植物を育てる(花、野菜、ハーブなど)」「屋内で観葉植物を育てる」「子どもの遊び場として利用している」「散歩やランニングで緑道や河川敷を利用している」「区内農産物を買っている」「その他」
E	活動なし・未回答	上記A、B、C、Dを除き、選択肢「特にな」を選んだ回答者、及び未回答の回答者

- 「世田谷みどり33」を5割以上が知らないと回答していた。

【問】「世田谷みどり33」という目標を知っていますか（1つ選択）

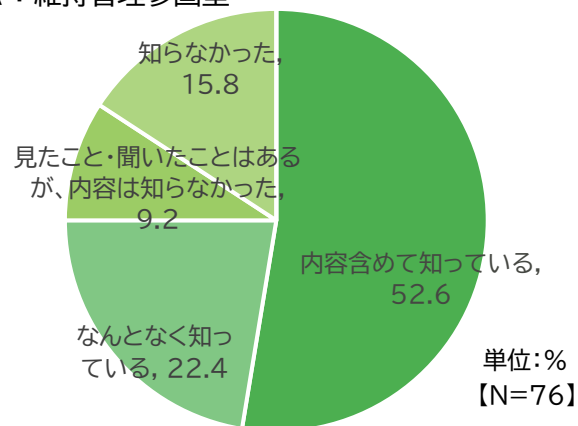


「世田谷みどり33」は、「みどりを育み、次世代へと続くみどりを守っていく」という思いをこめた区の目標である。公募で決まったマーク(左図)とともに様々なPRで活用している。

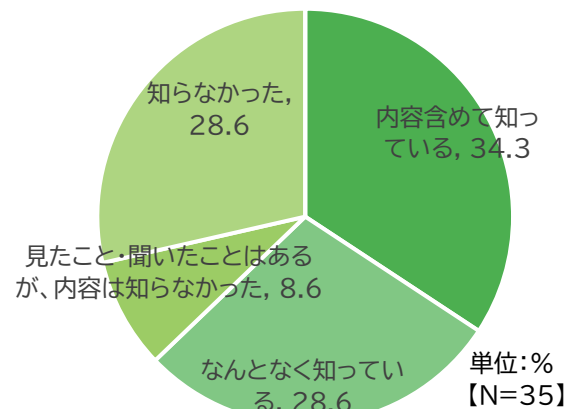


- 活動タイプ別に見ると、みどりの活動に深く関わっているタイプほど認知されていた。

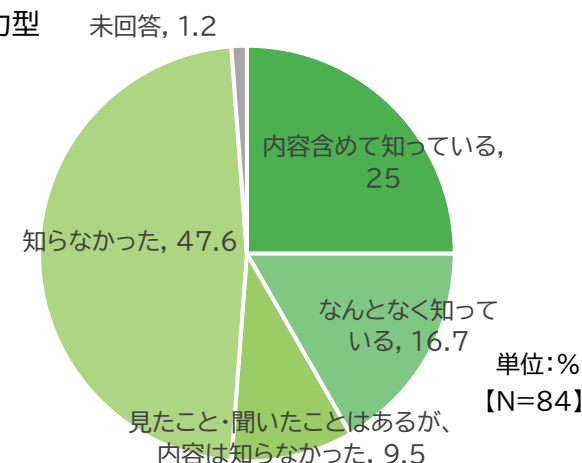
■ A：維持管理参画型



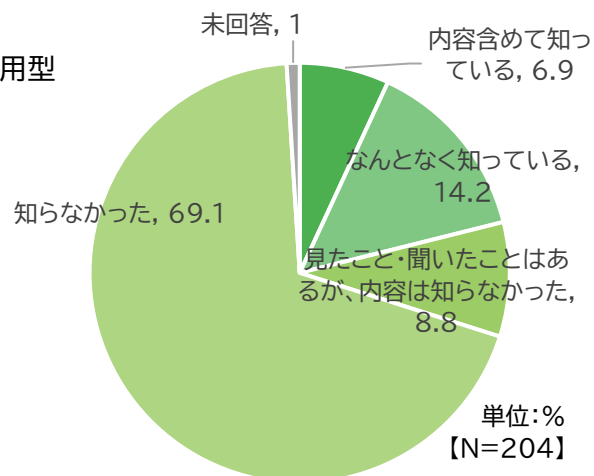
■ B：職業的関与型



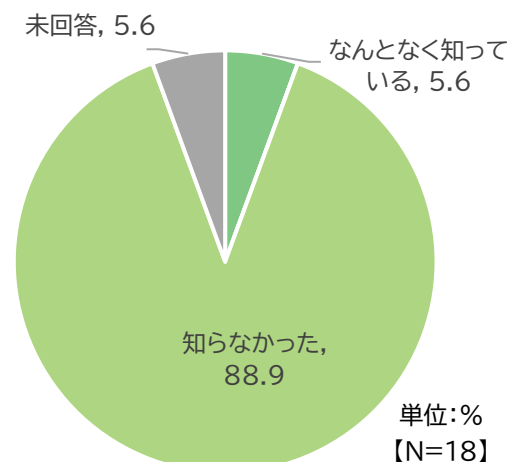
■ C：参加・協力型



■ D：日常利用型



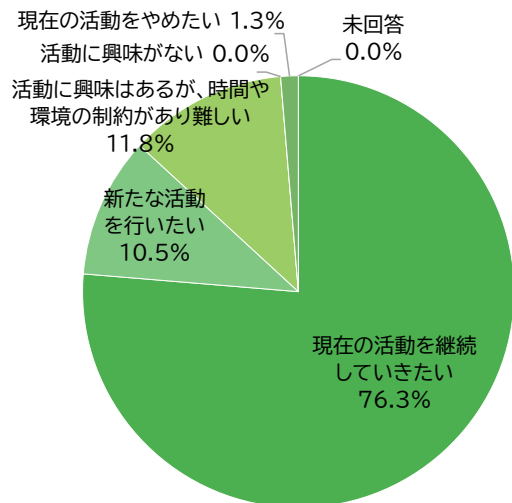
■ E：活動なし・未回答



タイプA・B、C、Dの順で、活動継続または新たな活動の意向を選択する割合が高く、みどりの活動により深く関わっている方ほど、活動の継続や新たな活動の意向が高い傾向が見られた。

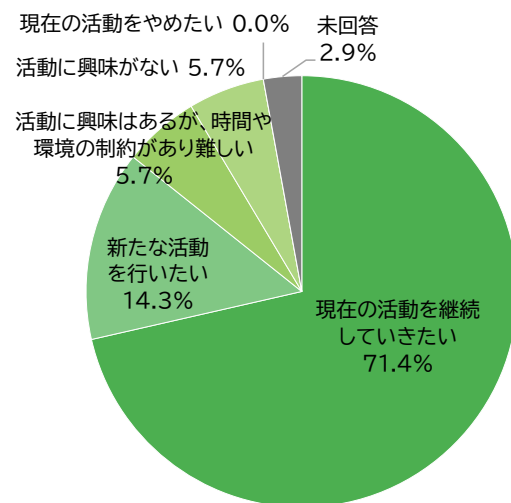
〔問〕みどりの活動について、あなたの考えにもっとも近いものを教えてください（1つ選択）

■ A：維持管理参画型



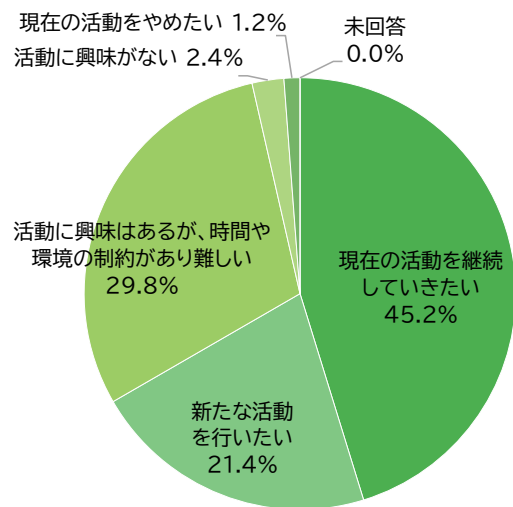
【N=76】

■ B：職業的関与型



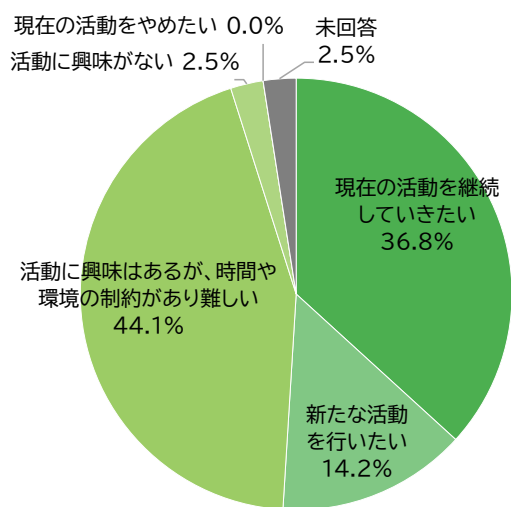
【N=35】

■ C：参加・協力型



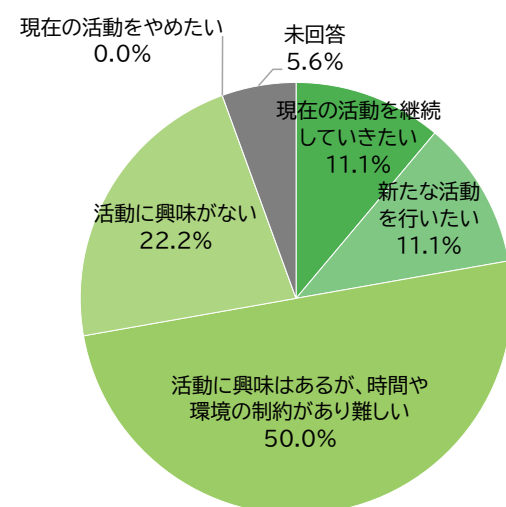
【N=84】

■ D：日常利用型



【N=204】

■ E：活動なし・未回答

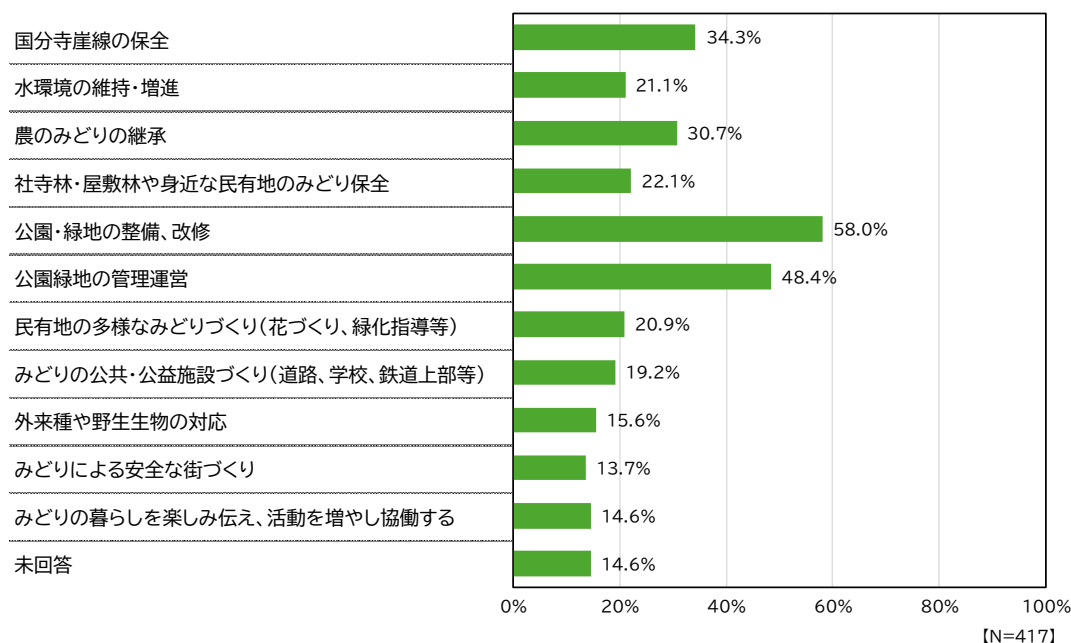


【N=18】

■ みどりを守り増やすために、区に取り組んでほしいこと

〔問〕次の世田谷区の実施のうちの、ご存じのものを教えてください（複数選択可）

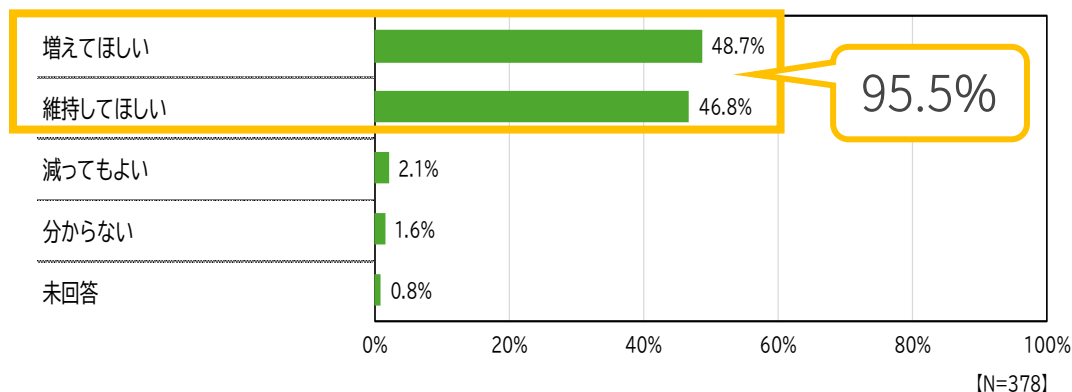
- 具体的な施策の認知度について、最も高いのは公園に関すること（「公園・緑地の整備、改修」及び「公園緑地の管理運営」）、続いて「国分寺崖線の保全」、「農のみどりの継承」だった。
- 認知度が低いのは、「みどりによる安全な街づくり」「みどりの暮らしを楽しむ伝え、活動を増やし協働する」「外来種や野生生物の対応」であった。



■ みどりの増加・維持に対する意向

〔問〕お住まいの地域のみどりについて、お考えを理由と合わせて教えてください（1つ選択）

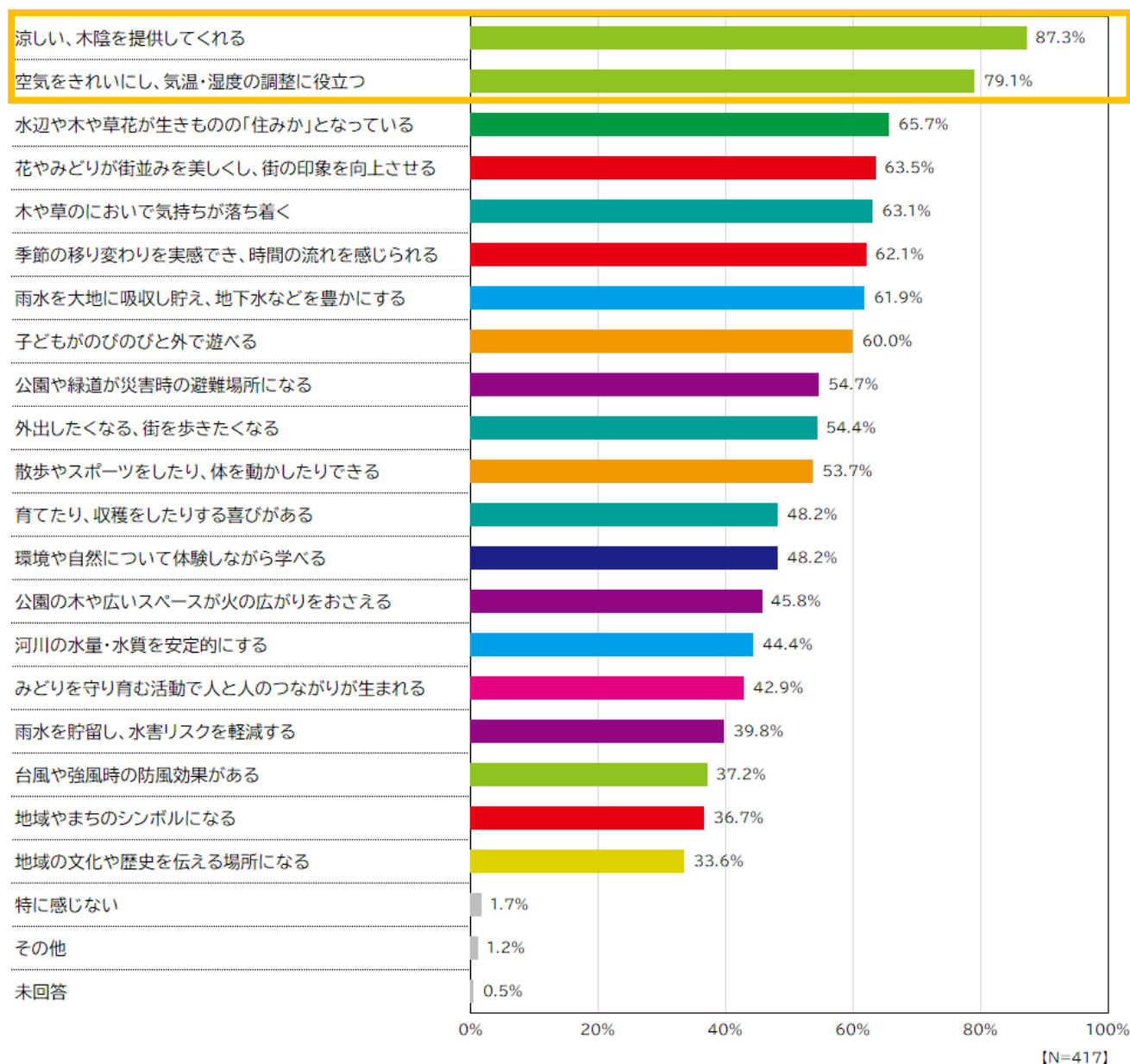
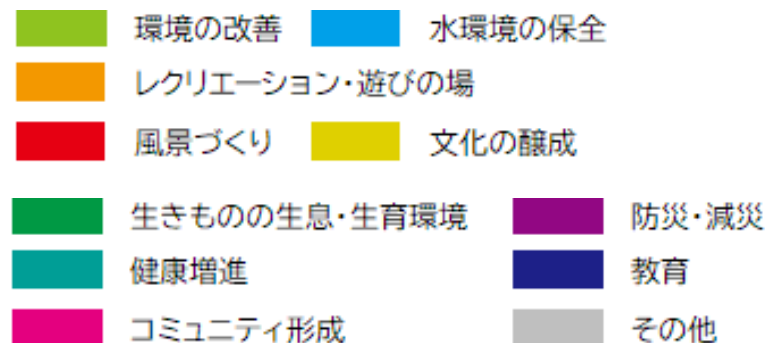
- 「増えてほしい」及び「維持してほしい」を合わせると95%以上がみどりを維持・増加したいという回答であった。
- 理由としては、暑さ対策や生物多様性などみどりの効果への期待や、みどりの減少への危機感、また「子どもたちの未来のために緑があることが大切」などの意見があった。



※世田谷区居住者のみ集計

- 「涼しい、木陰を提供してくれる」が9割弱、「空気をきれいにし、気温・湿度の調整に役立つ」が8割弱と「環境の改善」のうち、暑熱緩和に関する項目が上位であった。続いて「生きものの住みか」「街並みを美しくし印象を向上させる」「気持ちが落ち着く」が65%前後であった。

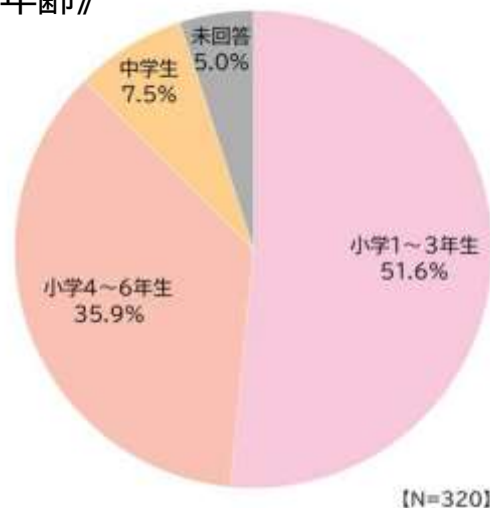
〔問〕みど리には多くの効果があります。次の中からあなたが関心のある「みどりの効果」の番号をすべて選んでください。
(複数選択可)



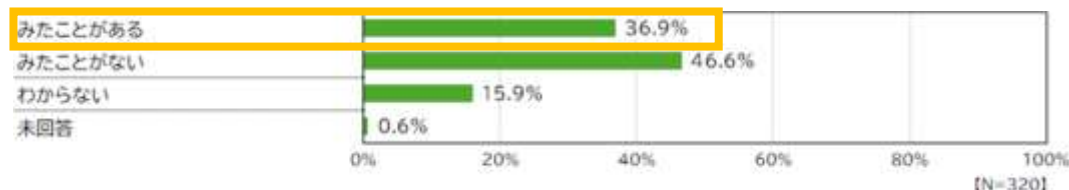
〔属性〕

- 属性は小学1～3年生が約半数を占め、全体の87.5%が小学生であった。

《年齢》

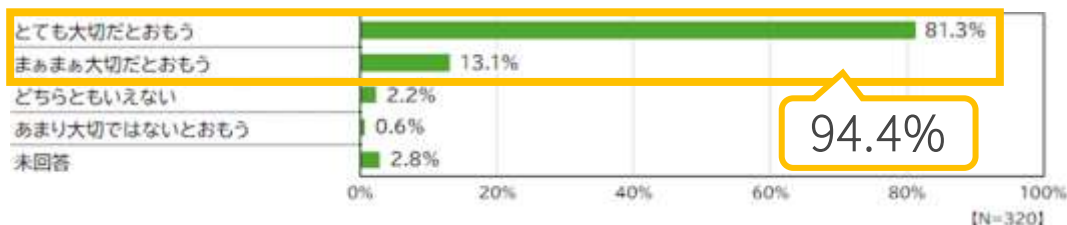


〔問〕右のマークをみたことはありますか。
(○は1つ)



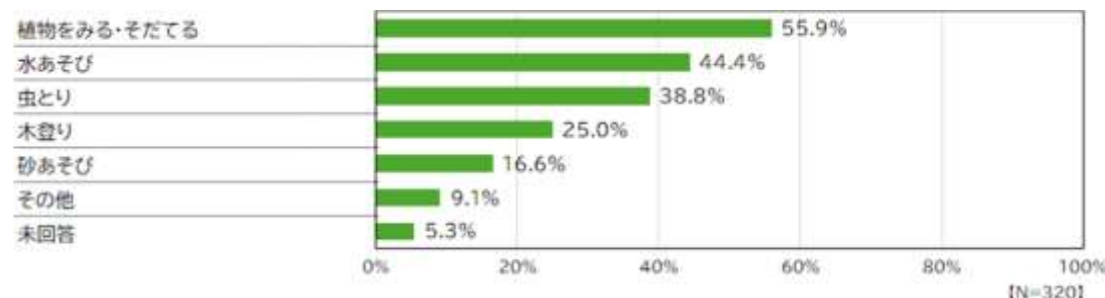
- 「世田谷みどり33」のシンボルマークを見たことがあると回答したのは36.9%で、6割以上が見たことがない・わからないと回答した。

〔問〕みどりは大切だと思いますか(○は1つ)



- 「とても大切だと思う」と「まあまあ大切」の回答を合わせた94.4%がみどりを大切と思っていた。

〔問〕みどりのあるばしょでどのような過ごし方をしますか
(○はいくつでも)



- みどりのある場所での過ごし方としては、「植物を見る・育てる」が最も多く、次いで「水あそび」「虫とり」と続いた。
- 自由意見では「ゆっくり過ごす」「のんびりする」という回答も見られた。